

衆議院 内閣委員会 議 録 第二号

令和三年四月二十一日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 木原 誠二君

理事 平 将明君 理事 富岡 勉君

理事 中山 展宏君 理事 藤原 崇君

理事 松本 剛明君 理事 今井 雅人君

理事 後藤 祐一君 理事 濱村 進君

安藤 裕君 岡下 昌平君

金子 俊平君 神田 憲次君

杉田 水脈君 高木 啓君

長尾 敬君 西田 昭二君

本田 太郎君 牧島かれん君

牧原 秀樹君 松本 洋平君

宮崎 政久君 吉川 赳君

和田 義明君 阿部 知子君

大西 健介君 玄葉光一郎君

森田 俊和君 森山 浩行君

柚木 道義君 吉田 統彦君

江田 康幸君 古屋 範子君

塩川 鉄也君 足立 康史君

岸本 周平君 高井 崇志君

内閣官房副長官

内閣府大臣政務官

内閣府大臣政務官

内閣府大臣政務官

政府特別補佐人

(原子力規制委員会委員長)

更田 豊志君

吉川 赳君

和田 義明君

坂井 学君

岡下 昌平君

西村 康稔君

坂本 哲志君

河野 太郎君

加藤 勝信君

内閣官房長官

政府参考人
(内閣官房内閣審議官)
藤井 敏彦君

政府参考人
(内閣官房内閣審議官)
梶尾 雅宏君

政府参考人
(内閣官房内閣審議官)
内山 博之君

政府参考人
(内閣府子ども・子育て本部統括官)
嶋田 裕光君

政府参考人
(総務省総合通信基盤局電気通信事業部長)
今川 拓郎君

政府参考人
(外務省大臣官房審議官)
赤堀 毅君

政府参考人
(外務省大臣官房審議官)
赤松 秀一君

政府参考人
(外務省大臣官房参事官)
石月 英雄君

政府参考人
(外務省大臣官房参事官)
有馬 裕君

政府参考人
(財務省大臣官房審議官)
土谷 晃浩君

政府参考人
(文部科学省大臣官房審議官)
蝦名 喜之君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
横幕 章人君

政府参考人
(厚生労働省雇用環境・均等局雇用環境総合整備室長)
岸本 武史君

政府参考人
(兼子ども家庭局児童虐待防止等総合対策室長)
三浦 章豪君

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議官)
須藤 治君

政府参考人
(復興推進グループ長)
奈須野 太君

政府参考人
(中小企業庁次長)
海谷 厚志君

政府参考人
(国土交通省航空局次長)

政府参考人
(防衛省大臣官房審議官)
町田 一仁君

政府参考人
(防衛省地方協力局長)
青木 健至君

内閣委員会専門員
近藤 博人君

委員の異動
四月二十一日
補欠選任
岸本 周平君 高井 崇志君

同日
補欠選任
高井 崇志君 岸本 周平君

同日
補欠選任
岸本 周平君 高井 崇志君

同日
補欠選任
岸本 周平君 高井 崇志君

同日
補欠選任
岸本 周平君 高井 崇志君

同日
補欠選任
岸本 周平君 高井 崇志君

同日
補欠選任
岸本 周平君 高井 崇志君

同日
補欠選任
岸本 周平君 高井 崇志君

同日
補欠選任
岸本 周平君 高井 崇志君

同日
補欠選任
岸本 周平君 高井 崇志君

同日
補欠選任
岸本 周平君 高井 崇志君

同日
補欠選任
岸本 周平君 高井 崇志君

同日
補欠選任
岸本 周平君 高井 崇志君

同日
補欠選任
岸本 周平君 高井 崇志君

同日
補欠選任
岸本 周平君 高井 崇志君

同日
補欠選任
岸本 周平君 高井 崇志君

同日
補欠選任
岸本 周平君 高井 崇志君

同日
補欠選任
岸本 周平君 高井 崇志君

同日
補欠選任
岸本 周平君 高井 崇志君

同日
補欠選任
岸本 周平君 高井 崇志君

同日
補欠選任
岸本 周平君 高井 崇志君

同日
補欠選任
岸本 周平君 高井 崇志君

同日
補欠選任
岸本 周平君 高井 崇志君

同日
補欠選任
岸本 周平君 高井 崇志君

同日
補欠選任
岸本 周平君 高井 崇志君

同日
補欠選任
岸本 周平君 高井 崇志君

同日
補欠選任
岸本 周平君 高井 崇志君

同日
補欠選任
岸本 周平君 高井 崇志君

同日
補欠選任
岸本 周平君 高井 崇志君

同日
補欠選任
岸本 周平君 高井 崇志君

同日
補欠選任
岸本 周平君 高井 崇志君

同日
補欠選任
岸本 周平君 高井 崇志君

同日
補欠選任
岸本 周平君 高井 崇志君

同日
補欠選任
岸本 周平君 高井 崇志君

同日
補欠選任
岸本 周平君 高井 崇志君

関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件について調査を進めます。
この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官藤井敏彦君、内閣官房内閣審議官梶尾雅宏君、内閣官房内閣審議官内山博之君、内閣府子ども・子育て本部統括官嶋田裕光君、総務省総合通信基盤局電気通信事業部長今川拓郎君、外務省大臣官房審議官赤堀毅君、外務省大臣官房審議官赤松秀一君、外務省大臣官房参事官石月英雄君、外務省大臣官房参事官有馬裕君、財務省大臣官房審議官土谷晃浩君、文部科学省大臣官房審議官蝦名喜之君、厚生労働省大臣官房審議官横幕章人君、厚生労働省雇用環境・均等局雇用環境総合整備室長兼子ども家庭局児童虐待防止等総合対策室長岸本武史君、経済産業省大臣官房審議官三浦章豪君、経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長須藤治君、中小企業庁次長奈須野太君、国土交通省航空局次長海谷厚志君、防衛省大臣官房審議官町田一仁君及び防衛省地方協力局長青木健至君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○木原委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○木原委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。玄葉光一郎君。

○玄葉委員 玄葉光一郎君です。

関係の皆さん、忙しいのにありがとうございます。

まず冒頭、西村大臣に二、三お聞きをして、終えたら、どうぞ御退室いただければと思います。

大阪に対して緊急事態宣言を発出するというところで調整をしているという報道が出ています。こ

の期に及んで宣言の発出についてちゅうちよする
ということとはすべきではないと思いますけれども、その点についてまずお尋ねをしたいと思います。

○西村国務大臣 昨日、吉村大阪府知事から、緊急事態宣言の発出について文書で要請を受けたところであります。

この間、吉村知事とも何度もやり取りを重ねておりまして、変異株が約八割になってきている中で、急速に感染者が拡大し、一月のピークを更に上回る感染者の数が、連日、千人、千二百人と続いているわけでありまして、病床がもう極めて厳しい状況になってきている中で、何としても感染を抑えなきゃいけない、こういった状況の中で吉村知事からも要請がなされてきております。

私どもも、大阪の状況、非常に厳しい状況だということに認識をしております。対策の強化、より強い対策を集中的に行わなきゃいけないという認識であります。

こうした中で、どういった対策が必要なのかということも含めて、今、府とも、大阪府側ともかなり詰めて議論を行っておりますし、専門家の意見を聞いて最終的には判断していきたいと考えておりますが、繰り返しになりますけれども、より強い集中的な措置が必要である、非常に厳しい状況にあるという認識をいたしております。最終的に専門家の御意見を聞いて判断をしていきたいというふうに考えております。

○玄葉委員 あわせて、東京そして兵庫も、緊急事態宣言の発出について、その要請をしたいというところで知事らがおっしゃっているようでありますけれども、その点についてはいかがお考えですか。

○西村国務大臣 まず、兵庫につきましては、私の地元でもあるわけですから、この間も知事と何度もやり取りをしてきております。特に大阪が増えている中で、併せて兵庫も感染が拡大し、特に神戸を中心に、病床が極めて厳しい状況になってきておりますので、井戸知事ともこうした

厳しい状況、危機感を共有しているところであり
ます。

兵庫県も、今日だと思いますが、本部を開いて、最終的に県としての意向をまとめるようでありまして、最終的に、いずれにしても、厳しい状況にあるということを確認をしておりますので、専門家の意見を聞いて最終的には判断していきたいというふうに考えております。

そして、東京は、三月中旬以降、変異株が急速に増えて、今、三割ぐらいというふうに評価をされておりますが、病床も徐々に厳しくなってきたりしております。そうした中で、五月には変異株にほぼ入れ替わる、こういった予測も感染研から出されておりますので、そういった状況で、昨日の厚労省のアドバイザリーボードにおいても、引き続き感染拡大の継続あるいは急拡大も懸念されるというふうに分析をされておりますので、こうした状況を踏まえて、東京都で様々な検討なされておりますが、昨日もですかね、小池知事が、緊急事態宣言の要請について検討を行っていくというふうに会見で述べられております。

明日、東京都の会議が開かれるというふうに、いわゆるモニタリング会議が開かれるというふうに承知をしておりますが、いずれにしても、東京の状況もやがては厳しくなるというふうに考えておりますので、都と連携をしながら、専門家の意見を聞いて最終的には判断をしていきたいというふうに考えております。

○玄葉委員 そうすると、一言で申し上げると、兵庫も東京も、知事の要請があれば、宣言の発出をちゅうちよするということではないというふうに理解してよろしいですか。

○西村国務大臣 それぞれの知事の要請がこの緊急事態宣言の要件となっているわけではありませんが、それぞれの知事と緊密に連携しながらその状況を確認し、現時点でも、それぞれ状況は差が異なるであろうということも含めて共有をしておりますので、そういった中で連携しながら判断を

していきたいと考えておりますが、いずれにしても、最終的には専門家の皆さんの御意見を聞いて判断をしていくことになります。

○玄葉委員 いつも申し上げてきましたけれども、この種の話はタイミングというのがとても大事、もちろん内容もそうなんですけれども、やはりタイミングが遅れるということが非常によろしくないと思いますので、私は早め早めに出すという方がよいというふうに思います。

当然、そうなったときには、また改めて、新たな協力金とか、対策のための資金も含めて必要になってくるというふうに思いますけれども、当然、そのことも含めて検討されているということですのでよろしいですか。

○西村国務大臣 まず、御指摘のように、速やかに対応していきたいと思っております。

特に、より強い措置を集中的にやる必要があると考えておりますので、そういった中身について、速やかに、それぞれの自治体と連携をしながら、専門家の意見も聞いて、検討を急ぎたいというふうに考えております。

その上で、どういった対策を強化していくのか、どういった形で対策を行っていくのか、その内容を詰めていかなきゃいけないところでありまして、その内容に応じてどういった支援が必要なのか、これについても併せて検討を急ぎたいというふうに考えております。

○玄葉委員 三回目の緊急事態宣言、これは絶対に避けるべきだと、この間私も思ってきたし、多分、恐らく西村大臣御自身も思ってきたと思うんですけれども、残念ながら宣言を出さざるを得ない状況になってきている。やはり、このことをどう考えるか。元々持っている戦略と方針というものに誤りがないのかどうかということもよく考えていただく必要があるんじゃないかというふうにも思います。

二週間前に、私、この場に立って、蔓延防止重点措置の適用、二週間遅いんじゃないかという発言を申し上げたと思います。更に言えば、宣言の

解除がちょっと早過ぎたんじゃないかという話も
しました。だから、今回の蔓延防止等重点措置の
評価というものを西村大臣としてどんなふうにお
考えになっておられますか。

○西村国務大臣 まず、宣言の解除をしたタイミ
ングについては、大阪でいえば、日々の感染者の
数が五十人とか六十人のレベルでありましたし、
東京でも三百人を切るレベルでありましたので、
いわゆるステージ3から更に2に行くような状況
でありますから、その時点では、専門家の皆さん
も一致をして解除ということで御了解をいただい
たわけでありまして。

ただ、その後、変異株が急速に拡大したこと、
これは我々も予測をしてきたことでありますけれ
ども、そうした中で、蔓延防止等重点措置を講じ
て、いわば緊急事態宣言と同等の措置を、地域を
絞って八時までの時短などを行ってまいりましたけ
れども、この間、入出が減らなかった部分もあり、
急速に拡大をしているという状況であります。

蔓延防止等重点措置の効果についてはよく分析
をしなきゃいけないと思っておりますが、大阪で
は、かなり入出が減って、急速に増えましたが、
でも、四月五日からスタートしておりますので、
二週間ようやくたつてきた中で、いわば高止まり
している、伸びが止まってきている状況はあると
思うんです。千百、千二百のところから横ばいに
なっていますので、急速に伸びる状況は鈍化し
てきていますけれども、ただ、この千百、千二
百人という連日のレベルは非常に高い水準で、も
う医療は非常に厳しい状況ですから、今、病床の
確保、あるいは看護師さん順次、数十人、百人
の規模で派遣をすることで進めております。
いずれにしても、こうした分析をしつつ進め
ながら、他方、この感染を抑えるべく、より強い
措置を集中的に講じていくべく内容を詰めていき
たいというふうに考えているところであります。

○木原委員長 一旦速記を止めてください。
(速記中止)

○木原委員長 速記を起してください。

玄葉君。

○玄葉委員 やはり、変異株の影響、これは最大の変数になっていることはみんな分かっているわけでありまして、そのことを甘く見たという側面も私はあるのではないかと思っています。

改めて、蔓延防止等重点措置というのは、私も、特措法の改正で、この場で質問させていただきましても、効果が出るタイミングはあまた意味限られていて、やはり本当にタイミングと対策と、あと、本当に地域がうまく折り合わないとなかなか効果が出ないのではないかと、ふうに思うので、やはりそのことも含めて、今後、教訓としてしっかり受け止めて対応を取られた方がいんじゃないかと思いますが、一言だけ、最後にお願います。

○西村国務大臣 御指摘のように、例えば宮城県仙台は、いわば地方部の大都市、都市部、これを限定的に集中的に対応することによって、かなり人も減り、そして感染者の数も抑えることができております。

先ほど申し上げましたけれども、大阪も、伸びは鈍化はしていますが、水準自体を下げるどころまでは行っていない。これは、大阪という大都会で、大阪市だけでは十分でなかったのかもしれません。そういったことを含めて、東京は二十三区プラス六市で、今、蔓延防止等重点措置を行っております。

それぞれやり方も地域の定め方も違いますので、この辺り、よく分析をしながら、法改正で蔓延防止等重点措置という、地域限定ではあります強い措置を入れていただいておりますので、これを今後やはり有効に使っていかなくちゃいけないとも考えておりますので、分析をしっかりして今後に生かしていきたいというふうに考えておりますが、まずは、大阪、東京の状況を、感染を抑えていくこと、このことに全力を挙げていきたいというふうに考えております。

○木原委員長 一旦速記を止めてください。

〔速記中止〕

○木原委員長 速記を起してください。

玄葉君。

○玄葉委員 分かりました。

西村大臣、これで結構ですけれども、改めて申し上げますけれども、蔓延防止等重点措置は、やはり一番効果があるのは初期消火だと思っております。このことを忘れずに、この初期消火が効くタイミングで、効く場所、しっかりと適切に対策を取るということではないかと思っております。

○木原委員長 どうぞ。

○玄葉委員 その次に、福島第一原発のALPS処理水の話でございます。

更田規制委員長に改めてここで断言をしてもらいたいと思っておりますのは、科学的見地から、このALPS処理水、つまり処理をされた水については海洋放出されても絶対に安全であるというふうな、事実上、規制委員長はこの間言われてきたわけでありましてけれども、このことを国会でまず述べていただければと思います。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。

ALPS処理水、必要な希釈を施した上で海洋に放出する限り、環境であるとか、人の健康、それから地域の産品に影響を与えるということは科学的に考えられない。これは繰り返し原子力規制委員会として表明しているところでございます。

○玄葉委員 多くの人が、更田委員長、何となくもやもやとしておられるのは、通常原発と違ってデブリに触れた水だ、こういうことなんですね。ですから、他の核種も出ると。

これは、私なんかは、再処理という過程の中で、いわば通常原発では出ませんけれども、一旦燃料を溶かしたときに出るものとやや似ているのかなというふうに、私なんかはそう評価するんですけれども、そのことも含めてみんなもやもやとしておられることに対して、あるいは、例えばクロソイという魚が今年二月に、一万八千検体の中の一例なんですけれども、やはり基準を上回る

セシウムが出たということなんですね。

こういったことも含めて、そういう不安に対して、規制委員長として、いや、そんなことはない、絶対に安心だということを含めておっしゃっていただければと思います。

○更田政府特別補佐人 液体放射性廃棄物としては、まさに先生のおっしゃるとおり、事故を起こしていない原子力発電所のものであって、再処理施設のもので燃料をぶった切って溶融させる施設です。ALPS処理水は再処理施設からの液体放射性廃棄物により近いというのは、何と申しますか、一般的には言えるだろうと思っております。

もやもやは、確かに、トリチウムの問題だけではなくて、トリチウム以外の核種が含まれている可能性、そこにあるんだろうと思います。これは十分な分析によって、どのくらいの量、量が少なければなるほど検出するのが難しくなりますから、その点をしっかりと証明していくということは技術的に簡単なことではないんですけれども、そこをしっかりとっていくことが重要であろうというふうに思っています。

海産物で、セシウム等、これは生物濃縮等の影響が表れている。絶対にという言葉は科学では使わない言葉ではありますけれども、十分な希釈をした上で海洋に放出される限り、少なくとも、ALPS処理水の放流によって産品や環境に影響が出ることは考えておりません。

○玄葉委員 そういった科学的な安全性というものが大前提だと思えますし、それが大前提であれば、問題は風評ということになります。本来、絶対という言葉はないということですが、科学的見地からは安全なのに様々な影響が出るというの、まさに風評です。

この風評対策というのは、今度、加藤官房長官が議長になられて、責任者になられて、関係閣僚が議長できたということでありまして、

この間、地道な取組というのがあるいろいろな出てきているんですけれども、残念ながら効果が

ていないというふうに申し上げていいと思います。

やはり、この種の問題というのは、かなりの程度、デモンストレーション、つまり実演のようなものが大事だと私は思っているんですね。

それで私が思い出すのは、三・一一のときに、私も福島なんですけれども、震災瓦れきが問題になったんですね。どこも引き受け手がいない。そのときに、石原都知事が、いや、東京が引き受けるよと言ってから、一気にこの瓦れきの処理が進んだんですね。大丈夫だと分かっているんですよ、科学的には。けれども、やはりどこかが名を上げて、一種のデモンストレーションです、一気に進みました。

私は、希釈した水を、安全なんだから、ある人はこの希釈した水を飲めると言っていますよ、その水を敷地の中だけで今処分するという方針なんですけれども、私は、少量であつてもいいから、敷地外に出して処分するというデモンストレーションをすれば、相当程度、私は風評はなくなっていくのではないかと期待を持っています。

この基本方針を読むと、実は、いや、敷地外に持つていくのには、様々な、現行制度上、所要の管理が求められる、要は難しいなということが書いてあって、私は何が難しいのかと思っております。希釈した水です、飲める水です。だから、規制委員長に私、聞きたいのは、敷地外の処分、敷地外にそういった希釈した水を持ち出すということに対して、希釈した水ですから、何が難しいんですか。

○更田政府特別補佐人 お答えします。

法律上、規則上は、十分に希釈したものであつても、液体放射性廃棄物としての扱いを受けます。液体放射性廃棄物としての扱いを受ける以上は、輸送であるとか輸送先での扱いについて、原子炉規制法の対象となります。

したがって、少量のものを、十分に希釈し

たものを敷地外に出そうとして、その後の、原子炉等規制法の対象を外そうとした場合というのは、これは現時点でちよっとお答えするのが難しいのは、立法が必要なのか規則改正が必要なのかという形で、もうそれは液体放射性廃棄物ではないという定義を与えない限り難しいものと考えています。

○玄葉委員 ですから、更田委員長、要は想定していなかったということなんです、加藤官房長官。私は、これは有効だと思ってるんです。

こういう有効な風評被害対策に対して、本来なら、実は、この処分の決定と同時に、こういう方法だつてあるよ、こういうことも、必要ならば立法措置を取って、今まで想定してなかったけれどもやるよとか、そういう発表をしてはしなかったんですね、私は。それができていないから、やはり福島県民、みんな不満な方が多いです、どうしても。

だから、加藤官房長官、そういうデモンストレーションというのはやはり必要なんですということ。そして、例えば東電は今度は、一緒に併せて質問しますけれども、通告しておきましたけれども、例えば魚をこの処理水で、希釈して飼育する、こういうことを言ったりしています。そういうデモンストレーションも含めて、そういったことに対しての評価を加藤官房長官にお聞きします。

○加藤国務大臣 まず、今回、今委員御指摘の点は、まさに処理水をどう処分するかということそのもののメインの話として、これを全国に持っていくとか遠いところへ持っていくとか、これはなかなか難しいということ、専門家……(玄葉委員「希釈した水ね」と呼ぶ)もちろん希釈した水、もちろん福島で放出するという処理水でありまして、それを持ち運んでいく、あるいは外に向かつて輸送管を造ってそこから流していくということ自体は、相当時間がかかって難しい、これは専門家会合からも出てきているところでありますので、それらを踏まえて、私どもは、東日

本大震災の被害があり、また福島原発の事故を受けている、こういう地域で、大変御苦労いただいているけれども、これまで他の例においても処理水は基本的に敷地から出しているという事例も踏まえて、そこから出させていただく、こういう方針にまず、大変重たい判断でありますけれども、させていただきます。

その上で、どういう対策をこれから講じていくかということについて、まずは科学的な、そうした、先ほどやり取りをされておられましたけれども、いかに科学的に安全なのかということ、これをしっかりと明示をしていく。あるいは処理をしていく過程のプロセス等々においても、しっかりとそれは透明性を持って説明をさせていただきます。

それから、二点目として、今いろいろな取組をされていますから、それを支援をしていく。それに加えて、今委員御指摘のように、いかに風評対策に対してどう講じていくかということであります。

その一環として、東京電力においては、先ほどお話がありました、十六日に発表した方針では、安全性に関する懸念を払拭するため、ALPS処理水を用いて魚類等の飼育を行うことが盛り込まれている。こういう対策も取られているところであります。

今後、私どもの、この風評、具体的な対策をするための関係閣僚会議、これは四月十六日に一回目をスタートいたしました。情報発信あるいは販路拡大に比べて風評被害の丁寧な賠償など徹底した風評対策を講じることを確認したわけでありまして、今後、様々な御意見もいただきながら、夏頃までに課題を抽出して、喫緊の追加対策、これも講じていきたいというふうに考えているところであります。

今の時点で、今言ったことに対して具体的にちよっとお答えするものを、今言った法律的な問題も含めて持ち合わせておりませんけれども、いずれにしても、風評影響をいかに減らしていくのか、これについては、それぞれの関係者の皆さん

等の声もしつかりお聞かせをいただきながら、政府として全力で取り組んでいきたいと考えております。

○玄葉委員 加藤官房長官、私が聞いたのは、あえて官房長官の前で更田さんとのやり取りを聞いていただいて、福島原発の敷地から処分するという大方針があつて、科学的に基本的に安全であるという大前提に立てば、どこで処分した方がいいわけですね。ということですよ。

だから問題は風評だということになったときに、やはり敷地外に、希釈した、飲める水ですからね、飲める水を何で敷地外に持ち出すのが大変なのか私には全く分からないんですけども、そのことも含めて、それが風評対策に有効であるということになったら、きちっと措置をしていく、対策を講じていく、そういう理解でよろしいですか。

○加藤国務大臣 ちよっとダブるかもしれませんが、敷地外に持ち出す場合には、配送で移送する場合には、当然、配管、フェンス、あるいは輸送する場合にはその輸送容器、さらには当該自治体の理解、また、様々な、先ほどあつた法律上の許可、こういったことも必要ということから、この敷地外の放出については実施可能な案にならない、これは専門家会合で提言されたばかりであります。

その上で、委員おっしゃっておられるのは、大量の部分と言っているのではなくて、本当の、例えば、変な話、ペットボトル一本分……(玄葉委員「まあまあ、そこまでじゃないけれども」と呼ぶ)例えばの話ですよ、例えばの話ですけれども、そういったものをということだというふうに思います。

ただ、それも、先ほど更田委員長からお話がありますように、規制の中に入っているわけでありまして、直ちにそれとということを具体的にここで申し上げるのは、私どもとしても検討し得る状況になっていませんからあれですけれども、ただ、風評被害というものをいかに解消していくのか。

か。そして、これまで、風評被害、先ほど委員が石原知事の対応のお話もありましたけれども、そうした対応も一つの風評被害につながつたと御指摘がありました。そうした様々な御意見、これからもしっかり承らせていただきながら、何ができるのか、しっかりと検討させていただきたいと思ひます。

○玄葉委員 飲めるぐらいの水の場合によつては規制法上の対象とならないということで立法措置を取るなんということは、私、決して難しいことでは全くないと思いますよ。

だから、それが有効であると、私も全部をそこで流せと言っているわけじゃない、風評対策の一環でやつたらどうかと、少量であっても。そうすれば、かなり有効だと期待できるんじゃないかという提案をしているわけです。それが有効だということであれば、前向きに検討していただければ、こういうふう聞いています。

○加藤国務大臣 委員からの一つの提案としては受け止めていただきたいと思いますけれども、先ほどから申し上げておりますように、それに係るどういった手続が必要なのか、またさらに、様々な方の御意見も踏まえながら、この風評被害、万全を講じていきたいと考えています。

○玄葉委員 じゃ、もう時間がほとんどなくなつたので、坂井官房副長官に来ていただいて、一、二問だけ日米首脳会談について申し上げて終わりたいと思います。

中国との向き合い方が最大のポイントで、この点について日米の首脳が基本的な認識を一致させたという事は、私も成果だというふうに思います。とにかく、中国がピークアウトするまでは、日本はQUADプラスアルファで、チームで対抗すべきだ、あるいは向き合うべきだというふうにいると思いますし、ルールによる秩序形成というものを重視した方がいいと思います。

予算委員会では、菅総理大臣に、法の支配とい

うものバイデンさんに会ったら説くべきだという話をしたんですけれども、このことは、同席にいられた坂井官房副長官、どんなふうにお聞きになりましたか。言及はありましたか。

○坂井内閣官房副長官 この日米首脳会談では、両首脳は、自由、民主主義、人権、そして今御指摘をいただきました法の支配等の普遍的価値を共有し、そして、世界全体の平和と繁栄の礎である日米同盟をより一層強化していくことで一致をいたしております。会談におきましても重要な論点として、これは議題として取り上げられたところがあります。

自由で開かれたインド太平洋の実現に向けて、日米両国が、先ほど御指摘いただいた豪州やインド、そしてASEANといった同志国等と連携しつつ、結束を固め、協力を強化していくことも確認をしたところでございます。

○玄葉委員 済みません、いろいろ聞きたかったですけれども、時間がないので、最後にもう一問だけ。

昨日も出ていたんですけれども、オリンピックをめぐるやり取りで、人類がコロナに打ちかったあかしという言葉遣いは、もうこの機会にやめた方がいいんじゃないかなと私、思いますね。

つまり、今、新規感染者が世界で一番、過去最高に多いわけで、その点、官房長官、是非御答弁いただければと思いますし、あのときに、やはり、公衆衛生の専門家から開催の準備ができていないとの指摘があつて、無責任ではないのかというふうなバイデン大統領に、あるいは菅総理に聞かれたときに回答漏れをしたということでありまして、本来自ら、いや、こういう準備をしているから安全、安心なので大丈夫だよという言ひ言つてはしなかったですよ、正直申し上げて。

だから、このことは、官房長官でも副長官でもいいんですが、最後に御答弁いただけますか。

○木原委員長 官房長官、時間が来ておりますので、手短にお願します。

○加藤国務大臣 共同記者会見の件に関しては、ちよつと詳細は承知しておりませんが、オリンピックの後の日本人の記者に関しては、オリンピックに開いての質問にお答えをしたということでもあります。

それから、今委員のお話がありました、打ちかったあかしという意味でありますけれども、これはいろいろな意味があるんだろというふうに思っております。オリンピックをやるから直接、コロナウイルスがオリンピックをやれば消滅するという、これは全くないことはおっしゃるとおりでありますけれども、しかし、このオリンピックを開会するという意味において、国際社会が連結して実施ができた、そのことをどう評価していくのか、そういう意味で、こうした表現を使わせていただいているところであります。

○坂井内閣官房副長官 内輪の話でございますが、委員が御指摘をされたように、日本の記者から御質問があれば、こういう対策をして大丈夫だということをお話を申し上げる準備はしていたところでございますが、昨日の本会議でも総理が自らお話しされましたけれども、答弁漏れになってしまったということでございます。私の方もそこは残念に思っているところでございます。

○玄葉委員 終わります。どうもありがとうございます。

○木原委員長 次に、大西健介君。

○大西(健)委員 大西健介です。
今の玄葉委員の最後の日米首脳会談の質問に続けて質問していきたいと思うんですが、今回、その共同声明に台湾海峡という言葉が明記された。これは一九六九年の佐藤・ニクソン会談以来というふうに使われていました。ただし、当時は日中国交正常化前のことであります。また、中国の国際社会におけるその存在の大きさというのとは今とは比べ物にならないというのを考えると、今回、この台湾海峡という言葉が明記されたことが持つ意味合いの重さというのは全く異なるというふうに思いますが、そういう理解でよろしいか

どうか、官房長官、御答弁いただきたいと思えます。

○加藤国務大臣 今委員御指摘のとおり、この台湾海峡という言葉が日米の共同声明に盛り込まれたのは佐藤・ニクソン会談以来ということでありますが、今回の共同声明における台湾に関するこの言及は、兩岸関係の軍事バランスの変化などを踏まえ、台湾をめぐる問題が当事者間の直接の対話によつて平和的に解決することを期待する、これは我が国が従来から申し上げてきた立場、これを日米共通の立場としてより明確にしたものであると考えております。

台湾海峡の平和と安定にとつて、こうした形でお示ししたことは意義があるというふうに考えているところであります。

○大西(健)委員 私は、今回、この日米首脳会談で、やはり、対中姿勢、日米がどう示していくかということがこれだけ注目されていた中で、この台湾海峡ということが明記された。私自身も、日本のシーレーンの一部である台湾海峡の平和と安定というのは、これは我が国の国益に直結する話でありますから、そこに我が国がちゃんと関与していくというのは当然だと思います。

ただ、過去には、同盟による巻き込まれ論みたいな話もあったわけでして、これだけ重要な話がある十分な国民的議論のないままに進んでいっているのかということも思うわけです。専門家の中には、日本政府はルビコン川を渡った、こういうふうにする人もいます。

今回の政府の決断が、安保関連法に基づく重要な影響事態やあるいは存立危機事態に台湾有事を認定する可能性にも関わる話であつたり、あるいは、台湾有事に備えて日米共同作戦計画の策定をするということにもつながっていく話であるんじゃないか、またさらには、中国からの報復措置という点でも覚悟しなきゃいけない、そういう大きな決断だということに私は思います。

そのことについて、今回の話がそういう意味合いを持っているんだということを国民の多くの皆

さんが理解されているというふうに官房長官は思われますか。

○加藤国務大臣 先ほど申し上げたところでありますが、この共同声明では、日米両国は、台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、兩岸関係の平和的解決を促すということを明記をしているわけでありまして、これはまさに、当事者間の直接の対話によつて平和的に解決されることを期待する、これは従来からの我が国の立場であります。それを日米共通の立場として明確にしたという、あくまでもそういう意味であります。

○大西(健)委員 そこら辺が、何というか、曖昧というか、私はそうではなくて、これはもう佐藤・ニクソンのときの話とは全く違う話であつて、安保法案もその後成立もしています。それから、中国の存在の大きさというのはもう当時とは比べ物にならない、そういう中でこれを明記するということは、今回、まさに、アメリカはもっと強い調子で書けと、日本は慎重な意見もあった中でいろいろなせめぎ合いの中で、結果として明記をされたというふうな理解はしていますが、やはり、私は、菅政権自体も、本当にそういう覚悟を持って今回これを明記をしたのかどうか。今の答弁もちよつとあやふやなんです。

同じことですけれども、皆さんのお手元に資料をお配りしていますけれども、これは首脳会談の直後に首相官邸のツイッターから発信されたものですけれども、まさにここに書いてあるのは今の官房長官の答弁なんです。中国との安定した関係は、日中両国のみならず、地域及び国際社会の平和と繁栄のために重要ですよというふうな書かれているわけですよ。その後は、中国との率直な対話が必要であるということも書かれていますけれども。

中国に対して結構強いことを言っている一方で、その直後に流しているツイッターでは、いやいや、日中関係、大切なですよと書いていて、一体どっちなんだというわけではないんですが、本当に今回の、台湾海峡と書くのは、私はすごく

やはり重みがあると思うんですけども、これを書くことによって、場合によっては経済的な報復措置もあるかもしれない、そういう覚悟を持ってやっているのか。

このツイッターであつたりとか今の官房長官の答弁を見ると、私はその辺が非常に曖昧だし、だから、国民もそういうことを理解しているのかなと。した上で、みんなが、そうだね、でも、今のこの状況を考えると、やはりアメリカと一緒に、今まではちよつと違う厳しい対中姿勢というのが必要だよなと考えると今回のことが行われたのかどうかというのを思うんですけども、この首相官邸のツイッター、これはどうなんですか。その日本政府の立場と温度差がないということ、今までの答弁だとそういうことだと思ふんですけども、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 日米首脳会談では、インド太平洋地域と世界全体の平和、繁栄に対して中国が及ぼす影響についても意見交換が行われたところであり、東シナ海、南シナ海における力による現状変更の試みに反対することなど、これは一致をしているところでもあります。

その上で、こうした問題に対処する観点から、中国との率直な対話の必要性を確認をし、普遍的価値を擁護しつつ、国際社会全体の安定を追求していくという点においても一致をしたところでありまして、御指摘のツイッターは、今申し上げた共同声明、またこれまでの日本の立場、それを踏まえたものである、ツイッターはそれを踏まえたものであるわけでありまして。

○大西(健)委員 もう一つ、今言ったように、今回、この台湾海峡を書くかどうかという話も含めて、先ほど言ったように、慎重な日本側と積極的なというか強硬なアメリカ側と、いろいろな神経戦というかせめぎ合いがあつたというふうに言われていますが、ただ、今回、この日米首脳会談が行われる前から、アメリカは、今回の会談で対中国に対して日米の強固な結束を示すんだというこ

とが最大のテーマだったわけですよ。

そういう形で書いたんだつたら、私は、ちよつと見返りというのは変ですけども、日本も、そこはアメリカ側の意向に沿った形で今回やるんだから、日本の言うことも聞いてねという話じゃないけれども、今回、日米首脳会談で、自動車関税の撤廃の話はなぜ求めなかったのか。

日米貿易協定に関する国会の審議の中で、安倍前総理は、自動車関税については更なる交渉により撤廃することになっているんだ、こういうふうの説明してきたわけです。ところが、追加交渉は協定発効後四か月をめどに始めるということになつていますけれども、一年以上たつても、いまだに全く開始もされてない。

なぜ、今回、日米首脳会談のタイミングでこの自動車関税の話をしなかったのか、このことについて、官房長官から御答弁いただきたいと思ひます。

○加藤国務大臣 御指摘のように、今回の日米首脳会談では自動車関税撤廃については協議はなされていないところでもあります。

他方、日米貿易協定においては、自動車・自動車部品について、関税の撤廃に関して更に交渉する旨が明記され、今後交渉を行うことにおいても、これは日米間で合意をされているところでもあります。

バイデン政権の通商政策については、まずは国内の雇用政策などを重視し、それまで新たな貿易協定は結ばないという方針と私どもは理解をしており、そうした状況を踏まえつつ、引き続き、通商政策を含め、しっかりと意思疎通をこれは図っていききたい、こういうふうに考えているところでもあります。

○大西(健)委員 今はつきりと、今回はしなかったという話ですけども、さっき言ったように、今回、対中姿勢についてはアメリカの意向に沿うというのも変ですけども、一緒にやろうね、その代わり自動車関税の話はお願いしますよ、こういう交渉が普通じゃないかと思うんですけども、

も、それをしなかったというのは非常に私は残念でなりません。

官房長官はここまでで結構でございます。ありがとうございました。

今回の訪米でもう一つ注目されていたのが、菅総理とファイザー社のアルバート・ブーラCEOとの電話会談でありますけれども、ファイザー社との交渉については、河野大臣がワクチン担当となつた直後に、私が直接ファイザーと話をすると乗り出されたところ、交渉には首相を出してほしいという逆指名があつたというような話もあります。

今回の電話会談というのは、そういう経緯があつてのセツトされたもののなか。また、当初は対面での会談を模索したけれども、電話会談に切り替えたというような話もあります。この電話会談をセツトした経緯について、ワクチン担当の河野大臣から御説明いただきたいと思ひます。

○河野国務大臣 この電話会談のセツトに関わつておりませんので、何とも申し上げられません。ファイザーのCEOはニューヨークにいらつしゃつて、総理はワシントンに訪問ですから、そもそも対面は成り立たないんだと思ひますが、それ以上のはかりません。

○大西(健)委員 今、海外との往来がなかなか難しい状態ですから、ニューヨークとワシントンは、私もワシントンにいましたけれども、シャトル便が三十分置きに飛んでいて、そんなに遠いところではないので、対面で会おうと思つたら幾らでもできたと思ひますよ。

私は、政府の中にも、一國の総理が民間企業に頭を下げるのかという慎重な意見があつたというふうなことも言われていますが、総理が恥もブライドも捨てて、国民の命を守るためにやるんだとやれば、これは国民の多くの皆さんは、理解をされるどころか、拍手喝采したんじゃないかというふうに思ひます。

昨日の参議院の厚生労働委員会では、田村厚生労働大臣から、今回、合意文書みたいなものは交

わしてないというふうに答弁をされています、はつきりと。ニューヨークとワシントンだからとさつき大臣おっしゃいましたけれども、だつたら、別に米国じゃなくても、日本から電話すれば済む話ですし、もつと言え、電話で済む話だつたらもつと早く電話すればよかったんじゃないんですか。これはいかがなんでしょうか。

○河野国務大臣 申し上げましたように、この件に関わっておりませんので、何とも申し上げられません。

○大西(健)委員 いや、でも、最初に言つたように、河野大臣が、二月でしたか、大臣になつた直後に、自分が交渉するんだ、ファイザーと直接、そう言つたときには、相手から、いやいや、大臣じゃ駄目だ、首相を出してこいと言われたという話もあります。そのときは、まさに担当としてファイザーと交渉しようとしたんじゃないんですか。

だつたら、今回も、まさにこのワクチンを確保するというのは大臣の一番重要なお仕事なわけですから、関わっていないという話じゃなくて、当然、総理ともこのお話というのはされていると思ひますので、ちゃんと答弁していただきたいと思ひます。

○河野国務大臣 一月以降、ファイザーと私が交渉しております。

この電話会談については存じ上げません。

○大西(健)委員 いや、今、河野大臣がやつておられる仕事の中で一番重要なのはこのワクチンの確保であつて、そしてファイザーからこのワクチン、この後質問しますけれども、九月末までに全国民分を確保できたとおっしゃっているわけですから、当然、今回、アメリカに行つて、会うのか会わないかという話もあつたというふうに私は聞いていますけれども、電話会談にしても、その話は全く知らない、総理のところでも勝手にやつた話だという話だつたら、逆にワクチン担当大臣として無責任な話だと思ひますが、改めて御答弁いただきたいと思ひます。

○河野国務大臣 先ほど申し上げたとおりです。
○大西(健)委員 本当に、そんな話じゃないと思うんですよ。だって、河野大臣の一番重要な仕事です、このワクチンを確保するのが、必要なワクチンです。

それでは、今申し上げましたように、追加供給に関してファイザー社と実質的に合意したとして、九月末までに接種対象者全員分を確保できる見通しを河野大臣は示されたということですから、でも、そこで確認したいのは、それはアストラゼネカやモデルナの契約分も含んで必要な分を確保した、そういう話なのかどうか。

この点については、アストラゼネカ製のワクチンについて血栓ができる事例が世界中で報告をされていて、重症化リスクの高い高齢者に限定して接種する国や、もう、デンマークのように、接種を停止している、使用を停止している、そういう国もあります。そういう使用制限の動きが広がっている。

そんな中で、アストラゼネカのワクチンについては、我が国はまだ承認されていないんですけれども、承認されても、もしかすると一定の年齢だけとか、広く使えない可能性がある。そういう中で今回の追加供給の要請を行ったということなんでしょう。

繰り返しになりますけれども、モデルナとかアストラゼネカの契約分を含んで九月末までに全員分が確保できたという話なのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○河野国務大臣 ファイザー社及びほかの会社のワクチンを入れて、九月末までに全員分の供給ができるということでございます。

○大西(健)委員 今の御答弁だと、入れてということなので、もし、アストラゼネカはまだ承認されていませんが、承認されても、先ほど言ったように、世界中で、今、一定の年齢以上にしか打たないというか、もう打たないという国も出ている中で、今想定しているアストラゼネカの分が全部使えないという可能性が出てきた場合には、

じゃ、今回の追加で確保した分でもまだ足りなくなる可能性があるということなんですか。

○河野国務大臣 今、承認のプロセス中でございますので、お答えは差し控えたいと思います。

○大西(健)委員 そういふことになると、結局、まだ承認もされていない。そういうことになるので、全て仮定の話であって、河野大臣が九月末までに全部確保できますよと言っているけれども、それ自体も、どうも怪しいかもしれないという不確定な話だということになってきてしまふんじゃないかと思えます。

あわせて、その前提で、自民党の下村政調会長は、今のペースでいくと、全員打ち終わるのは、河野大臣は九月末までに全員分を確保できるというけれども、確保した上で、全員打ち終わるのは来年春頃までかかるんじゃないかということを与党の政調会長が言われた。

このことについては大臣は記者会見で否定をされていますが、改めてこの国会の場で、下村さんの言っていることは間違いだということを御答弁いただけますか。

○河野国務大臣 下村政調会長がどのようなお考えでおっしゃられたのか、存じません。

○大西(健)委員 いや、記者会見では、総理は、春頃までなんというの、そんなことはない、全ての自治体から年内には何とかなると聞いている、幾ら遅くても二月には終わりますというふうな答弁しているのに、記者会見で言っていることが国会で言えないんですか。はっきり言ってください。

○河野国務大臣 下村さんの発言についてお尋ねがありましたので、そう答えたわけですが。

○大西(健)委員 じゃ、下村さんの話はおいておいて、来年の春頃までなんではないかということではないですか。

○河野国務大臣 今回のワクチン接種は期限が来年の二月ということになっておりますので、そこまではしっかりと終えたいと思っております。

○大西(健)委員 初めからそう言っていただけ

ばいいわけですよ。記者会見でもそう言うておられるわけだから。二月までにはやるとはつきり言ったんだから、国会でもちゃんとそれは言うべきだというふうに思います。

次に、大阪が緊急事態宣言の発令を国に要請して、東京も検討している。また、分科会の尾身会長は、東京も大阪のような状況になる可能性があると言われている。

私は、今からでも遅くないので、今、火が燃え盛っている東京とか大阪とか、そういう感染拡大地域にまず集中的にワクチンを投下する、全国一律というふうな、ほとんど感染者が出ていないようなところにも平等に配るなんて話じゃなく、今燃え盛っているところにワクチンを集中投下すべきだと思いますよ。

だから、今からでも遅くない。このワクチンを一律に配るというやり方は見直すべきだというふうに思います。私は、河野大臣なら、そういう大胆な決断ができるんじゃないかと思えますけれども、大臣、いかがですか。

○河野国務大臣 委員のお考えはお考えとして承ります。

○大西(健)委員 考えというより、私は普通のことだと思えますよ。東京都の小池知事も、東京にまず回してほしいということをもう既にやっているというふうに聞いています。

これは普通はそうですよ。だって、燃え盛っているところをまず鎮めない。全く出ていないところに戻したって、まあ、そこからは確かに、うちにも配ってほしいという、平等性について、いろいろ不公平だという声は上がると思えますよ。

上がると思いますけれども、危機管理ですから。一番ひどいところにもまず回して、そこを鎮めない、結局、地方にも感染が飛び火していくのは都市部から飛び火しているわけですから、東京とか大阪とかを抑えないと。

ですから、そのために、あるワクチン、限られたワクチンを、私はもう集中的に投下するように

切り替えるべきだというふうに思います。

河野大臣にも一つ。
先日、一部の自治体で、高齢者接種で予約のキャンセルが起きて、そしてワクチンを廃棄された。そのときに、貴重なワクチンを捨てないでくださいと大臣は呼びかけていましたけれども、ところが、前回のこの委員会で岸本委員から驚くべき指摘がありました。

今日、改めて資料をお配りしましたけれども、資料の二ページ目ですけれども、これは自治体向けの説明会資料です、岸本委員が言われていたように。

ここにまさにゴシックになって書いてありますけれども、「開封後に一回でも接種したバイアルについては、廃棄数に含めないでください。」と書かれています。この集計方法では丸々一瓶捨てないで廃棄に当たらないという取扱いになっていましてけれども、これで廃棄したことさえ確認ができないということなんです。

河野大臣、これを御覧いただいてどう思われるか。私はこれは改めるべきだと思いますが、河野大臣からも厚労省にも言っていたら、田村大臣にも言っていたら、これはちゃんと改めて、廃棄が起きないように実態をしっかりと把握するんだということにしたいだいたいと思えますが、いかがでしょうか。

○河野国務大臣 この入力の意味は、先般、残念ながら停電で多数のワクチンが駄目になってしまったということがありました。あのような多数のバイアルが無駄になってしまったというところをカウントするための入力というふうに理解しておりますので、特に問題ないと思っております。

○大西(健)委員 いや、これが問題なんじゃないのか。これはおかしいですよ。この間も、先週も岸本委員がこれを取り上げたとき、与党席からもこれはおかしいと声が上がっていました。だって、実態をちゃんと把握しないと。丸々一瓶じゃなくて余った分、六回分なのか、五回分なのか、シリン

ジによっても違いますけれども、まだ余っている分も捨てたんだったら、そういうこともちゃんと把握した上で、廃棄が出ないようにしてくださいというのをやはり呼びかけていかなきゃいけないのに、そもそも、丸々一瓶捨てないで廃棄に当たらないなんという取扱いになっていること自体がとんでもないことであって、それを、いや、これでもいいんだと堂々とこの国会で答弁されるとするのは私はおかしいというふうに思います。

次に、河野大臣、五月には各自治体がフルスイングで打ち始めることができるようになる、ワクチンがどんどん入ってきてというふうに言っておられますけれども、そうになると、注射を打つ人の人手の確保、これが問題になります。

この点に関して、歯科医師は、歯科治療では麻酔等で注射を打つことができるけれども、現行法では予防接種はできないということですから、今、政府部内で、市町村が医師や看護師を確保できないと判断した場合に限って、そして研修等も施した上で歯科医師のワクチン接種を認める方向で検討しているというように聞いていますけれども、これはワクチン担当でもあり、同時に規制改革担当大臣でもある河野大臣からも、田村厚労大臣にこれは規制改革という意味合いでも是非やるべきだというふうに言っていたかと思

いますけれども、いかがでしょうか。

○河野国務大臣 厚労省が既に検討を始めております。

○大西(健)委員 是非、厚労省が検討しているというところで今御答弁いただきましたので、これは一緒に進めていただきたいというふうに思っております。

次に、時短や休業、また今度、緊急事態宣言が再び出るかもしれないという中で、いろいろな支援策を政府としてやっておられるわけですから、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者に対して、持続化給付金とか家賃支援給付金とか、いろいろな支援を今までもやってきた。ただ、性風俗事業者というのは対象から除かれ

ておりました。これについて法の下の平等を保障した憲法に反するとして、事業者が裁判を起こしました。被告となった国側は、性を売り物とする本質的に不健全な営業で、社会一般の道徳概念にも反すると裁判で主張をしています。

私も、まあ、税金の使い方ですから、国民の理解を得る必要がありますから国としていろいろな言い分があることは理解します。ただ、法で認められた営業を行って税金も納めているのに、本質的に不健全という言い方は、これは職業差別であって、さすがにどうかと思いますけれども、西村大臣、この件についてどう思われるか、御答弁いただきたいと思っています。

○西村国務大臣 持続化給付金、家賃給付金に関して、性風俗事業者であるとする原告からの訴訟に基づいて四月十五日に第一回口頭弁論期日が行われ、その内容についての報道がなされたことは承知をしております。

その中で、国側は、今御指摘ありましたように、国庫からの支出により事業の継続ないし再起を目的とした給付金を支給することは国民の理解を得ることが困難であるという旨を主張したというふうに承知をしておりますが、これ以上の詳細につきましては、現在係争中の案件でありますので、コメントは差し控えたいというふうに考えております。

○大西(健)委員 国庫からの支出として国民の理解を得られるか、そのことは私は国側として主張することはあると思いますが、本質的に不健全とまで言つと、これは職業差別になってくるんじゃないかと思いますが、そこはよく考えていただいで、今後も御検討いただきたいというふうに思います。

河野大臣、西村大臣、ここまでで結構です。ありがとうございました。

最後に、残った時間、こども庁の話をしていきたいと思うんですが、坂本大臣は今、少子化担当の大臣ということですけれども、内閣府以外にも、文科省や厚労省、多くの省庁に子ども・子育て

施策がまたがっていることで、具体的に今何か不都合を感じておられるか、そして、不都合を感じているから、じゃ、やはり一元的に子供政策を立案、遂行する独立した行政組織があった方がいいと思っているのか、思っていないのか、このことを端的にお答えいただきたいと思っています。

○坂本国務大臣 私といたしましては、個々の課題に応じまして、それぞれ、文科省あるいは厚労省、その他の関係省庁と連携しながら取組を進めているところでありますので、日常の様々な、待機児童の対策とか、それから男性の育児休業の取得促進、そういった日常の仕事の中で、それぞれの省庁と連携を取りながら仕事を進めているというのが実情でございます。

○大西(健)委員 じゃ、連携していれば、別に一元的な独立の省庁がなくてもいいということですか。

○坂本国務大臣 今の私の立場としては、連携をして仕事を進めているということでございます。

○大西(健)委員 お手元に資料を配りましたけれども、坂本大臣は非常に筆まめで、大臣になつてもいつもブログを書かれているんですけれども、最後のページにブログを載せておきました。

「こども庁の創設は実現するか」四月十二日付ですけれども、一番最後のところを見ていただくと、それでも創設の方向で進まなくてはなりませんと書いてあるから、私は、大臣は一元的な省庁をつくることは賛成なんだと、ここに書いてあるからそう思ったんだけれども、今は何かそうでもないような話もぐにょ言っていましたけれども。

もう一つ、これを見ていただくと、そのちょっと上のところ、一つ前のパラグラフですけれども、総理も自民党の幹事長も言っているんだから、創設は容易のようですが、それほど簡単ではありませんと書いてある。それから、さっき言った最後の行の前の行には何と書いてあるかということ、具体的な組織論になると様々なハードルが待ち受けまうと書いてあるんですね。

じゃ、様々なハードルって何ですか、教えてください。

○坂本国務大臣 自身としては、こども庁の設置というのは期待をしております。そして、自民党の若手の議員の方からも御提言をいただきました。ですから、自民党の議論を注視していきたいと思っています。

一方の方で、今委員言われましたように、総理も積極的である、そして党の方でも幹事長を中心に本部ができていくということで、このことについては非常に期待をしているというふうに受け止めていただいて結構です。ハードルというのは、組織論として、一般論として、様々なハードルがあるという思いでここに記述したことであり

ます。

○大西(健)委員 一般論じゃなくて、具体の組織論になると様々なハードルが待ち受けると。具体の組織論でハードルになるようなことというのは、具体的に何ですか、教えてください。

○坂本国務大臣 一般論といたしまして、今マスコミなんかで書かれております文科省あるいは厚労省、こういったところの様々な仕事の役割、そういったものに對するいろいろな詰めの作業の中で様々な課題が出てくるのではないかとといううなことでございます。

○大西(健)委員 ただ、大臣としては、最後に書かれていくように、それでも創設の方向で進まなくてはなりませんと書いていただいています。

最後に、もう時間ですから聞きますが、我々はずっと子ども家庭省というのを言ってきたいます。ただ、一方で、新たな組織ができればそれで済むという話じゃなくて、人や予算が増えないという意味がないと思っております。

その点では、先ほど大臣が触れた自民党若手の提言の中では、子ども・子育て予算について、欧米先進国並みのGDP比の予算を確保すべきだ、八兆円予算を増額させるんだと書いてあって、全くこれ、私はそれが一番重要だと思っております。

坂本大臣は、創設の方向については賛同していただいておりますが、子ども・子育て予算を八兆円増額する、これには賛同していただいているのでしょうか。いかがでしょうか。これを聞いて終わりたいと思います。

○坂本内閣府大臣 国民の負担率など、その国によりまして様々な国民負担の問題がありますので、単純に比較することはできないと思いますけれども、欧州諸国と比べまして低水準であるということとは承知をしているところであります。

○大西（健）委員 組織をいじるだけじゃなくて、予算もちゃんと取る、これが一番重要だと思えますので、そのことを最後に申し上げて、質問を終わります。

○木原委員 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。

先週も取り上げました、米軍ヘリの首都上空における低空飛行問題について質問をいたします。

お手元に資料を配らせていただきました。一枚目が、米軍横田基地が主催をする関東航空機空中衝突防止会議の資料であります。

米軍横田基地に所在する第三七四空輸航空団が主催する関東航空機空中衝突防止会議は、日本の民間パイロット等と対話する機会として開催しているとのことでした。この会議は、二〇一三年四月以降、二〇一五年四月十一日、二〇一七年四月十五日、二〇一九年七月二十日にも開催されておりますが、それぞれの会議に防衛省・自衛隊からの出席者がいたかどうか、また、出席者がいる場合に、その出席の理由、会議の内容、当日の配付資料について明らかにしていただきたいと思っております。

○町田政府参考人 お答えいたします。

ただいま御指摘のございました、在日米軍横田基地で開催されております関東航空機空中衝突防止会議につきましては、二十五年四月に行われた後のものにつきまして、防衛省では、平成二十七年四月十一日、そして平成二十九年四月十五日、それから令和元年七月二十日に行われたものについて

開催を確認しております。

これらのうち、平成二十七年四月の会議につきましては、防衛省・自衛隊からの出席は確認されませんでした。一方で、平成二十九年四月と令和元年七月の会議については、それぞれ、米軍からの開催案内を受け、出席したことを確認しております。

出席の理由及び会議の内容につきましては、本会議が、航空機の空中衝突防止対策について、日本の民間機のパイロット等と対話、意見交換をする機会を設けるなどの趣旨で開催しているものであり、この内容を踏まえ、自衛隊からは、横田基地周辺で航空管制業務を行っている部隊の隊員が出席したものと承知しております。

現在、資料でございませうけれども、防衛省・自衛隊において、平成二十九年四月それから令和元年七月に開催された当該会議の配付資料の確認作業は実施しているところでございます。

○塩川委員 二〇一七年四月と二〇一九年の七月で、出席したのはこの部隊の人か。

○町田政府参考人 お答えいたします。

出席をいたしました所属でございますが、平成二十九年四月の会議につきましては、陸上自衛隊東部方面航空隊及び航空自衛隊入間管制隊の隊員が出席したものと承知しております。

また、令和元年七月二十日の会議については、航空自衛隊航空保安管制群本部及び入間管制隊の隊員が出席したものと承知しております。

○塩川委員 航空管制業務の部隊が出席しているということ、今のよう、空自又は陸自からの出席があったということですか。

米軍横田基地は首都の航空管制を行っております。横田ラプコンがおりますけれども、この横田ラプコンには自衛官が配置をされていると承知をしております。この自衛官の所属と人数はどうなっているのか、併せて、その自衛官はこの会議に参加をしていただのか、この点についてお答えください。

○町田政府参考人 お答えいたします。

米軍横田基地に勤務しております航空自衛隊の隊員でございますが、まず、この会議、令和元年七月の会議に米軍横田基地の航空管制施設に連絡官として勤務する航空保安管制群本部所属の隊員一名が出席したものと承知しております。

○塩川委員 横田基地にある航空管制、横田ラプコンにおいて航空保安管制群本部隊員一名が連絡官として勤務をし、その者が二〇一九年七月の会議に出席をしている、そういうことでよろしいですか。

○町田政府参考人 お答えします。

そのとおりでございます。

○塩川委員 そうしますと、図にもあるように、UH-1という米軍横田基地所属のヘリがこういった訓練飛行を行っているということになるわけですか。そうしますと、当然のことながら、横田ラプコンに連絡官として配置をしている自衛隊の隊員が米軍ヘリの訓練飛行の実態も把握をしている。自衛隊は米軍ヘリの訓練飛行の実態を把握しているということではありませんか。防衛省・自衛隊は、こんな勝手な米軍ヘリの訓練飛行を見て見ぬふりをしているということになるんじゃないですか。

○町田政府参考人 お答えいたします。

米軍ヘリにつきましては、有視界飛行ということで、レーダーのコントロールを受けない飛行で一般的に飛行しているものと承知をしております。

横田のラプコン、これは、ラプコンといいますのは、レーダー・アプローチ・コントロールと申しまして、離陸後の上昇飛行又は着陸のための下降飛行を行う航空機に対してレーダーを使用している管制施設のことでございます。

ここに勤務しております航空自衛隊の連絡官は、行っている業務は、空域、飛行場における航空自衛隊機の運航状況の監視、それからこれに基づきます米軍管制官への助言、そして米軍管制官と航空自衛隊操縦者との無線通信の補完などを業務としておるところでございます。

○塩川委員 横田における航空機の離発着に關わって、当然、レーダーに關わると言いましたけれども、離発着そのものは有視界飛行のヘリも含めて行われているわけでありませう。そういうことも含めて、当然、手のひらに乗せての対応という点では、こういった米軍のヘリの訓練飛行についても知り得る立場にあるという点でも、この間、この訓練について承知していないということを政府がずっと説明してきたということは、こういう経緯を言っても、納得がいけないと言わざるを得ません。見て見ぬふりをしていたんじゃないのかという指摘というのは、まさにそのとおりではないのかということをお願い申し上げます。

それで、米軍横田基地が示している米軍ヘリの訓練空域、配付資料の一枚目ですけれども、このUH-1トレーニングエリアというのは何か、このことについて御説明いただきたい。

○町田政府参考人 お答えいたします。

御指摘の資料は、平成二十五年四月二十一日に開催された関東航空機空中衝突防止会議で配付された米軍資料の一部であると承知しております。自衛隊は、本件会議に一参加者として参加したのみであり、当該米軍資料の作成には関わっていないことから、この米軍資料について責任ある説明を行うことはできません。

○塩川委員 防衛省、自衛官も出席をしている会議での資料の話であります。当然、そういった説明も受けているわけ、そういう中身について明らかにしていただきたい。

この地図の右下に注記がありますけれども、この破線の図に対応して、UH-1コンフィグレーションとありますけれども、このUH-1コンフィグレーションというのは何かというのは分かりませうか。

○町田政府参考人 お答えいたします。

繰り返して恐縮でございますが、この会議に自衛隊は一参加者として参加したのみであり、当該米軍資料の作成には関わっておりませ

ん。

したが、いまして、この米軍資料について責任ある説明を行うことはできません。

○塩川委員 地図で表記があるものを見ますと、この片仮名のコをひっくり返したような形になっていますけれども、ハーディー・ブラックスというのがまさに首都上空のところで書いてありますけれども、このハーディー・ブラックスというのは何か、あるいは、西の方、左手の方を見てもいますとキャスナーというのが出てきますが、キャスナーというのは何か、この点について説明いただけますか。

○町田政府参考人 お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、この米軍資料についての責任ある説明を行うことはできませんが、私たち自衛隊が米軍と調整を行う中で、ハーディー・ブラックスとは赤坂プレスセンターのヘリポート、キャスナーとはキャンブ座間のヘリポートを指すことがある、そのように承知しております。

○塩川委員 米軍基地であります赤坂プレスセンター、そのヘリポートにおいては、この間の毎日新聞の報道にありますように、米軍横田基地所属のUH1、キャンブ座間所屬の米陸軍のヘリであるブラックホーク、また、米軍厚木基地の米海軍ヘリ・シーホークの離着陸が目撃をされております。ちなみに、アツギというのもありますけれども、これは米海軍の厚木飛行場、厚木基地ということになります。

この破線の図の東南の角といいますが、三浦半島のところにも線が入っていますけれども、三浦半島にある米軍施設というのは何でしょうか。

○青木政府参考人 お答え申し上げます。

横須賀海軍、米軍の横須賀基地があるというふうに認識をしております。

○塩川委員 米海軍の横須賀基地、在日米海軍の司令部がありますし、当然、空母などの艦艇が置かれているところであります。ですから、空母の艦載機などがそこから飛び立っていくという場所

にもなっています。

つまり、この図というのは、首都上空の赤坂プレスセンター、ハーディー・ブラックスから西に行くと横田基地があり、その南に行くとキャスナー飛行場、キャンブ座間があり、さらに米海軍厚木基地があり、そこから東南に行くと米海軍横須賀基地がある、第七艦隊の艦艇が置かれています。首都圏の米軍基地をつなぐように、米軍ヘリの訓練エリアが設定されているということになります。

防衛省にお尋ねしますが、首都上空に米軍ヘリの訓練空域が設定されている、米軍横田基地所属の米空軍ヘリのUH1の訓練空域とされていますが、実際には、米陸軍ヘリ・ブラックホークや米海軍ヘリのシーホークも使用しているということ、を当然見て取ることができると思いますが、防衛省はどのように受け止めていますか。

○青木政府参考人 お答え申し上げます。

米軍が、飛行訓練の目的の達成、飛行の安全確保、住民への影響抑制等の必要性を安定的に満たすとの観点から、一定の飛行経路を念頭において飛行することがあるということは承知しておりますが、一方で、米軍の運用の詳細については承知をしておりません。

また、東京都の上空に米軍訓練のための我が国から提供されている空域はございません。

○塩川委員 加藤官房長官、お尋ねします。

今のように、日本側が提供した訓練空域、米軍のほうに設定をしているという話になるわけですが、勝手に設定をしているという話になるわけですか。つまり、これは米軍横田基地の部隊が日本の民間機のパイロットの皆さんへの説明会として提供している資料ですから、まさに、米軍が訓練空域として使っているということ、明らかにしている、そのことをはっきりと認めて書かれている資料だということ、そこには自衛隊も出席をして、そういう説明も当然承知をしているわけであります。

米軍機というのは、結局、こういう空域を設定

したとしても、それに限定されず勝手に飛んでいるということにもなるわけで、好き勝手に首都上空を飛んで回るといのがやはり、主権国家でそれも許されることではないということ、是非、首都上空での米軍機の訓練飛行はやめるように米側に要請する考えはありませんか。

○加藤国務大臣 米軍機の飛行訓練、これはパイロットの技能の維持向上を図る上で必要不可欠な要素であり、日米安保条約の目的達成のためにも極めて重要であると考えております。もともと、訓練の際に、公共の安全に妥当な配慮を払い、安全性が最大限確保されることは言うまでもありません。

訓練の実施による地域の方々の生活環境等への影響を最小限に図っていく、こうした認識は日米間でも共有を図ろうとしており、三月十六日に実施した2プラス2の機会に、プリンケン国務長官及びオースティン米国防長官に対し、茂木外務大臣、岸防衛大臣から、在日米軍の地元への影響に最大限配慮した安全な運用について要請し、引き続き緊密に連携することも確認をしているところであります。

政府としては、飛行の安全確保が最優先の課題であるとの認識の下、米側にに対し、安全面に最大限配慮し、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう、引き続き強く求めていきたいと考えております。

○塩川委員 米軍ヘリの危険な訓練飛行をやめさせるという観点での働きかけこそ必要だということと申し上げておきたい。

国交省にお尋ねいたします。

資料の二枚目に、航空機安全運航支援センターが発行しています首都圏における有視界飛行に関する航空図を取り上げておきました。この地図の中で、右側に、オレンジ色で逆さになっている台形がありますけれども、これは民間航空機の訓練試験空域が設定されています。

民間機の訓練空域の使用の仕組みについて説明してもらえますか。

○海谷政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねのございました民間訓練試験空域、これでございますけれども、航空法第九十五条の三に基づきまして、航空法が、専ら、同法の第九十一条に規定していません曲技飛行等、又は、操縦技能証明を受けていない者による操縦練習飛行その他の九十二条第一項各号に掲げる飛行を行う空域として、国土交通大臣が告示で指定しているところでございます。

これは、安全確保のため、当該飛行等を行う航空機同士の空域利用の重複を避けるために設定するものでございまして、民間訓練試験空域において当該飛行等を行う民間航空機は、国土交通大臣に訓練試験等計画を通報して承認を受ける必要があります。

具体的には、運航者は前日の十二時までに福岡航空交通管制部航空交通管理センターに対しまして計画を提出いたしましたとして、同センターは、同一時間帯の空域利用がないかを確認し、その上で、必要に応じて運航者と訓練時間等の調整を行った上で当該空域の使用を承認するという手続を取っております。

また、この承認を受けた民間航空機の運航者は、無線での通信により定められた期間に当該飛行等の開始及び終了について通報することになっております。

以上、お答え申し上げます。

○塩川委員 曲技飛行のような特別な、航空法に違反するような飛行を行う場合には、安全確保のために大臣に申請し承認を受けるという手続、国交相の承認を受けるという手続になっております。

もう一つ、資料の三枚目、陸上自衛隊東部方面隊が各空港事務所に申請しました最低安全高度以下の飛行許可の飛行経路を地図にしたものであります。

こういったのが私たちの住んでいる上で設定されているということもけしからぬということを言わなければなりません、自衛隊におけるこう

いった最低安全高度以下の飛行許可の手續という
のはどうなっていますか。

○町田政府参考人 お答えいたします。

航空法第八十一条により、航空機は、原則とし
て、離発着を行う場合を除いて、最低安全高度以
下の高度で飛行してはならないこととされており
ます。この飛行を行う場合には、同条ただし書の
規定により、国土交通大臣の許可を得る必要がご
ざいます。

本規定に基づきまして、陸上自衛隊の航空機が
最低安全高度以下の飛行を行う場合には、陸上幕
僚長又は陸上自衛隊の部隊等の長から、国土交通
省地方航空局長又は国土交通省空港事務所長に対
し、最低安全高度以下の飛行に係る申請を行って
いるところでございます。

○塩川委員 今説明がありましたように、最低安
全高度以下の飛行許可を、国土交通大臣の許可を
得るという手續になっているわけです。

つまり、民間機であれ自衛隊機であれ、こう
いった航空法に反するようなものを行う飛行のと
きには、国交相の承認、許可が必要です。しか
し、米軍の場合には何もない。そもそも訓練空域さ
え日本政府は承認していない。これでは、空の安
全や地上の安全を確保できないんじゃないのか。
こういう航空法の適用除外、米軍特権をきつぱ
りとやめる、こういうことこそ求められているん
ではないですか。官房長官に。

○木原委員長 加藤官房長官、時間が来ておりま
すので、手短にお願いたします。

○加藤国務大臣 米側の飛行については、これま
でも様々なやり取りを米軍と行っておりますが、
米側からは、飛行に当たっての安全確保は最優先
であり、従来から、米軍の飛行は、ICAOルー
ル、日本の航空法と整合的な米国の規則に従って
行われていると説明を受けているところでありま
す。各部隊には、米国の規則に従った飛行を徹底
するように改めて指示した旨の説明を受けておりま
す。ICAOルール、日本の航空法と整合的な米
側の規則に従って行う米軍の飛行には例外がある

とは承認をしていないところがあります。
いずれにしても、飛行訓練を含め、米軍の運用
に際しては、安全性が最大限確保されることは極
めて重要であり、米側に対して様々なレベルで累
次にわたる申入れも行っており、飛行に当たって
の安全確保、これは最優先の課題として、引き続
き日米でも協力して取り組んでいきたいと考えて
おります。

○塩川委員 米軍特権をなくすことこそ行うべき
だということを申し上げて、質問を終わります。

○木原委員長 次に、高井崇志君。

○高井委員 国民民主党・無所属クラブの高井で
ございます。

今日も質問の機会をいただき、ありがとうございます。

私、厚労委員もやっているんですけども、今
朝、厚労委の理事会で、政府参考人の数が多過ぎ
るという話になりました。各省、念のためつけて
くれとかよく言うんですけども、河野大臣、立
派ですね、誰もいない。政府参考人、一人もいな
い。すばらしいと思います。いや、私も大臣なら
そうするなと思いましたが、是非ほかの大臣も見
習っていただきたいなど。やはり政治家同士の議
論の場ですから、この点は、河野大臣、大変立派
だと思います。

それでは質問に入りますが、おとこの内閣委
員会で、岸本委員から、ワクチンの余った分を、
実は、厚労省のV-SYSの操作マニュアルとい
うので、本当に私も驚いたんですけども、廃棄
数の報告という欄があるんですね。そこを読む
と、「開封後に一回でも接種したバイアルについ
ては、廃棄数に含めないでください」と。廃棄数
の報告をするんですけども、つまり、バイアル
というのは瓶ですよ、ここに、通常五回とか六
回打てるということなんですけれども、これを、
一回でも、つまり丸ごと廃棄したやつだけを報告
するように。ちよつとでも使った分は、それは
もう、残ったとしても、瓶のうちの例えば三人
分、四人分残ったとしても、それは廃棄とカウ

トしないでくださいということをやマニュアルで示
している。

これは何でかと厚労の副大臣に聞いたら、一つ
は入力作業の負担軽減のためだと。さらには、二
〇〇九年の新型インフルエンザのときに大量廃棄
する事態があったので、大量に廃棄すれば確かに
入力の手間が大変かもしれないけれども、今回
はそんな大量廃棄なんてまさか想定していないと
思いますし、まさに大臣も、一人分でも余った
うまく活用してくださいということを言っている
のに、一方で、この操作マニュアルには、瓶丸ご
と廃棄したのしかカウントしないでくださいとい
うのは、これは私は、岸本委員が言うように隠蔽
と言われても仕方ない。この後、午後、私、厚労
委員会でも厚労大臣にも聞きますけれども、た
だ、これはやはり、ワクチン接種の担当大臣であ
りますから、是非、河野大臣からも田村大臣にそ
の旨は強く要請していただきたいと思えますけれ
ども、いかがですか。

○河野国務大臣 先ほど大西委員にもお答えをし
たんですけども、このままで特に問題はないと
私は思っております。

二つ目の質問ですから申し上げますと、ワクチ
ンが大量に廃棄されるということは、これは現実
に、停電が残念ながら起きてワクチンが無駄に
なってしまったということが既に起きております
ので、そういうことが全くなかないかとそうい
うわけではないんだと思います。

これは今、現在、医療従事者、六回取れる針、
注射器をつけてお配りしておりますけれども、
中には五回しか取れなかったということが実際に
起きております。ですから、これは余って廃棄を
されただけではありません。

また、逆に、五回取りの注射器はすなわに六
回取れたり、あるいはインシュリンの注射を使う
と七回取れたりということ、一瓶五回であった
り六回取りであったりしても、その数自体が変わ
る、少なくなるだけでなく多くなることもある
わけですから、それを一々自治体に、じゃ、一回

でもというときに、一バイアルで、じゃ、六回取
りで七回取っちゃったときはどうするんだという
ことにもなりますから、そういう瑣末な入力作業
は別に私は要らなくて、使ったバイアル数とVRS
の接種回数を見れば、どういう状況だったかと
いうのは後から検証もできるわけですから、なる
べく自治体からは入力作業を簡単にしてくれと言
われておりますので、私としては、別にこれをど
うこうしてくださいと厚労省に申し上げるつもり
はございません。

○高井委員 済みません、ちよつと今、法務委員
会が同時並行でやっていて、そつちへ行つてい
たもので質問を聞き逃しましたが。

そうですね。これは、厚労委が担当です。か
ら、この後厚労委員会でもやりますけれども、や
り、どれだけ使わなかった、廃棄した数というの
は、これはやはり、国民は当然知りたいと思いま
すから、増やした分はそれはいいかもしれませんが
けれども、やはり、どれだけ廃棄せざるを得な
かったかということは、入力といったってそんな
に、そもそもそんなに数が、二〇〇九年の新型イ
ンフルのときのような数は想定していないわけ
ですし、ほとんど労力はかからないと思えますか
ら、そこはきちんとしてほしいと。私はこの後、
厚労大臣に申し上げます。

それでは続いて、ちよつと順番を変えて聞きま
すが、ファイザー社のCEOのアルバート・ブ
ラ氏と菅総理が会談をして、それで九月中にはほ
全員の確保が約束されたというようなことが報
道されていますけれども、これはしかし、昨日、
国民民主党の玉木代表も本会議でも指摘しまし
たけれども、九月十八日に、このファイザーのプ
ラCEOのツイートでは、日本の首相と追加提供
について議論した、協議した、ディスカッション
したというツイート。ところが、その翌十九日
には、EUに年内に一億本追加提供すると、明確に
時期もそれから数ヶ月も言っているわけです。
そういう意味でいうと、私は非常に、やはり協
議中のことを、もちろん、更にもうちよつと踏み

込んでやっているのかもしれないけれども、やっているとしようけれども、しかし、その状況で、やはり国民の皆さんにミスリードを招く、期待をさせ過ぎることにはほしくないかと。やはりもうちょっと、きちんと契約なり合意文書なりができた段階で正式に言うべきではないかと考えますけれども、河野大臣、いかがですか。

○河野国務大臣 確かに、まだ契約書に署名がされていないというのとはそれとちがいますが、けれども、私、既にファイザー側と今度の追加供給分の日程交渉は始まっておりますので、もう実質的には、向こう側もそれというタイミミングで供給するかという検討は始めているわけでございますので、特に何か変わるとは思っておりません。

○高井委員 検討を始めているということは、ですから、まだ、検討結果によって今後変わるということもあるんじゃないですか。絶対、九月ということが約束できるんですか。

○河野国務大臣 ファイザー側からも、そういう供給の下、交渉をしているわけですから、よっぽど何か、工場が立ち行かなくなつたとかということがない限り、平常の状況ではそういうことだというふうにお互い理解をして今交渉をしております。

○高井委員 国民の皆さんは河野大臣の発言を本当に注目して聞いていると思うんですね。工場が何とかなつたとか、そういうときはしょうがないと思いますけれども、ファイザー社側の事情、あるいはEUの事情とか、そういうことでこのスケジュールが狂うということになると、それはやはり、非常に政府に対する信頼も落ちると思いますから、そこはしっかりと交渉して、頑張つて、必ず供給をしていただきたいというふうに思います。ただ、九月に、しかし全て入ってきたからといって、接種が順調に進むとは限らないということとは、先日、自民党の下村政調会長、やはり私も同感なんです、医療従事者が本当に確保できるんだらうかと。高齢者接種も年を越すんじゃない

かというような発言をされた報道されていますけれども、私もやはり、今の高齢者接種の状況を見てみると、とても心もとないなと。

私は厚労委員でもあるので、田村大臣には、医師法を改正なりして、歯科医師であるとか、あるいは医学部生、あるいは薬剤師、そういった方々も注射を打てるような体制をもう今から整備しておくべきだと。

私の答弁には余りいい答弁がなかったんですけども、先日の報道ではそういう検討も始めたやに聞きますが、これは是非河野大臣の方からも、その部分がしっかりとしないと全体のスケジュールが遅れるわけですから、河野大臣からも厚労省に、何か聞くところによると、日本医師会が反対しているみたいな声も聞くので、そういうのと戦うのは河野大臣の得意分野だと思いますので、是非これは強く厚労大臣に言っていただきたいと思

いますけれども、いかがですか。

○河野国務大臣 先ほど御答弁申し上げたような気がしますが、厚労省でもう検討に入っているところでございます。

○高井委員 済みません、前段を開けていないので同じ答弁だったのかもしれないんですが、これも、私も厚労委員なので、この後、厚労省にはもう一度きちんと問いますけれども、厚労省が決めるに当たつても、これはやはりワクチンの担当大臣の意見というの也非常に重要だ。

この後も時間があれば聞くんですけれども、例えば、オリンピックの選手や関係者にワクチンを打つのかどうかということも、何か事務方と話すとか、いや、それは河野大臣の担当ではなくて丸川大臣の担当だと言わなければならない、そうですね。丸川大臣がやってくれと言つたら、じゃ、河野大臣はそれを全部言われたとおりやるんですね。これはやはり、全体のワクチン接種計画の中

にお互いで決める。

私は、この厚労省の問題だつて、河野大臣と田村大臣がきちんと話し合つて決めるべき話だと思

いますから、そこは厚労省が決めることだということに言わずに、しっかりと対応いただきたいと思

います。

それでは、ちょっと時間が限られているので次々行きますが、今度は、高齢者のワクチン接種が今、まだまだ〇・一％ですね、高齢者は。医療従事者が一五％ぐらいですね。

これはかなりいろいろ報道なんかでも言われているんですけども、やはり医療従事者を先に打つべきじゃないか。医療従事者がワクチンを接種していない段階で、それはリスクが、医療従事者を經由して感染させてしまう。医療従事者がかかってしまつたら、そこで病院の機能も止まつて病床逼迫にもつながるわけですから。

やはり、河野大臣とすれば、高齢者にいつから打ち始めましたということを言いたい気持ちには分かりますけれども、そういう計画で来たのはそれはしょうがないと思うんですけども、しかし、この現状を見て、いま一度ここで立ち止まつて、高齢者接種〇・一を〇・二とか〇・三にするよりは、それよりも、医療従事者をまずは一〇〇にするということが先決だ。これは本当に多くの国民の声ですよ。医療従事者からもかなり、週末のテレビなんかを見ていると言われていますが、河野大臣、是非決断をここでする考えはありませんか。

○河野国務大臣 五月の連休明けから、大体毎週一千万回分ぐらいずつ、ファイザーからワクチンの供給がされますので、その時点で日本全国の自治体でしっかりと接種の体制が整つていけば、そこへワクチンを供給して、高齢者の接種をそれなりのスピード感を持って実施することができると

だと思います。

そのためには、これは知事会、市長会などからの要請をいただいておりますが、まずは、しっかりとシステムがきちんと機能するのか、システムをそれぞれの医療機関あるいは自治体で使いこなせるようになってくるのか。あるいは、ファイザーのマイナス七十五度というものを解凍して、

生理食塩水で希釈して五回分あるいは六回分取るという手順がきちんとできるのか。あるいは、一人一人の予診にどれぐらいの時間がかかるのか。接種部位である肩を出す、まあ、洋服を脱ぐのかどうなのか、それにどれぐらいの時間がかかるか、結果として一日の集団接種に何人ぐらいができるという自治体の計画が合理的なのかどうか。そういうものを確認する時間が必要だからスタートはゆっくり進めてほしいという御要望もあつて、この四月の十二日の週はまず各都道府県一箱、十九の週、二十六の週は五箱ずつ、二十六の週に全千七百四十一の市区町村に一箱ずつ配送をする。そういう計画を立てた上で、その時点で全ての市区町村が高齢者向けの接種についての準備が完了して、ファイザー社からの供給が毎週一千万回程度に増えるのを迎えるという計画を、これは都道府県なども合意をして作っております。

他方、医療従事者向けには、今ファイザーから入ってきているワクチンを医療従事者向けに投入をしておりまして、三月の末までに配送した、各都道府県に配送したワクチンが、先週、四月の十二の週で、全国平均でおよそ七割接種が済んでおります。

また、先週と今週で二百万回だったかのワクチンを送り出してありますので、医療従事者向けのワクチンの供給は、各都道府県、十分に行き渡っております。これを各都道府県が、コロナの治療に当たる方、あるいはコロナワクチンの接種に当たる方を最優先で接種をするという手はずの下、各病院に分配をしてくださっておりまして、鳥取県などではもうワクチン接種に当たってお医者様、看護師さん、ワクチンを打ち終わったというよう

でございます。

他方、このコロナのワクチンは、二度目の接種後に、二割から三割の方に三十八度前後の発熱がございまして。近畿圏の病院では、コロナの重症患者が増えている中で二回目の接種をすると、次の日、二割から三割の医師、看護師が発熱をするわ

けですから、これはまとめて打ってしまおうと必要
な人数が確保できないということで、医師、看護
師を当初の予定日ではなくて、もう少しずつ、日
を分けて打っているということもございます。

そういう事情もそれぞれの地域でありますの
で、そこはしっかりと状況を見ながら、しかし、
ファイザーから大量にワクチンが供給されたとき
には用意のできている市区町村からどんどん打っ
てもらう。接種をするお医者さんには都道府県が
優先的に回していただくことになっております
が、それでも間に合わないというところは高齢者
向けのワクチンを医療従事者に打っていただく。
あるいは、極端なことを言えば、もう最後は、会
場で打っていない医療従事者の方がいたら、まず
その人に打ってから高齢者の接種を始めるのも結
構ですということまで申し上げておりますので、
こういうタイミングでファイザーからの大量のワ
クチンの供給が始まったときに、しっかりと高齢者
がスピード感を持って打てるような準備をそれぞ
れ都道府県でしっかりと考えて、それぞれの病院
に分配をしていただいているところでございます
ので、御懸念は分かりますけれども、都道府県、
自治体、病院、今頑張ってくれているところで
ございます。できれば都道府県にもう少しこの分配
計画を公にしたいので、接種に間に合うよう
に出しているんだということをおアナウンスして
いただくのも一案かなとは思っております。

我々としても、そうした対応ができるのである
ならばお願いをしていきたいということを考えて
おります。

○木原委員長 時間が来ております。

○高井委員 はい。

御丁寧な答弁ありがとうございます。
今のような説明を聞けば、不満に思っている国
民もある程度納得するんじゃないかなと思いま
すので、是非いろいろな場面で発信いただけたら
と思います。

どうもありがとうございます。

○木原委員長 次に、足立康史君。

○足立委員 日本維新の会の足立康史でございま
す。

今日は、河野大臣、西村大臣にお時間を頂戴し
て、コロナについて質問したいと思えます。

ちよつと一言、その前に、先ほど玄葉光一郎委
員の方から処理水の話がありました。大変貴重な
御意見だと思えました。私どもも、福島だけにこ
れを押しつけるのは、やはりどうしても私は気持
ちがそれを許せないところがあって、政府が決め
た後も、吉村知事も松井市長も、また私たちも、
やはり二十年、三十年のプロジェクトであります
から、しっかりと全国で分かち合うという方法を諦
めずに追求していきたい、そんなことをずっと考
えています。

今日、玄葉委員の質疑を聞いて、やはりこれは
議員立法で、政府は多分やれないと思うので、議
員立法でしっかりと、この希釈した、要するに危
険がないものであれば全国で負担を分かち合う、
こういうことを可能にする議員立法を是非考えたい
と思えます。

さて、コロナでございしますが、先ほど、同じく
玄葉委員の質問に対して、西村大臣の方から大阪
の状況、兵庫、東京の状況についておっしゃって
いただきました。本場に今、協議を断続的にして
いただいているところだと思えますので、感謝も
申し上げたいと思うし、実はこの場に西村大臣、
河野大臣をお呼びすること自体も私はちゅうちょ
しました。ちゅうちょしましたが、立法院、国会
ですと、ちよつとお時間を頂戴して、何点か確
認をさせていただきたいということでありまして。

緊急事態宣言の発出が議論されているわけであ
りますが、吉村知事の言葉で言えば、強い措置、
やはりこれまでの措置では十分な成果を収められ
ていないわけですから、数字が上がってきている
わけですから、これまでにない強い措置が必要と
いうことでありますが、具体的に、政府として、
西村大臣として、どのような措置まで視野に入れ
て検討いただいているか。検討中でしょうかから難

しいかもしれません、可能な範囲で御答弁いた
だけばと思います。

○西村国務大臣 御指摘のように、大阪で変異株
がもう八割になるという中で、感染が急速に増え
ております。

二十時までの大阪市の時短、これは命令、罰則
つき、蔓延防止等重点措置、それ以外の地域で二
十一時までの時短。これはそれなりに効果があつ
て、千百人、千二百人のところで頭打ち、鈍化し
ているのは一定の成果があると思えますけれど
も、この状況が続けば病床は非常に厳しいとい
うことで、下げなきゃいけないということ、これ
だけでは足りない、これを中心とした措置だけで
は足りない、より強い措置を集中的にやることに
必要だという認識は吉村知事と一致をしております。

そして、仮に緊急事態宣言を発出することにな
れば、これは吉村知事からも要請をいただしてい
るわけですので、私も検討を急いでいるところ
ですが、そうならば、飲食店のみならず、他の集
客施設、これは劇場、映画館や百貨店、そうい
った集客施設、運動施設、スポーツ施設、こうい
ったものも含めて休業要請までできることとなつ
ております。

そういった中で、吉村知事も、例示として、飲
食店を休業要請する、あるいは大規模な商業施
設、遊園施設、ショッピングモールなども休業要
請も検討しているという趣旨で述べられて
おりますので、現在、大阪府と、詳細、どうい
った対策が必要なのか、より強い措置を集中的に
やるという考えの下で協議を進めているところで
あります。

専門家の意見もお聞きしながら、どこに対策
をどういう形でやればいいのか。一般論で言え
ば、人と人の接触をもう避ける、できるだけ避
ける、このレベルが必要になってきている、そう
いった対応が必要になってくると思えます、そう
いうレベルになってきていると思えますので、専門
家の意見を聞きながら判断をしていきたいと思いま

すが、最終的には、分科会を開いて、その上で判
断をしていきたいというふうに考えております。

○足立委員 今週、正念場でございます。しっか
り私たちもお支えしたいと思えますので、全国
の、大阪、東京、兵庫、しっかりと協議をお願い
したいと思います。

通告でいうと二、三をちよつと後回しにして四
に飛びますが、今お話があったように、百貨店と
かも議論されている、広範な休業要請が議論され
ていますが、これを本当に効果を上げていくため
には、やはり、規模別協力金ということと準備を
いただいているものが、売上げの四割とかがあ
ります、それが、本場に四割でいいのとか、ある
いはその規模とか、百貨店になるとそれをどうや
って適用していくんだとか、いろいろな検討課題が
あると思えますが、そこは種々、積み増しとか予
算措置も必要になってくるかもしれない。その
辺は御検討いただけているということでもよろし
いでしょうか。

○西村国務大臣 まず、飲食店については、もう
既に、今回、協力金の中で、事業規模に応じた協
力金の枠組みをつくっておりますので、基本的に
この枠組みを考えております。固定費の四割をカ
バーできる割合ということでありまして、これ
をベースに考えていくことになると思えます。

基本的には、仮に飲食店に休業要請が行われた
としても、固定費の四割をカバーできる、また人
件費については、雇用調整助成金で人数に応じて
カバーができますので、基本的にはこの枠組みで
できるのではないかと考えておりますが、その他
の業種について、どういった形で、時短の要請な
のか、休業要請をするのか、そういったことも含
めて、今、内容を詰めておるところでありますの
で、その内容に応じて必要な支援策を講じていき
たいということで、併せて検討を進めていること
であります。

○足立委員 是非お願いします。

飲食店以外のいろいろな業種、それから規模が
広がっていくわけでありまして、是非、特に地

域、知事は、やはり、通貨発行ができませんというか、財政的な制約が非常に地方は強いわけですから、そこで判断がそういう観点で抑制されることとがあってはならないと思います。やはりその点は国の方では是非リードを、財政面では議論をリードしていただきたい、こう思います。

報道によると、この規模別協力金について、例えば、店舗ごとの売上げ把握はどうするんだとか、手続が煩雑になるとか、いつ頃届くんだとか、いろいろ政府も御苦労されているという報道がございます。どんな状況でしょうか。

○西村国務大臣 飲食店の協力金について、規模別の支援の枠組みをつくるときに相当議論をさせていたんだんですけども、全事業所の約八割、特に規模が比較的小さなところは、こういった追加的な事務負担なく、日額四万円の対象ということとしておりますので、そこから規模が大きくなるにつれて、それぞれの事業の売上高などを把握する必要があるということでありまして、したがって、八割方の事業者にとっては事務的な追加負担はありませんし、都道府県にとっても、そこは追加的な負担はないということで考えております。

ただ、約二割の事業者については、前年度又は前々年度の確定申告書など、売上高を把握することが必要となってきましたので、それに伴う審査などの事務負担が増加することが考えられますが、そこは執行が滞ることがないように事務費も措置をしておりますので、二百分の事務費を措置しておりますので、それを場合によっては外部に委託することも可能としております。

いずれにしても、スムーズな支給ができるように、引き続き自治体とも連携しながら対応していきたいというふうに考えております。

○足立委員 限られた時間ですが、西村大臣、あと二点伺いたいんですが、ちょっとまとめて。

一つは、いわゆるかつての持続化給付金、今の一時支援金ですね、この議論も当然、緊急事態宣言の発出となれば出てきます。この点についての

検討状況。

それから、幼稚園、保育園、小中高、学校をどうするんだ、この辺、御検討状況をお願いしたいと思っております。

○西村国務大臣 まず、一時支援金につきましてのお尋ねでありますけれども、御案内のとおり、この一月、三月の緊急事態宣言発出のときには上限六十万円の一時支給金を支給することとして、もう開始が始まっております。

その後の蔓延防止等重点措置においては月額上限二十万円の支援金ということで、ちょっと詳細はまだ経産省において詰めているところでありますけれども、いずれにしましても、こういったことをやってきたことを踏まえ、今回の措置、こういった内容を取るのか、こういった対策を強化するのか、ということも踏まえて検討も急いでまいりたいというふうに考えております。

それから、小学校、中学校、あるいは幼稚園、保育園などの御質問がありました。小中学校については、一律に休校を求めることは現時点で考えておりません。変異株の状況など、エビデンスがまだ整っていないということもあります。

地域の感染状況に応じて対応していくこととなりますが、ただ、オンラインも活用することも考えられるわけでありまして。学びの保障をしていくという意味で、オンラインを活用する際に、一次補正で百五十億円、二年度ですね、それから今年度予算でも十億円の予算を確保しておりますので、それぞれの学校が、専門家を招いて、そしてそこで研修を行ったり、様々な対応をしていくための支援の措置がございいます。

大阪の例でいえば、大阪府が今年度十一名、そして大阪府は三十七名、既に大阪府でも交付決定しておりますし、そういった形でオンラインでの教育なども支援をしていきたいというふうに考えております。

○足立委員 ありがとうございます。休校、休園になると、まさに一回目のときのよ

うに大変なことになりますので、慎重に御検討いただいているということですが、いずれにせよ、しっかりとお願いしたいと思っております。

ちよっと、西村大臣、もう一つ通告があります。が、もうこれで結構ですので、もう僕の質問時間は終わりますけれども、どうぞ。

○木原委員長 どうぞ。

○足立委員 河野大臣、済みません、お忙しいところ。

河野大臣、諸外国と比べて、国ごとの接種割合がグラフになって、どれだけ日本が遅いんだというのをよくマスコミとかが言います。私は、河野大臣はもう一二〇%頑張っていたにいたることはよく承知していますが、日本の接種がこれだけ遅れている、いわゆる国際比較でいうと遅れている理由をちよっと網羅的に紹介をしておいていただければと思います。

○河野国務大臣 一番大きいのは、国産のワクチンメーカーがコロナを作っていないということだと思います。

その次が、国内でどのメーカーもいまだワクチンを生産していないというのが二つ目でございます。

三つ目は、例えば、今、日本が使っているファイザーは、ファイザーが治験をスタートしたときに、日本の感染者数は恐らく欧米より二桁ぐらい少なかったのではないのかと思います。治験は、ワクチンと生食塩水を同じ数の人に打って、どれぐらい発症するかというのを見るわけですから、でも、そもそも感染者数が少ない日本では治験に必要な感染者数に達するのに時間がかかるということで、日本が治験の対象にならなかったというところですね。

それでもファイザーを導入することはできたのかもしれないけれども、やはりこれまでのワクチンのいろいろな訴訟やら何やらを考えれば、日本人に打って、有効性は別として、安全性の確認は日本人でやるという、日本独特の治験をやる必要があるだろうという判断があった、そういうこ

となんだというふうに思っております。

あとは、残念ながら、日本で接種を始めるというときに、ファイザーの需要が国際的に高まって、ファイザーが、現在の生産能力では賄い切れない、現在の工場を一度止めてでも製造ラインを増産する、ちよっとその時期に当たったというところもあるのではないかと考えております。

○足立委員 一言で言うところ、私は、やはり有事対応、さっき訴訟というのもおっしゃいました、法律も含めて有事対応が足りないなということを、自責の念も含めて考えております。

大臣、あと一問だけ。コロナのワクチン接種を機に、やはりオンライン、今、健康保険証の議論がありますが、VRSも入れました、であれば、請求も、レセプトのオンライン請求をしっかりとこの際義務化する、やっていただけないですか。

○河野国務大臣 規制改革のところで支払基金を見ておりまして、私も支払基金に行ったんですけども、コンピュータがずらっと並んでいる横で手書きの作業をやっている方が大勢いらっしゃるので、びっくりいたしました。これは、差し戻されたものが大病院であっても手書きで出してくるというふうな、明らかにこれはオンラインに今でもできるようなものがありますので、そういうものは即時対応できるように、今、支払基金改革の中でやっているところでございます。

もちろん、あと国保連などもあると思いますので、全部を網羅しているわけではございませんが、これは、おっしゃるよう、オンライン化する、当然のことだと思っておりますので、一生懸命やっていきたいと思っております。

○木原委員長 時間が来ております。

○足立委員 ありがとうございます。有事対応、落ちていたらまた有事の法制を考えようというのがある議論ですが、もう今、有事の真つただ中ですから、そういう超法規的なことも、国会の側でしっかりとお支えしていく努力をすることを誓いして、すぐ終わります。ありが

とうございます。

○木原委員長 次に、濱村進君。

○濱村委員 公明党の濱村進でございます。

今日は、法案は終わったんですが、坂本大臣にちよっとお越しいただいて大変恐縮でございますけれども、ちよっと質疑を行いたいと思います。法案は可決されたわけでございますし、公明党におきましてなぜ今この議論をまたやるんだと言われると、党においても、「子どもの未来創造」特命チームというのが発足されまして、議論がなされております。当然、自民党さんにおかれまして、こども庁の議論をされているというふう聞いております。

古屋議員の質問、法案審査のときの質問にもありまして、公明党においては二〇〇六年に少子社会トータルプランというものを提出して、これは一年半ぐらいかけて議論されたというふう聞いていますし、百五十ページぐらいのもの、大部のものを党として作ったということでしょう、非常に熱心に我々の先輩方は取り組んでくれたんだなということを実感したとともに、その上で言う、この分野、しっかりと時代を先取りして政策立案をしてきたということは言えるんじゃないかと私は感じたところでございます。

やと今、この時代において国民的な議論も起こっているというふうに思いますので、ちよっとオーバーな言い方をすれば、時代が追いついてきたんじゃないかというふうにも思っております。当然、提言を出して、そこで止まっているというわけではなくて、野党時代も含めて、与党に戻って更に取り組んできているということでしょう、待機児童解消であったり、あるいは幼児教育の無償化、こうしたことも継続的に取り組んできた。それで今があるわけでございますけれども、更にアップデートしていく必要があると私は思っております。

今日は、そうした観点から含めて、経済学の観点から子育て支援施策を少し議論したいと思っておりますが、先日の法案の審査の中の質問にお

いても、野党の方から、家族関係社会支出と出生率は正の相関関係があるというふうな、これは東大大学院の山口慎太郎先生の資料を提示された上で御質問がなされました。

私の認識では、この山口先生は、正の相関が見られることをグラフ等も示しつつも、このことを前提に、家族政策というのは出生率向上に寄与しているのではないかとという仮説につながっていることを示しておられるだけなのではないかと思っております。

それに対する坂本大臣の御答弁は、慎重で、かつ正確でございました。家族関係社会支出と合計特殊出生率の相関関係に言及された研究とおっしゃっていただんですね。もうそのとおりで、言及されているだけであって、これは確定的に言っているんじゃないんじゃないかと私は感じた次第でございます。

これは別に野党の方を否定するとかそういう話ではなくて、経済学の観点から論じておられる山口先生の話なので、それを冷静に分析すればどういふことを言えるのかということとちよっと伺っておきたいと思っております。

ですので、ちよっともう一回ここで確認的にしたいのが、家族関係社会支出と出生率が正の相関関係にあるという仮説を断定し得る研究結果、これについて把握されておられるかどうかを内閣府に伺いたいと思います。

○嶋田政府参考人 お答えいたします。

経済学の観点から、家族関係社会支出と合計特殊出生率の正の相関関係に言及した研究があることは承知をしております。

その一方で、そもそも国によって社会経済や国民負担率の在り方が違ったりとか、あるいは、我が国の出生率の動向に見られますように、少子化の原因といたしましては、未婚化、晩婚化の進行とか、あるいは夫婦の持つ子供の数の減少等がございます。またその背景には、個人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っているということがあります。

すから、家族関係社会支出だけをもって出生率向上に寄与している等というふうなことはちよっと断言できないのではないかとというふうに考えております。

また、個別政策が出生率やそれに関連する要因に与える影響を分析した研究も多数あるというふうにも承知をしておりますけれども、それらについても相関関係と因果関係を区別して見極める必要があるというふうにも認識しているところでございます。

○濱村委員 今、嶋田さんにいろいろ御答弁いただいた、大臣がおっしゃっていただいた答弁内容と重複するところもあり、そしてまた、これは研究自体は結構難しいことで、相関関係と因果関係は分けて考えなければいけませんし、いろいろな要素が絡み合っている結果が生じるわけですので、なかなか断定的に論じることが難しいということはあると思います。

ただ、もう一つ申し上げておきたいのは、野党の先生も、財源を確保することが重要だということをおっしゃっていただきました。これは自民党さんからもそういうお声が上がっておりますし、我々公明党としてもそのように感じております。

財源の確保に取り組んでいくため、そのためには、やはり、どういう施策が効果的であって、この施策をやるためにはこの財源が必要だ、こうしたことを国民の皆様にも理解をいただいて、子ども・子育て支援施策に財源を確保できる環境をつくっていくのが、与野党問わず我々の仕事であるというふうにも思っております。

その上で、菅総理も子供は社会の宝であるというふうにも明言されておられるわけでございますので、この子ども・子育て支援施策は、ある一定の共通する価値観の下に認められ得るものだと思っております。未来を担う子供たちを社会全体で支えていく、これは国民的かつ社会的な理解が得られるんじゃないかというふうにも思っております。ただ、これは価値観の問題なんです、価値観。

その一方で、方法論については政策論として評価されるべきというふうには私は思っておりますので、その費用対効果ということは冷静に論じられるべきだと思っております。

坂本大臣に伺いたいと思っておりますが、子ども・子育て支援施策については、次の世代を担う方々に対しての投資というふうには私は思っております。経済学的な観点からいえば、人的資本に対する投資なんだというふうにも思っているんです。知識、能力を向上させるための人的資本に対する投資だと。この点につきまして、坂本大臣の御所見を伺いたいと思います。

〔委員長退席、平委員長代理着席〕

○坂本國務大臣 御党におかれましては、子ども・未来特命チームにおきまして、子ども・子育てに關して、充実した議論と、それから様々な御提言をいただきました。心から敬意を表したいと思います。

政府といたしましても、個人が結婚や子供につきまわりの希望を実現できる社会をつくっていくことを少子化対策における基本的な目標として掲げております。御紹介いただきました山口慎太郎先生を中心とする見方は、経済学的な考え方の一つとして認識しているところであります。

子育てに関する支援につきましては、子育て家庭における様々なニーズに対応するとともに、一人一人の子供が心身共に健やかに育つことができるよう、全ての子育て家庭が安心して子供を育てられる環境を整備することが重要だというふうにも考えます。

子育て家庭を社会全体で支えるということは、子育て家庭が抱える様々な不安、そして負担の軽減につながります。議員御指摘のとおり、一人一人の子供の幸せや未来の担い手を育成することにもそのまますながっていくというふうにも考えます。

引き続き、少子化社会対策大綱に基づきまして、安定的な財源を確保しながら、結婚、妊娠、出産、子育てのライフステージに応じた総合的な

少子化対策に今後も大胆に取り組んでまいりたいと考えております。

○濱村委員 総合的にいろいろな、広範な形での施策をやつていかなければいけない、そのように思いますし、また、当事者の皆様に対して、ニーズがあるの、それにしっかり対応している施策を行つていかなければいけない、それはそのとおりだと思つております。その上で、ニーズに応えていくことと国民の理解が得られること、こうしたところをどう合わせていくかということが重要だと思つております。

児童手当の出生率の引上げ効果について伺いたいと思うんですが、これはどうやって計測するんだというの是非常に難しいことだと思つております。

というのは、政策の目的は単一的に決まるわけではありませんが、本来であれば、こういうものを、差分の差分法というような方式を取りながら、こつちにはちゃんと措置を行つて、こつちには措置を行つていないというような差分をつくった状況で分析をしなければいけませんねということなんですが、こうした状況をつくり出すこと自体がなかなか難しいということも言えるかと思つておりますので、効果測定が非常に困難を伴うということとはよく理解した上で申し上げております。

その上で、出生率を引き上げるという政策目的を実現するというのが、子ども・子育て支援の政策目的の観点からいえば非常に重要だと思つておるんですが、これに対して、児童手当がどういう役割を果たしているのか。つまり、児童手当というのはいわゆる現金給付施策として捉えられていて、質の高い保育と言えんのか、何となく効果が発揮しているのか。それをどう確認できていて、どう評価されておられるのか。この点について内閣府に伺いたいと思ひます。

○嶋田政府参考人 お答えいたします。児童手当は、家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に

資することを目的とした制度になっております。児童手当は、使途を制限しない現金給付という

ことでございますけれども、まず、合計特殊出生率が、先ほど申しましたように、令和元年、一・三六ということで少子化となっております背景としましては、先ほど答弁いたしましたように、個々人の結婚とか出産、子育て希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っているということもございまして、児童手当という個別の施策だけを取り出して、その出生率への影響を取り出してお答えするというのはなかなか大変な、難しいことではないかというふうに考えておるところでございます。

なお、やはり少子化の背景としましては、子育ての費用負担の重さ、これがあつて、そうした観点から、幼児教育、保育の無償化などの子育て世帯への経済的な支援は充実してきたということとございまして、現金給付の充実も、結果として子供に対する投資額が引き上げられるので、いわゆる境界費用をつり上げてしまふんじゃないかというふうにも思つておりますので、引き続き議論したいと思ひます。

最後、厚労省さんに伺ひます。質の高い保育について伺ひたいと思ひますが、子供の発達度合いを支えていくためには非常に重要で、

母親が子供を自ら育てるということが質の高い保育に当たるのか、あるいは、祖父母とかあるいは特別な訓練を受けていないベビーシッターさんが面倒を見るというようなことはどう捉えればいいんですか、質の高い保育と言えんのか、何となく、この点についてどうお考えなのか、伺ひたいと思ひます。

○岸本政府参考人 お答えいたします。家庭の在り方や取り巻く環境は非常に多様化しておりますので、子育て家庭には様々なニーズがございます。政府としては、令和二年五月閣

議決定の少子化社会対策大綱におきまして、こうした様々なニーズに対応して、それぞれの子育て家庭に必要な支援にアクセスできるよう環境を整備することが重要と考えております。

御指摘の、家庭での子育て、あるいは保育所、あるいはベビーシッター、こういったものについて、それぞれ場面が異なりますし、また保護者のニーズも多様でございますので、一律に共通的な保育の質みたいなことを定義して比較することはなかなか難しいと考えておりますが、いずれにしても、どんな形態で保育なりベビーシッターなりを利用される場合でも安心して利用できるように環境整備を進めていくといったことに努めてまいりたいと思ひます。

〔平委員長代理退席、委員長着席〕

○濱村委員 時間なので終わりますが、大事な子供を預けるわけですので、専門性が高く問われる分野だと私は思つております。その専門性が、高い専門性があるにもかかわらず、なかなかそれが正しく、適正に評価されていないんじゃないの、ということも思つております。

試験制度とか、専門性の向上に資するような、ある意味で常に勉強していただかなければいけないということも含めて、職種をしつかり再構築をしていただいて、公定価格なども引き上げていただいて、ちゃんとした処遇改善をした上で、専門性の高い職種であるということを含めて、子供を育てる環境を整えていっていただきたいと申し上げて、質問を終わります。

○木原委員長 次に、中山展宏君。

○中山(展)委員 自由民主党の中山展宏です。よろしくお願ひいたします。

まず、蔓延防止等重点措置の実効性に係る移動の制約についてお伺ひしたいと思います。

昨日から蔓延防止等重点措置は十都府県に適用が広がり、大阪、東京では緊急事態宣言を要請される運びとなりつつあります。

私の地元神奈川県川崎市も今対象となりまし

たが、日常の行動範囲というか、生活圈と蔓延防止措置の対象地域が必ずしも一致しているわけはありませんから、対象地域の方が対象ではない地域へ、あるいは対象でない地域の方が対象地域へ往来せざるを得ないこともあります。神奈川県からは一日百万人を超える方が東京へ往来しています。対象の都府県をまたぐ、対象地域から対象地域への往来もあるかと思ひます。

先般、東京都知事は、毎日三百万人の方が通勤通学で都内と首都圏での往来がある、特に都外にお住まいの方には、エッセンシャルワーカーなど、どうしても出勤が必要の方以外は可能な限り東京に来ないでくださいと象徴的におっしゃられておりますが、間もなくゴールデンウィークとなりまして、東京の対象地域にお住まいの方が対象でない地域に行かないでくださいということも、都知事は包含されておっしゃつていらっしゃると思ひます。

ピンポイントで地域を指定する蔓延防止等重点措置の実効性に大きく関係する、対象地域と非対象地域への移動の是非、また、対象地域内の都府県をまたぐ移動の是非について、政府としてどうか、お願ひをしたいと思います。

○梶尾政府参考人 お答え申し上げます。

基本的対処方針では、蔓延防止等重点措置を適用した都道府県は、特別措置法の三十一条の六、二項で営業時間の短縮の要請をしている地域がございまして、その地域について、その時間以降にその措置区域にある飲食店等にみだりに立入りしないということ、あわせて、二十四条九項に基づきまして、日中も含めた不要不急の外出、移動の自粛や、混雑している場所や時間を避けた行動、感染対策が徹底されていない飲食店利用の自粛を要請するということになっております。

特に、変異株による感染が増加しているということ踏まえまして、ほかの地域への感染拡大を防止する観点から、蔓延防止等重点措置を適用した都道府県では、不要不急の都道府県をまたぐ移

動は極力控えていただくよう要請することにしてございます。

具体的には、この重点措置を適用した都道府県同士の移動、あるいは重点措置の適用された都道府県とそれ以外の地域との移動については、これはいづれも、不要不急の都道府県をまたぐ移動は極力控えていただく、また、適用されている都道府県内の移動についても、不要不急の外出、移動は避けていただき、近場の外出でも三密を避けていただくということをお願いしています。

もちろん、医療機関への通院ですとか、食料、医薬品、生活必需品の買い出し、どうしても出勤せざるを得ない必要な職場への出勤、また屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外ということで、国民の皆様には御理解と御協力をお願いしたいと思っております。実際、昨日からの神奈川県、先週からの東京都につきましても、こういった内容での要請をされているというふうに承知してございます。

○中山(展)委員 是非、緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置の地域指定は、感染対策に即した人流の制御や行動変容のためだと存じますので、その点を強調して、繰り返しアナウンスをお願いしたいと思います。

次に、先般の日米首脳会談について伺いたいと思います。

菅総理とバイデン大統領の、初の対面での首脳会談は、とても意義のあることだと存じます。共同声明では、安全保障上の重要分野、半導体などのサプライチェーンでの協力や、安全で信頼できる5Gネットワーク、かつて、5Gグリーンパスとか、グリーンクラウドとか、グリーンネットワークと言っておりましたけれども、その構築について、そして台湾海峡に関して明示されました。

バイデン大統領が初めて迎える外国首脳を我が国の菅総理とした思い入れ、意図をどのように捉えているか、また首脳会談の成果についてどのよ

うに考えているか、まずお教えください。

○有馬政府参考人 お答え申し上げます。
四月十六日、バイデン大統領が菅総理を対面

会談する初めての外国首脳としてお迎えされたのは、バイデン政権が我が国との関係を極めて重視しているあかしであるというふうに認識しております。

会議では、両首脳間で個人的な信頼関係を構築するとともに、日米首脳共同声明を発出するなど具体的な成果を上げることができました。

経済面では、日米間の緊密な経済関係を更に発展させていくことで一致するとともに、インド太平洋地域やグローバルな経済における日米協力の重要性を確認いたしました。

また、日米両国が世界のよりよい回復をリードしていく観点から、日米競争力・強靱性(G2)パートナーシップに合意し、日米共通の優先分野であるデジタルや科学技術の分野における競争力とイノベーションの推進、コロナ対策、グリーン成長、気候変動などの分野での協力を推進していくことでも一致したところでございます。

○中山(展)委員 我が国が米国の安全保障の同盟国であり、中国に近接し隣国であり、今後の米国の対中戦略にとって要衝であるからこそ、バイデン大統領は各国首脳に先駆けて菅総理を迎え、安全保障と経済の両面から話し合われたのだらうと拝察をいたします。その上で、中国の覇権的な挑戦に対して、我が国と米国の自由民主主義国家が協働すべきアジェンダが確認されたと考えます。

そこで、今日は、国家安全保障局、NSS経済班の藤井審議官にもお越しいただきました。安全保障と経済の相互に重層している課題について、お尋ねしていききたいと思います。

菅総理は、昨年十月の所信演説において、経済安全保障の観点から政府一体となって適切に対応していくと表明されました。まず、この経済安全保障の概念、定義というものについて、お示しを

○藤井政府参考人 お答えを申し上げます。

経済安全保障、経済と安全保障、これは、従前よりももちろん相重なる部分というのはございまして。例えば、輸出管理の問題。ただ、恐らくここ数年、この重なる部分が急速に広がってきたということであろうと思います。

私どもの直面している難しさは、一つは、極めて大切な経済の健全な発展を促すためには、やはり開放性、多様性というものがどうしても必要になつてきますし、そういうものを確保する政策を打ってきたわけでもございますけれども、では、安全保障という観点から、常に開放性は是なのかというところ、恐らく必ずしもそうは言い切れない部分がございます。そういう意味で、ある意味での避け難い二律背反がここには存在をしているというふうに考えております。

これは、恐らく政府として、きちんとそれをまず受け止める、受け止めるということは新しい政策が必要だということでもございますけれども、ここがまず必要であるところ。その上で、ある意味でこの二律背反を止揚するような形で経済をより強くするというところ、また大きな目標としなければいけないということだろうと思えます。

中山先生の御質問にきちんとお答えすることは難しいでございますけれども、経済というものが、若しくは技術というものが、日々刻々変わっていく、日本を取り巻く安全保障環境もしかりというところで、この重なる部分もまた変わっていくというところで、ここからこまめな経済安全保障でございますというお答えがなかなか難しいでございます。

中山先生の御質問にきちんとお答えすることは難しい領域、取組には、私どもだけではできません、政府全体、一丸として取り組んでいく必要があると思っております。

そういったことに向けて、微力ではございますが、NSS経済班として努力をしていきたい、かように考えております。

○中山(展)委員 二律背反の難しさというか、本

当にお察しをします。

る経済外交政策という意味合いで、経済安全保障という言葉ではなくて、安全保障経済という言葉を使っていたと思えます。どちらかというところ、安全保障貿易管理に似ている概念かと思えます。

他方、エネルギー安全保障とか食料安全保障というような、安定的な供給環境を確保していくという、我が国の経済全般の持続可能性を担保する供給網をいかに構成するかということも大事な側面だと思えます。

経済安全保障の主眼は、これは藤井審議官もよく御存じのとおり、エコノミック・ステートクラフトと言われる、経済力を手段というか武器として推し進める対外政策、国策にどうやって対峙するか。とりわけ、我々とは普遍的価値観が相入れない権威主義、全体主義、米国の言い方で専制主義による、国家資本主義の経済力を威力的に使う安全確保上の圏域を覇権的に拡張していくこと、いかに我が国が対峙していくかということだと思います。

藤井審議官が率いる国家安全保障局、NSS経済班は、コロナの感染が及ぼした昨年四月に発足しました。当初は、コロナ禍の初期対応、例えばマスク、医療用防護服の手配、医薬品原料の調達など、医療物資のサプライチェーンの確保や国際的な人の往来に関わる入国管理、水際対策の方針策定などに当たっていたと存じますが、コロナ禍での経済安全保障の観点から、コロナ禍で我が国のリスクについてどのように考えておられるか教えてください。

○藤井政府参考人 お答え申し上げます。

中山先生御指摘のとおり、まず、私どもの初動といたしまして、マスク、ガウン、こういった国民の皆様の安心に関わる製品について、単に価格だけで調達されるということではない安定的な供給体制を構築していくことのための支援というものを進めてまいりました。

また、同時に、感染症の治療等に必要医薬品、人工呼吸器等、こういった医療機器について、国内の製造基盤を持つておくということが非

常に大切になります。そういった観点からも、外為法において、こういった業種を対内直接投資の事前審査の対象に追加をいたしました。

こういった、これは一例でございましてけれども、我が国のサプライチェーン、安全保障の観点、これは御指摘のとおりコロナのようなパンデミックのような事態も含むわけでございますけれども、俯瞰し、その脆弱性に対処していくこと、これは非常に重要な課題であらうというふうに認識をいたしております。

また、加えて、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大、非常に重大な影響を及ぼすという観点から、前例のない水際措置、国内への感染者の流入を防ぐ措置を取ってまいりました。

今後とも、できる限りの努力をしていきたい、このように考えております。

○中山(展)委員 この間、地方の中堅・中小企業、非常に技術力を持った素晴らしい企業に対して、中国企業からの買収案件とかそういうことも散見されたという伺っています。しっかりと守っていたようにお願いをします。

また、中国、昨年十二月に、生物安全法という法律を施行しています。個人の遺伝情報の主権は国家に有するという考えであります。我々、プライバシーの考え方は全く異なる価値観だと思います。

その上で、ゲノム情報の解析サービスを行っている、中国、今、深圳に本社があって、日本法人は神戸にありますが、そういった中国のゲノミクスの研究所から由来するそういった会社が、日本法人が、今次のPCR検査を我が国で行っています。

先般の日米首脳会談の共同声明の中でも、健康安全保障という言葉が盛り込まれました。是非、最も機微な個人情報でありますから、個人データでありますから、その扱いについて留意をさせていただきたいと思えます。

次に、WHOを始め国際機関のガバナンス及び選挙への我が国の取組について伺いをさせていただきます。

ただきたいと思えます。

今般の日米共同声明にも、透明性を高め、不当な影響を受けないWHO改革が示されました。国際機関の中立性、法の支配を前提に、邦人のトップポスト獲得を含め、プレゼンス強化のための長期的な人事戦略及び一元的な人材育成に向けた我が国の取組について伺いをしたいと思います。

○赤堀政府参考人 お答えいたします。

前提として、御指摘のとおり、国際機関の公正中立な運営を確保することが重要でございまして、我が国は、責任ある加盟国として、国際機関の運営に積極的に関与を行ってきております。

その上で、日本人の国際機関職員が世界で活躍することは、日本の存在感を高め、また、日本と国際機関との関係強化の観点からも重要でございまして、外務省として長年取り組んできております。

さらに、委員が中心的役割を果たされて提出された政府に対する提言も踏まえて、政府全体としての取組を強化しております。

本年二月には、内閣官房国家安全保障局と外務省総合外交政策局が共同議長となり、国際機関幹部ポスト獲得等に戦略的に取り組むための関係省庁連絡会議を開催し、国際機関における日本のプレゼンスを一層強化すべく、国際機関のトップ、幹部ポストの獲得や官民からの国際機関への人材送り込みについて意見交換を行いました。

この枠組みも活用し、引き続き、政府全体として、長期的視点に立って戦略的に取り組んでまいります。

○中山(展)委員 是非、我が国からWHOの、来年事務局長選挙があります。価値共有国でしっかりと取りに行く、そういった思いをお願いをしたいと思えます。

時間が短くなってきたのですが、最近のトピックスを三つほど伺いたいと思えます。

まずは、LINEがZホールディングスに統合後発覚したLINEのデータガバナンスについて、経済安全保障の観点からどのように捉えているか、教えてください。

○今川政府参考人 お答え申し上げます。

海外を拠点とする関連会社からLINE社の日本国内のサーバーにある個人情報などへのアクセスが可能となっていた事案に関しまして、三月十九日に、総務省より、電気通信事業者であるLINE社に対して、電気通信事業法に基づく報告徴収を求めたところでございます。

一昨日の四月十九日、同社より、通信の秘密の保護などに係る支障の発生の有無、通信の秘密の保護などのために必要な体制の確保の状況、利用者への説明及び周知の予定などについて報告があったところでございます。現在、その内容を精査しているところでございます。

この精査の結果を踏まえまして、電気通信事業者としてのデータ管理やガバナンスの在り方も含め、法令に基づき必要な対応を速やかに取ってまいりたいと考えております。

○中山(展)委員 恐縮です。昨年十月二十七日に、菅総理へ、私もルール形成戦略議員連盟が「経済安全保障上の脅威が懸念される外国製アプリ・システムへの対応について」の提言を行いました。その内容は、立入検査、そしてNISTのSP800-171に準拠すること、そしてプライバシーポリシーの利用規約上の明確化、そしてDFFTを我が国が主導することを書かせていただいております。

その中のちよつと一部を読ませていただきました。

中国と関係するアプリ提供者(組織・個人)は、利用者データの取扱い等に関し、中国国家情報法を含めどのような外国法令が適用されるかを利用者との契約や利用規約において、明確にすべきである。問題事例に対応するため、利用者の同意のない目的外のデータの利用、移転やシステムの運用があったかどうかを検証する必要がある。各国のインテリジェンス機関と情報を共有し、NSIS、NISC、個人情報保護委員会、総務省、経済産業省等の関係機関が連携して、技術検証、情

報収集、調査等を立入検査も含め行う仕組みをつくると明記させていただいております。是非進めていただきたいと思います。

次に、楽天、テンセント、日本郵政の第三者割当て増資による資本提携について、日米両政府が楽天グループを共同で監視するとの報道もありましたが、経済安全保障の観点からどのように捉えているか、教えてください。

○土谷政府参考人 お答え申し上げます。

テンセントによります楽天に対する出資に関する外為法上の取扱いについてでございますが、恐れ入りますが、これは個別の事案に関わることでございますので、お答えは差し控えてさせていただきます。

その上で、一般論として申し上げますが、対内直接投資につきましては、外為法に基づき、国の安全等を損なうことがないよう、関係省庁などと連携して、適切に対応してまいり所存でございます。

○中山(展)委員 外国投資家による外為法上の事前届けの免除基準等はクリアしているもので、出資後四十五日以内の事後報告となるということだと思えますが、我が国の外為法では、今後、半永久的に免除基準を遵守すればよいということだと存じますけれども、我が国半導体メーカーの機微な半導体の中国向け輸出もそうですが、アメリカのCFIUSであったりとか商務省のいわゆるエンティティリストによる域外適用によって、我が国の法体系を超えた部分で、例えば楽天の事業に影響が出てくるということも考えられると思えます。本邦企業がこのような機微分野での取引や資本提携をする前に、いわゆるデューデリジェンスに関して政府と相談する機会があればと、お願いをしたいと存じます。

また、プラットフォームやアプリ、システムを包含する業法の必要性もあると思えます。是非検討していただきたいと思います。

さらに、中国企業に由来するハード機器やデバイス、システムの政府機関における実装の状況を

まず、民間企業の前に、随より始めよ、政府が把握することが大前提だと思ひます。こちらの方もよろしく願ひをいたします。

もう時間がないので最後の質問とさせていただきます。日米同盟を基軸とする安全保障環境の中で、中国との経済関係をどのように構築していくべきか。特に、中国の国家情報法であつたりサイバーセキュリティ法、データの国内管理を義務づけている中国のサイバーセキュリティ法、さらには、データの中国からの輸出規制を域外まで運用しようとするデータセキュリティ法、これも昨年作られています。さらには、先ほど申し上げた輸出管理法であつたりとか生物安全法、こういった中国の法体系と我が国がどのように向き合うのか、言及していただける範囲で教えていただければと思ひます。

○石月政府参考人 お答え申し上げます。

我が国にとつて日米同盟は、外交・安全保障政策の基軸であり、我が国の安全保障を確保していく上で日米同盟の抑止力は必要不可欠と考えています。

中国につきましては、日本にとつても米国にとつても最大の貿易相手国であり、中国にとつて米国は第一位、日本は第二位の貿易相手国です。また、日米に限らず、様々な国が中国とは深い経済関係を有しています。

我が国としては、中国も含めたグローバル経済の中で日本経済が繁栄していくために、5Gや機械技術への対応、データの保護等々、経済安全保障の観点も踏まえ、米国の始めとする関係国と緊密に連携していく考えです。

○中山(展)委員 経済安全保障の観点から政府一体となつて適切に対応していく、特に、経済安全保障政策の司令塔としてNSS経済班に御期待を申し上げ、質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○木原委員長 次に、阿部知子君。

○阿部委員 立憲民主党の阿部知子です。

本日も質問のお時間を頂戴してありがとうございます。

内閣委員会の皆様にあつては、また委員長にあつては、毎週の御審議、大変熱心に、本当にお疲れさまです。

でも、この委員会は大変大事な委員会、国会には予算委員会、もちろん最も重要視されておりますが、内閣という行政の全体をつかさどつて、様々な側面から行政と立法府の対話が行われるのがこの内閣委員会でございますので、私はその重要性に鑑みて、今日は、一つ、提案というか、お願いがございます。

実は、今日は私は、東京電力福島第一原発の事故処理問題で東京電力の皆さんにもお越しいただけますようお願いを申し上げました。内閣委員会は、原子力委員会を始めとする原子力政策や、あるいは原子力防災も担当しておられ、加えて、内閣府の原子力災害対策本部があるところでございます。当然、この委員会の所掌するところとしての事故当事者である東京電力にはお出ましをいただきたい。今日は、聞き及ぶところによりますと、ちょうど東電の社長も福島に行かなければならない御用もあつたことですので、状況はそれとして理解いたしますが、今後、是非、東京電力、民間事業者ですが、この委員会にお呼びいただきたいですが、委員長の御判断を伺います。

○木原委員長 お申出の件につきましては、今朝の理事会でも協議をし、現在、筆頭閣で協議いただいておりますので、引き続き理事会にて協議をしたいと思ひます。

○阿部委員 是非前向きに、論議が深まるよう、関係者の御出席を賜りたいと思ひます。

では、加藤官房長官、お疲れさまです、連日。冒頭、一問、二問になりますかね、伺わせていただきます。

四月の十三日に、廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚会議が、いわゆる福島の処理汚染水の海洋放出方針を決定したということが伝わってまいりました。

さて、官房長官、この決定なるものは、どのような権限で、あるいは明確な法的な明文化された根拠があつての決定でございますでしょうか。一問目、お願いいたします。

○加藤国務大臣 委員御指摘のように、四月十三日に開催いたしました廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議において、ALPS処理水の処分に関する基本方針を決定したところであります。この会議は、原子力災害対策特別措置法第十六条に基づき設置された原子力災害対策本部の決定に基づき、同対策本部の下に設置をされているものでございます。

具体的には、原子力災害対策本部決定においては、廃炉、汚染水、処理水問題の根本的な解決に向けて、政府が総力を挙げて取り組むため、廃炉・汚染水・処理水対策閣僚等会議を開催することが定められているところであります。この規定に基づき、ALPS処理水に関する方針についても同閣僚等会議で決定を行ったところであります。

法的な根拠ということで御質問であります。原子力災害対策特別措置法及び同法十六条に基づき設置された原子力災害対策本部決定がその根拠と認識をし、今回の基本方針は廃炉・汚染水・処理水対策閣僚等会議決定であり、決定権限は廃炉・汚染水・処理水対策閣僚等会議にあるものと考えております。

○阿部委員 今の官房長官の御答弁を簡略に申し上げますと、この関係閣僚会議にあると。

私は、本部の下に置かれた関係閣僚会議が果たしていかなる決定権を有して行使できるだろうかということ、まず大きな疑問がございます。その上で、この決め方というかには私は大きく二つの問題があると思ひますので、順次、官房長官にお伺いをいたします。

一つは、やはり東電は頭ごなしだということでございます。繰り返し、廃炉の責任、一義的には東京電力にありと言われている中で、果たしてこのやり方で東電が、漁業者の皆さんもいまだに強

い反対がございますし、そのことも含めて、漁業者や国民の理解を得ながら事を進められるかどうかでございます。

今日は東電がお越しになれないので、文書で御紹介いたしますが、つい先日にも漁協の野崎さんが記者会見をされました、いわゆる二〇一五年八月二十五日にサブドレーン水の排水の折に交わした東電と漁協との取り交わし書、すなわち、建屋内の水は多核種除去設備等で処理した後も、発電所内のタンクにて責任を持って厳重に保管管理を行い、漁業者、国民の理解を得られない海洋放出は絶対行わないこととの要請に対して、東電は、関係者の理解なしには、いかなる処理も行わず、多核種除去設備で処理した水は発電所敷地内のタンクに貯留いたしますと回答し、この方針、政府方針が今回決定した後の記者会見でも、この件については今もそのように考えるのかと問われて、東電の社長はこれを是認、肯定をいたしております。

一方、この二〇一五年のサブドレーン水の排水に際しても、実は、政府、経済産業省も漁協の皆さんと文書を取り交わしておりました、今、東電との取り交わしは一枚目の資料ですが、漁協の皆さんが経産省と取り交わした中にも同様な文章がございます。関係者への丁寧な説明等必要な取組を行うこととしており、こうしたプロセスや関係者の理解なしにはいかなる処分も行いませんというのが、当時の経済産業大臣の臨時代理の高市さんとそして福島県の漁業協同組合連合会の交わした文書でございます。

こうした文書は、取り交わした約束は果たしてどこに行つてしまふのでしょうか。加藤官房長官、お願いします。

○加藤国務大臣 これまでも申し上げておりますように、ALPS処理水の処分、福島第一原発の敷地が逼迫する中で、また廃炉を進めていく上においても、もはや先送りの許されない課題であります。

様々な風評被害を始めとした懸念が強いこと、

これは私どもも十分承知をしておりますし、この間、様々な方の意見もお聞かせをいただいたところでありますけれども、そうした点を踏まえて、極めて重い責任を伴う決断でありますけれども、一連の処分方針の決定を行ったところであります。

ただ、この決定に当たっても、安全性の確実な担保と万全のモニタリング体制の整備、漁業者などの御懸念の把握と徹底した風評対策、この二点を確保していくことを前提に行つたものでありますので、これをしっかりと実行できるような、引き続き、漁業者の皆さんからもいろいろお話を聞きながら、また、新たに設置をいたしました関係閣僚会議、こうしたところを通じて、風評対策を含めて、政府一丸となつてこの対応に取り組んでいきたいと考えております。

○阿部委員 私、それはもう当然のことなんだと思います。そして同時に、やはり政治というのは信なくば立たずですから、約束を取り交わしているということは消せないわけです。

内容的に、私は今日この場で、このトリチウムを含んだ汚染処理水がどのような影響をするかというところは時間の関係で申し述べませんが、とにかく形式として約束したことが現実にはこうなつてしまふではないか、そうすると、結局このプロセスはうまく運ばなくなるのではないかという懸念でございます。

その上で、もう一点、いわゆる国民の理解ということも不可欠であります。なぜなら、風評被害と言われているものは、私は単に風評ではないと思つておりますが、風評被害という言葉を使つた場合に、福島の場合はお魚を食べるか食べないか、国民の側がこれを十分に理解、納得していかねば、幾ら風評被害は補償するとか消すとか言つても、理解、納得は国民の側にあるわけですから、ここが重要な点だと思います。

そこで、今日は加藤官房長官に提案がございしますが、やはりこういう重大な事態を、方針を決定されたとするならば、国民に広く公聴会を開くこ

と、これは様々な意見が出ると思います。しかし、それをぶつた切つていつたのでは本当の国民理解にはならないので、私は是非公聴会を開いていただきたい。

実は、この処理汚染水の問題で、経産省は公聴会を開かれておられます。それはそれで、例えば、タンクの七割はまだ他の放射性物質が残つていてというのが分かつたのも公聴会を通じてございまして。公聴会で指摘されることの重要性を政府がしっかりと受け止めて真正面から応えていく、これが政治の取るべき道だと思いますが、官房長官、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 国民の皆さん、あるいは国内外の皆さんの理解を深めていくということは非常に大事であります。実際の放出までには二年程度時間がかかるということでもあります。様々な声をいかに受け止め、対応していくかが鍵になると考えているところであります。

また、そうした際、私どもから、単に一方的な説明や意見募集にとどまらず、地元の関係者、地元や漁業関係者始め、ALPS処理水の処分によつて風評の影響を受け得る方々から幅広く意見をお聞かせいただく。そのためには、今回設置した閣僚会議にワーキンググループを設置をし、そうした活動を通じていろいろな意見をお伺いし、夏頃までに課題を抽出し、近々の追加対策、これを取りまとめていきたいと考えております。

○阿部委員 私のお尋ねは、課題の抽出のために公聴会を開いていただきたい。

大臣、御存じですか。急にALPS処理水の定義が変わりました。今までは、タンクに入つてい

ALPS処理水と。

こういうのを、一方的に定義の変更とか言わな

い、きちんと国民に伝える努力が必要だし、先

ほども申しました、七割にまだ汚染物質、核物質

がトリチウム以外にも残されているというのは公

聴会の中で指摘をされて、もう数年前です、そこ

から変わってきたことです。国民の合意、納得な

くしては原子力政策は進みません。

大臣、繰り返し、まあお分かりと思いますが

ら、是非公聴会を検討していただきたい。そし

原子炉等規制法の規定に基づきまして、まずは四

月十三日に決定されたALPS処理水の処分に関

する基本方針を踏まえた対応を確実に実行すべ

く、東京電力が計画を作成の上、原子力規制委員

会に対して申請を行います。その後、原子力規制

委員会において、それに対する厳正な審査が行わ

れるものと承知してございます。

○阿部委員 今の御答弁で明らかのように、東京

電力が実施計画を作られるわけです。そして、東

京電力に対しては、漁民の皆さんから、多核種除

去設備で処理した水は発電所敷地内のタンクに貯

留いたしますというお約束が生きているわけ

です。当然、これを踏まえた実施計画を作るとな

れば、海洋放出ということとは矛盾をしてまいり

ます。事ほどさように、私は、政府が上から方針

を決定しても、実際にそれが担保されないのでは

ないかと思ひます。

そして、更田規制委員会委員長にお伺いたし

ますが、東電が計画を立てたとして、そこには当

然、漁業者とのいろいろなやり取り、約束事も含

まれるものであると考えてよいのかというのが一

点と、さらに、東京電力自身がこうした事故処理

に關わつておるといふことは、もう一つ、目を転

ずれば、柏崎刈羽の問題で、運転者としての適応

性、ふさわしいかどうかということをお問われてお

ります。

廃炉処理と柏崎刈羽問題は、実は田中委員長の

時代に、二〇一七年七月十日、七つの課題とい

しまして、事故を起こした事業者である東電と、

廃炉措置に關する東電と、プラス柏崎刈羽を動か

すのであれば、総体としてその事業者の適格性を

判断しなければならぬというふうにとらめられ

ております。

今、私、続けて二つ伺いましたが、漁業者との

話合い、要求はどう組み入れられるのか、二点目

は、果たして、そこに基づき実施計画を着実に実

行できなければここで交わされているような柏崎

刈羽の運転の主体にもなれないのではないかと

いう点についてお伺いいたします。

○更田政府特別補佐人 まず一つ目のお尋ねですけれども、これは重ねて申し上げておりますけれども、規制の役割とそれから事業者が地元や関係者の方々と交わす約束というものは、これはそれぞれが独立してしっかりと守られるべきものであって、混同されるべきものではないと考えています。

そういった意味で、今お尋ねにありましたのは漁連等との約束、これはこれでしっかり東京電力が責任を持って約束を守ろうと努力をするんだらうと思います。

実施計画の方は、これは法令に基づいた処分がなされるかどうかについて記載をして、さらに、併せてその審査においては政府方針にのっとったものであるかというのを確認してまいります。

それから二つ目のお尋ね、これは、東京電力は何より福島第一原子力発電所事故の当事者でありますから、廃炉作業を最優先課題として主体的に取り組んで、リスクの低減に向けて一つ一つ課題を完了させていくことが重要であります。

原子力規制委員会は、東京電力による廃炉作業に係る取組について、引き続き、実施計画の審査及び検査などを通じて、厳正に監視、指導をしてまいります。また、廃炉作業に十分な資源が投入されているかなど、東京電力の取組と柏崎刈羽原子力発電所の保安規定との関係についても監視を続けていく考えてございます。

○阿部委員 私が委員長にお尋ねしたかったのは、開いていただくと、資料の二ページにございますが、これは原子力規制委員会と東京電力ホールディングスの取り交わした、意見交換会の際の約束事ですが、一問目ですね、福一の廃炉を主体的に取り組み、やり切る覚悟と実績を示すこととなっております。この覚悟と実績ということには当然福一の処理汚染水の対応も含まれるであろうということを確認を申し上げました。これは非常に、なぜこういう文面になったかという、同じ事業者が福一とそれから柏崎刈羽を動かすだけで様々に連動してまいりますので、そ

こでの指摘と私は受け止めておりますので、二つはばらばらには考えられないことだと思えます。

引き続き、では、柏崎刈羽の方で何が起こっているのかということで更田委員長にお伺いいたしますが、先般の核物質防護施設の様々に見つかった破損、そして三十日以上に及ぶものが数か所あるということで、この問題はいわゆる規制委員会からは赤という判定を受けて、これからの管理区分も第四区分となり、更にその次にいわゆる特定核燃料物質を移動してはならないという是正命令が出されました。

この移動してはならないという是正命令は一体何を意味するのでしょうか。また、その理由は何でしょうか。

○更田政府特別補佐人 特定核燃料物質を移動してはならないという命令は、現在、東京電力の柏崎刈羽原子力発電所において核物質防護に係る核物質防護の質とそれからその強度が劣化している可能性がある、このために、防護のために必要な措置を取る必要があるだろう、そういった判断に基づいています。

特定核燃料物質の移動を禁じた理由は、仮に移動を認めると、移動中の脅威であるとか、防護対象の分散によるリスクの増大が懸念されることから、特定核燃料物質の現状を変更させないというのが命令の内容であります。

○阿部委員 私は、はっきり言って、それだけでいいんだろかなと思います。

例えば三・一一のとき、最も心配されたのは使用済み燃料プールの中の燃料棒で、ここが何らかの形で露出をしてしまう、そしてそういうことの入をしてそういう行動を起こすなどありますので、移動させないということはあり得てよいですが、その中には核物質の防護されるべき対象はいろいろあって、果たしてこれで十分かどうかという懸念を私は持っております。あわせて、委員長、お伺いしたいですが、お手

元の資料三ページに、今御説明いただきましたのは赤の事案、核物質防護施設損傷等の事案でありますが、遡って、実は、柏崎刈羽では、白の事案と呼ばれていて、IDの不入室問題がございました。先ほどの、委員長が御答弁いただいたのは、専ら赤の事案に対する措置であって、この白の事案についてはまだ対応がなされていないものと考えてよいでしょうか。

私がこれを伺うのは、かつて更田委員長に、この白の事案は、ここに赤線を引きしましたが、四十三条の三の五第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて発電用原子炉の運転の停止を命ずることができるときに当たりますねとお伺いしたので、その部分の処分というか、これはまだ確定しておらない、これから検証されるものであるかどうか、お願いいたします。

○更田政府特別補佐人 時系列で申し上げますと、まず、IDカードの不正利用に係る事案がありまして、その後、侵入検知装置の機能の一部喪失という、これはまた長期間にわたって、更に言えば、代替措置が不十分なものであった。

前者に対して白という判定をしました。後者に對して赤という判定。前者では、第一区分から第二区分へ検査区分が変わりました。さらに、二つの事例によつて、検査区分が第四区分という形になりました。そして、この第四区分に行く際の、四月十四日付で東京電力に発出した命令というのは、柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカード不正使用事案と、それから侵入検知装置の一部機能喪失を併せて考慮した命令となっております。

○阿部委員 私は、併せて考慮したというところが、やはり、各々の法令の違反根拠は違うわけですが、これは委員長の方が重々御承知なので、繰り返しません。当然それによつて取られる措置も違つておるところが、併せてと言われることが不思議でなりません。

なぜならば、更田委員長ももう御承知と思いますが、ID不正事案の方は、確かに白と言われておりますが、成り済ましをして、そして、成り済

ました人を警備員はそれと知りつつ通過させてしまったわけですね。意図的なものです。片一方の故障の事案は、報告が遅れ、それを早くに対処できなかった問題はありますが、結果において及ばず危険性はあると思いますが、私は、原子力事業者がそうした文化、風土を、作為でごまかして、IDで成り済ますというのは、とても深刻な事案だと思います。

このことについて、東電がおられれば聞きたかったのですが、本当にそうした再発防止が取られているのでしょうか。委員長、どうでしょう。

○更田政府特別補佐人 まさにお尋ねの点これから検査で明らかにしていきたいと思っております。また、私は、この二つの事案は、共に悪質でありますし、共に深刻であろうと思っております。

前者のID不正利用は、関わった、不正利用を行った人に関する、悪意に近いといえますが、だまそうとして、やる。ただ、侵入検知装置の方も、当たり前のことを当たり前のようになかった。それから、代替措置、これも詳しくは申し上げませんが、代替措置の取り方にも著しい怠慢があった。

そういった意味で、両者のどちらも、遡って考えると、核セキュリティ文化であり、あるいは企業風土といった問題をしっかりと深掘りしないと状態が明らかになりませんので、そういった意味で、原子力規制委員会としては、二つの事案をまとめて、双方に対する検査という形で監視、分析を進めようとしておるところでございます。

○阿部委員 私は、この二つの事案を加味したとき、やはり、原子力事業者として運転をする資格がないというふうに判断いたしますし、その法令根拠は、これまでの二回ほどで更田委員長にも確認してまいりました。

なぜそこまで言うかというと、核物質防護の、いろいろな我が国における原子力事業者の、あるいはサイトの現状ということで、最後の資料を見ていただきたいですが、この東電の事案の後、更田委員長、各原子力事業者、核物質防護規定に

関わる実効性はどうか担保されておるかというようなことをお尋ねになったことがあるか。また、経済産業省も調べておられると聞きますが、まず委員長には、お尋ねになったことがあるかということ、その実際の担保なくしては、例えば大飯の四号、あるいは玄海の三号、四号は、まだ、特重と言われている、テロなどに備える特定重大施設等のでき上がったというのに稼働をしております。

委員長よく御承知のように、特重施設は、テロ対策で、テロに対して、大変深刻なことが起きたときに、あつてはなりません。対応できるためのもので、私は、委員長がこうした施設の、ちゃんと核物質防護規定は守られているのかというのを調査された上でこういうことを動かしているのかどうか、大変懸念を持ちます。あわせて、柏崎刈羽の稼働に際しても、特重施設ができてからになるべきと思いますが、いかがでしょうか。

○更田政府特別補佐人 まず、柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護の劣化を捉えて、東京電力以外の事業者に対しても、核物質防護の状態について改めて確認するように調査をしているところでございます。

それから、特定重大事故等対処施設との関係ですが、核物質防護はテロを防ぐことを目的にしています。特定重大事故等対処施設は、テロが発生してしまつても、爆弾等を投げ込まれても、飛行機等が落ちてきてもという施設で、ある意味、役割がちよつと違います。

あえて申し上げると、特定重大事故等対処施設は、既存の施設でも守れるものに対して、更に屋上屋を重ねるような意味で備えた施設でありますけれども、特重がなければ運転が許されないような事業者には、そもそも原子力施設を運用する資格がないというふうに考えております。

○阿部委員 そのとおりであります。しかし、まだ調査も済んでおりません、セキュリティーの方の。ですから、私が懸念をお伝えしましたの

で、早速に各原子炉サイトの安全性の確認の御報告をいただきたいと思ひます。終わらせていただきます。

○木原委員長 次に、内閣提出、国家公務員法等の一部を改正する法律案を議題といたします。趣旨の説明を聴取いたします。河野国務大臣。

国家公務員法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○河野国務大臣 国家公務員法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する我が国においては、社会全体として、働く意欲のある高齢者に社会を支えていただくことが重要であります。国家公務員については、若年層の長時間労働を是正するとともに、全ての職員がやりがいを持つてその能力を存分に発揮できるよう働き方改革を推進していくことが急務であり、そうした観点からも、高齢期の職員にしっかりと働いていただくことが必要であります。

そのため、平成三十年八月の人事院の意見の申出に鑑み、国家公務員の定年を段階的に六十五歳に引き上げるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援等を図るため、管理監督職務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度を設けるほか、六十歳を超える職員に係る給与及び退職手当に関する特例等の措置を講ずるため、国家公務員法等について改正を行うものであります。

次に、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、職員の定年を現行の六十歳から段階的に六十五歳に引き上げる等の措置を講ずることとしております。

第二に、管理監督職を占める職員については、管理監督職務上限年齢である六十歳に達した日の翌日から同日以後の最初の四月一日までの間に、管理監督職以外の官職に降任をする等の制度を設けるとともに、この制度による降任等を行うことにより、公務の運営に著しい支障が生ずる場合に限り、引き続き、管理監督職を占める職員として勤務させることができる特例を設ける等の措置を講ずることとしております。

第三に、六十歳に達した日以後に退職した者を短時間勤務の官職に採用することができるよう、定年前再任用短時間勤務の制度を設けることとしております。

第四に、当分の間、職員の俸給月額については、六十歳に達した日以後における最初の四月一日以降、その者に適用される俸給表の級号俸に応じた額に百分の七十を乗じて得た額とする等の措置を講ずることとしております。

第五に、六十歳に達した日以後にその者の非違によることなく退職した者については、当分の間、退職事由を定年退職として退職手当を算定する等の措置を講ずることとしております。

六〇を「第二目 管理監督職務上限年齢による降任等(第八十一条の二(第八十一条の五))」に改め

第三目 定年による退職等(第八十一条の六(第八十一条の八))」に改め

第五十九条の見出しを「(条件付任用)」に改め、同条第一項中「一般職に属するすべての官職に対する」を削り、「又は」を「及び」に、「すべて条件付」を「職員であつた者又はこれに準ずる者のうち、人事院規則で定める者を採用する場合その他人事院規則で定める場合を除き、条件付」に、「その職員」を「職員」に、「を」を「を」に、「その期間(六月の期間とする)が適当でない」と認められる職員として人事院規則で定める職員にあつては、人事院規則で定める期間」に改め、同条第二項中「条件付採用」を「前項に定めるもののほか、条件付任用」に改め、

このほか、検察官、防衛省の事務官等の定年を段階的に六十五歳に引き上げる等の措置を講ずるとともに、施行期日、この法律の施行に関し必要な措置等について規定しております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○木原委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十三日金曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十六分散会

国家公務員法等の一部を改正する法律案

国家公務員法等の一部を改正する法律案(国家公務員法の一部改正)

第一条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十条」を「第六十条の二」に、「第二目 定年(第八十一条の二(第八十一条の五))」に改め

「又は条件付採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについて」及び「これを」を削る。

第三章第二節第四款中第六十条の次に次の一条を加える。

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第六十条の二 任命権者は、年齢六十年に達した日以後にこの法律の規定により退職(臨時職員の他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員が退職する場合を除く)をした者(以下この条及び第八十二条第二項において「年齢六十年以上退職者」という。)又は年齢六

十年に達した日以後に自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の規定により退職(自衛官及び同法第四十四条の六第三項各号に掲げる隊員が退職する場合を除く。)をした者(以下この項及び第三項において「自衛隊法による年齢六十一年以上退職者」という。)を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の官職、当該官職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である官職をいう。以下この項及び第三項において同じ。(一般職の職員の給与に関する法律別表第十一に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員が占める官職及びこれに準ずる行政執行法人の官職として人事院規則で定める官職(第四項及び第六節第一款第二目においてこれらの官職を「指定職」という。)を除く。以下この項及び第三項において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢六十一年以上退職者又は自衛隊法による年齢六十一年以上退職者がこれらの者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の官職を占める職員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めるものとした場合における第八十一条の六第一項に規定する定年退職日をいう。次項及び第三項において同じ。)を経過した者であるときは、この限りでない。

前項の規定により採用された職員(以下この条及び第八十二条第二項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとする。任命権者は、年齢六十一年以上退職者又は自衛隊法による年齢六十一年以上退職者のうちこれらの者を採用しようとする短時間勤務の官

職に係る定年退職日相当日を経過していない者以外の者を当該短時間勤務の官職に採用することができず、定年前再任用短時間勤務職員のうち当該定年前再任用短時間勤務職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日を経過していない定年前再任用短時間勤務職員以外の職員を当該短時間勤務の官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員を、指定職又は指定職以外の常時勤務を要する官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

第六十一条の二第一項中(昭和二十九年法律第六十五号)を削り、「以下この条を」第二号及び次項に、「同項第二号」を「同条第一項第二号」に改め、同項第二号中「以下この項を」次号及び次条において「を加え、同条第六項中「第一項各号列記以外の部分」を「第一項(第三号を除く。)」に改める。

第六十一条の四第一項中「転任及び降任」を「降任及び転任」に、「並びに」を「(第八十一条の二第一項の規定による降任及び転任を除く。並びに)」に、「以下この条を」次項及び第三項に改め、同条第四項中「転任、降任」を「降任、転任」に改め、「免職」の下に「第八十一条の二第一項の規定による降任及び転任を除く。」を加える。

第七十五条第一項中「に定める」を「で定める」に改め、同条第二項中「人事院規則の」を「この法律又は人事院規則で」に改める。

第三章第六節第一款第二目の目名中「定年」の下に「による退職等」を加える。

第三章第六節第一款第二目中第八十一条の六を第八十一条の八とする。

第八十一条の四の前の見出し並びに同条及び第八十一条の五を削る。

第八十一条の三第一項中「その職員の職務の

特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由がある」を「次に掲げる事由があると認める」に、「その職員に」を「当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続き」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第八十一条の五第一項から第四項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている職員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事院の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

一 前条第一項の規定により退職すべきこととなる職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

二 前条第一項の規定により退職すべきこととなる職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の退職により、当該職員が占める官職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

第八十一条の三第二項中前項の事由を「前項各号に掲げる事由」に、「存すると認められる十分な理由がある」を「あると認める」に改め、「得て」の下に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の下に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同

条に次の一項を加える。

前二項に定めるもののほか、これらの規定による勤務に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第八十一条の三を第八十一条の七とする。

第八十一条の二第二項中「以下」を「次条第一項及び第二項ただし書において」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項の定年は、年齢六十五年とする。ただし、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十五年とすることが著しく不適当と認められる官職を占める医師及び歯科医師その他の職員として人事院規則で定める職員の定年は、六十五年を超え七十年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢とする。

第八十一条の二を第八十一条の六とする。

第三章第六節第一款第二目を同款第三目とし、同款第一目の次に次の一目を加える。

第二目 管理監督職勤務上限年齢による降任等

(管理監督職勤務上限年齢による降任等)

第八十一条の二 任命権者は、管理監督職(一般職の職員の給与に関する法律第十条の二第一項に規定する官職及びこれに準ずる官職として人事院規則で定める官職並びに指定職(これらの官職のうち、病院、療養所、診療所その他の国の部局又は機関に勤務する医師及び歯科医師が占める官職その他のその職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることによりこの条の規定を適用することが著しく不適当と認められる官職として人事院規則で定める官職を除く。)をいう。以下この目及び第八十一条の七において同じ。)を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している職員について、異動期間(当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下こ

の目及び同条において同じ。(第八十一条の五第一項から第四項までの規定により延長された期間を含む。以下この項において同じ。)に、管理監督職以外の官職又は管理監督職務上限年齢が当該職員の前項においてこれらの官職を「他の官職」という。)への降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)をするものとする。ただし、異動期間に、この法律の他の規定により当該職員について他の官職への昇任、降任若しくは転任をした場合又は第八十一条の七第一項の規定により当該職員を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでない。

前項の管理監督職務上限年齢は、年齢六十一年とする。ただし、次の各号に掲げる管理監督職を占める職員の管理監督職務上限年齢は、当該各号に定める年齢とする。

一 国家行政組織法第十八条第一項に規定する事務次官及びこれに準ずる管理監督職務のうち人事院規則で定める管理監督職務 年齢六十二年

二 前号に掲げる管理監督職のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより管理監督職務上限年齢を年齢六十一年とすることが著しく不適当と認められる管理監督職として人事院規則で定める管理監督職務 六十年を超え六十四年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢

第一項本文の規定による他の官職への降任又は転任(以下この目及び第八十九条第一項において「他の官職への降任等」という。)を行うに当たつて任命権者が遵守すべき基準に関する事項その他の他の官職への降任等に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(管理監督職への任用の制限)
第八十一条の三 任命権者は、採用し、昇任し、降任し、又は転任しようとする管理監督

職に係る管理監督職務上限年齢に達している者を、その者が当該管理監督職を占めているものとした場合における異動期間の末日の翌日(他の官職への降任等をされた職員にあつては、当該他の官職への降任等をされた日)以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができない。(適用除外)

第八十一条の四 前二条の規定は、臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員には適用しない。

(管理監督職務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)
第八十一条の五 任命権者は、他の官職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内(当該期間内に次条第一項に規定する定年退職日(以下この項及び次項において「定年退職日」という。)がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日まで)の期間内、第三項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一 当該職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の他の官職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

二 当該職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の他の官職への降任等により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由
任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期

間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事院の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日まで)の期間内、第四項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えないこととする。

任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の官職への降任等をすべき特定管理監督職群(指定職を除く。以下この項及び次項において同じ。)であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事院規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該職員の他の官職への降任等により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由があるとき、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内(当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を

占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前二項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事院の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内(当該異動期間を更に延長することができる。

前各項に定めるもののほか、これらの規定による異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)の延長及び当該延長に係る職員の降任又は転任に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第八十二条第一項中「次」を「次に」、「においては、これに對し」を「には、当該職員に對し」、「に改め、同条第二項中「これに對し」を「当該職員に對し」、「に、職員が、第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等」を「定年前再任用短時間勤務職員が、年齢六十一年以上退職者」に、「第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項」を「第六十条の二第一項」に、「職員として在職していたを」を「定年前再任用短時間勤務職員として在職していた」に改める。

第八十九条第一項中「降給し、降任し、休職し、免職し」を「降給(他の官職への降任等に伴う降給を除く。)、降任(他の官職への降任等に該当する降任を除く。)、休職若しくは免職をし」、「これ」を「職員に」、「いちじるしく」を「著しく」、「行わう」を「行おう」に、「その処分」を「当該処分」に、「その職員」を「当該職員」に、「処分」を「当該処分」に改め、同条第二項中「いちじるしく」を「著しく」に改める。
附則第一条第一項中「中附則第二条の規定

は、昭和二十二年十一月一日から、その他の規定及び「これを」を削り、同条第二項を削る。

附則第二条を削る。

附則第三条中「にいう「及び」による」を「に規定する」に改め、同条を附則第二条とする。

附則第四条から第十一条までを削る。

附則第十二条中「規定施行前」を「規定の施行前に」に改め、「これを」を削り、同条を附則第三条とする。

附則第十三条中「一般職に属する」を削り、「基いて」を「基づいて」に、「においては」を「には」、「以て、これ」を「もつて、当該特例」に改め、同条ただし書中「但し、その」を「ただし、当該に改め、「この法律」を削り、同条を附則第四条とする。

附則第十四条中「各規定施行」を「各規定の施行に」、「現に」を「現に」に、「ついて」を「当た

り」に改め、「これを」を削り、同条を附則第五条とする。

附則第十五条を削る。

附則第十六条中「基いて発せられる」を「基づく」に改め、「第二条の一般職に属する」及び「これを」を削り、同条を附則第六条とする。

附則第十七条を削る。

附則第十八条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を附則第七条とする。

附則に次の二条を加える。

第八条 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第八十一条の六第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年	六十九年

令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号。以下この条及び次条において「令和三年国家公務員法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の第八十一条の二第二項第一号に掲げる職員に相当する職員として人事院規則で定める職員に対する第八十一条の六第二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項ただし書中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十五年を超え七十年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢	年齢六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	七十年	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	七十年	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	七十年	六十九年

令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における令和三年国家公務員法等改正法第一条の規定による改正前の第八十一条の二第二項第二号に掲げる職員に相当する職員として人事院規則で定める職員に対する第八十一条の六第二項の規定の適用については、第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十三年	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十三年	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年	六十九年

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における令和三年国家公務員法等改正法第一条の規定による改正前の第八十一条の二第二項第三号に掲げる職員に相当する職員として人事院規則で定める職員に対する第八十一条の六第二項の規定の適用については、第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項中「年齢六十五年」とあるのは、六十年を超え六十五年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢と、同項ただし書中「六十五年を超え七十年を超えない範囲内で人事院規則

で定める年齢」とあるのは「年齢六十六年」とする。
令和七年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における前項に規定する職員に対する第八十一条の六第二項の規定の適用については、第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項中「年齢六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	、六十一年を超え六十五年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	、六十二年を超え六十五年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	、六十三年を超え六十五年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢	六十九年

ものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置その他の当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任

関等(以下)を「交通機関等(第一号及び次項において)に、」。以下を「。第一号及び次項において」に改め、同項第一号中「算出したその者」を

第二十二條第一項中「又は人事院の」を「又は人事院が」に、「再任用短時間勤務職員を」を「定年
前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を
「には」に改め、同條第三項中「定が」を「定めが」
に、「項に」を「規定に」に、「外」を「ほか」に改

第二項第三号に掲げる職員に相当する職員のうち、人事院規則で定める職員 六十歳を超え六十四歳を超えない範囲内で人事院

国家公務員法第八十一条の二第三項に規定する他の官職への降任等をされた職員であつて、当該他の官職への降任等をされた日(以下この項及び附則第十二項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第八項の規定により当該職員の受ける俸給月額(以下この項において「特定日俸給月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員(人事規則

14 附則第十項又は前二項の規定による俸給を支給される職員に対する第十条の五第二項及び第十九条の四第五項第十九条の七第四項において準用する場合を含む。の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による俸給の額との合計

定年雇用 前任 短時間 勤務員	基礎 俸給月額	基礎 俸給月額	基礎 俸給月額	基礎 俸給月額	基礎 俸給月額	基礎 俸給月額	基礎 俸給月額	基礎 俸給月額	基礎 俸給月額	基礎 俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	205,700	231,700	279,400	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500	451,700	521,400

[illegible]

準 基 俸給月額	準 基 俸給月額	準 基 俸給月額	準 基 俸給月額	準 基 俸給月額	準 基 俸給月額	準 基 俸給月額	準 基 俸給月額	準 基 俸給月額	準 基 俸給月額
212,700	239,900	282,300	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500	451,700	521,400

定年用 前任用 時 間 勤 務 員	基 準 俸 給 月 額 円	基 準 俸 給 月 額 円	基 準 俸 給 月 額 円	基 準 俸 給 月 額 円	基 準 俸 給 月 額 円	基 準 俸 給 月 額 円
	220,300	250,300	279,700	320,400	349,200	463,700

定年任用 短勤職 務員	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
	円	円	円	円	円
	215,100	229,600	231,600	253,700	282,200
					312,000

定年 前所用 臨時勤 務員	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
	円	円	円	円	円
	282,800	293,800	315,700	399,700	534,100

定年 前任用 短時間 労働者	基準 月給額	基準 月給額	基準 月給額
	円 247,600	円 293,200	円 310,700

定年雇用 前雇用 臨時職員	標準 俸給月額 円	標準 俸給月額 円	標準 俸給月額 円	標準 俸給月額 円	標準 俸給月額 円	標準 俸給月額 円
	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400	523,100

定年雇用 前任用時 期間勤務員	基準 準給月額 円	基準 準給月額 円	基準 準給月額 円	基準 準給月額 円	基準 準給月額 円
	296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

	基準 俸給月額	基準 俸給月額	基準 俸給月額	基準 俸給月額	基準 俸給月額	基準 俸給月額	基準 俸給月額
定年雇用 定期労働職 定前期間勤務員	215,300 円	243,500 円	256,900 円	282,100 円	322,800 円	365,000 円	426,500 円
其他	188,700 円						

定年再任用 臨時職 事務員	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
	円	円	円	円	円	円
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200
						370,600

定年再任用職員	基礎月額	基礎月額	基礎月額	基礎月額	基礎月額	基礎月額
201,500	241,000	255,300	288,400	315,100	356,800	

別表第十再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

再任用職員	基礎月額	基礎月額	基礎月額	基礎月額	基礎月額	基礎月額
324,400	425,600	480,400	615,700			

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第三条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項」を「国会議員法(昭和二十二年法律第八十五号)第十五条の四第一項若しくは第十五条の五第一項又は自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第四十五条の二第一項」に改め、「これらに準する他の法令の規定により採用された者並びに」を削る。

第三条第一項中「以下」を「次条から第六条の四までにおいて」に改め、同条第二項中「国家公務員法」の下に「(昭和二十二年法律第二十号)」を加え、「(昭和二十九年法律第六十五号)」及び「(昭和二十二年法律第八十五号)」を削る。

第四条第一項第一号中「第八十一条の二第一項」を「第八十一条の六第一項」に、「第八十一条の三第一項」を「第八十一条の七第一項」に改め、同条第二項中「以下」を「次条第二項及び第六条の四第一項において」に改める。

第五条第一項第一号中「第八十一条の二第一項」を「第八十一条の六第一項」に、「第八十一条の三第一項」を「第八十一条の七第一項」に改める。

め、同条第二項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第六条の四第一項中「除く。以下」を「除く。この項及び第五項において」に改め、「以下」の下に「ある者」の下に「その他これに類する者」として政令で定める者」を加える。

第十四条の見出し及び同条第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第二号及び第三号中「再任用職員等に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員等に対する免職処分」に改める。

第十五条第一項中「にあつては」を「には」に改め、同条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第二号及び第三号中「再任用職員等に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員等に対する免職処分」に改める。

第十七条第一項中「以下この条を」。以下この項から第六項まで「には」にあつては「を」に改め、同条第二項及び第三項中「にあつては」を「には」に改め、同条第四項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第五項中「再任用職員等に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員等に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第一項中「因る」を「よる」に改める。

附則第二項から第十二項までを削る。

附則第十三項中「以下「五十六年法第一条施行日」を「次項において「昭和五十六年改正法第一条施行日」に、「指定機関」を「当該指定機関」に改め、「以下」の下に「この項において」を加え、同項を附則第二項とする。

附則第十四項中「五十六年法第一条施行日」を「昭和五十六年改正法第一条施行日」に改め、「以下」の下に「この項において」を加え、「同条第五項」を「第七条第五項」に改め、同項を附則第三項とする。

附則第十五項中「法律第三十号」を「国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十号。次項から附則第八項までにおいて「昭和四十八年改正法」という。)」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第十六項中「附則第十四項」を「附則第三項」に、「法律第三十号」を「昭和四十八年改正法」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第十七項から第二十項までを削る。

附則第二十一項中「法律第三十号」を「昭和四十八年改正法」に改め、「第五条の三まで」の下に「及び附則第十二項から第十六項まで」を加え、「附則第二十一項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第二十二項中「法律第三十号」を「昭和四十八年改正法」に改め、「第五条の二の下に」及び「附則第十五項」を加え、同項を附則第七項とする。

附則第二十三項中「法律第三十号」を「昭和四十八年改正法」に改め、「第五条」の下に「又は附則第十三項」を加え、「附則第二十一項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第八項とする。

附則第二十四項を附則第九項とする。
附則第二十五項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を附則第十項とする。
附則第二十六項中「附則第二十一項」を「附則第六項」に、「第二十六項」を「第十一項」に改

め、同項を附則第十一項とする。

附則に次の五項を加える。
12 当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、六十歳(次の各号に掲げる者にあつては、当該各号に定める年齢)に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第二項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「第五条又は附則第十二項」とする。

一次に掲げる者 六十三歳
イ 国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第 号。ハにおいて「令和三年国家公務員法等改正法」という。第一条の規定による改正前の国家公務員法(次号イ及び附則第十四項第一号において「令和五年旧国家公務員法」という。第八十一条の二第二項第二号(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)に掲げる職員に相当する職員として内閣官房令で定める職員
ロ 検事総長以外の検察官
ハ 令和三年国家公務員法等改正法第八十八条の規定による改正前の自衛隊法(次号ロ及び附則第十四項第八号において「令和五年旧自衛隊法」という。第四十四条の二第二項第二号に掲げる隊員(自衛隊法第二十五条第五項に規定する隊員をいう。以下この項及び附則第十四項において同じ。)に相当する隊員として内閣官房令で定める隊員

二 次に掲げる者 六十歳を超え六十四歳を超えない範囲内で内閣官房令で定める年齢
イ 令和五年旧国家公務員法第八十一条の二第二項第三号(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)に掲げる

職員に相当する職員のうち、内閣官房令で定める職員

ロ 令和五年旧自衛隊法第四十四条の二第二項第三号に掲げる隊員に相当する隊員のうち、内閣官房令で定める隊員

13 当分の間、第五条第一項の規定は、二十五年以上の期間勤続した者であつて、六十歳（前項各号に掲げる者にあつては、当該各号に定める年齢）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第一項又は第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「第五条又は附則第十三項」とする。

14 前二項の規定は、次に掲げる者が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

一 令和五年旧国家公務員法第八十一条の二第二項第一号（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）に掲げる職員に相当する職員として内閣官房令で定める職員及び同項第三号（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）に掲げる職員に相当する職員のうち内閣官房令で定める職員

二 国家公務員法第八十一条の六第二項ただし書（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）に規定する職員

三 公正取引委員会の委員長及び委員

四 裁判官

五 検事総長

六 検査官

七 国会職員法第十五条の二第一項の規定の適用を受ける同法第一条に規定する国会職員

八 令和五年旧自衛隊法第四十四条の二第二項第一号に掲げる隊員に相当する隊員とし

て内閣官房令で定める隊員及び同項第三号に掲げる隊員に相当する隊員のうち内閣官房令で定める隊員

九 自衛隊法第四十四条の六第二項ただし書に規定する隊員

十 自衛隊法第四十五条第一項に規定する自衛官

十一 給与その他の処遇の状況が前各号に掲げる職員に類する職員として内閣官房令で定める職員

15 一般職の職員の給与に関する法律附則第八項（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五条第一項若しくは防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）附則第五項の規定又はこれらに準ずる給与の支給の基準による職員の俸給月額額の改定は、俸給月額額の減額改定に該当しないものとする。

16 当分の間、第四条第一項第三号並びに第五条第一項第三号、第五号及び第六号に掲げる者に対する第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「定年」とあるのは、「定年（附則第十二項各号及び第十四項各号に掲げる者以外の者（国家公務員法等の一部を改正する法律令和三年法律第 号）第一条の規定による改正前の国家公務員法第八十一条の二第二項本文（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の適用を受けていた者であつて附則第十四項第二号に掲げる職員に該当する職員及び国家公務員法等の一部を改正する法律第八号の規定による改正前の自衛隊法第四十四条の二第二項本文の適用を受けていた者であつて附則第十四項第九号に掲げる隊員に該当する隊員を含む。）にあつては六十歳とし、附則第十二項各号に掲げる者にあつては当該各号に定める年齢と

し、附則第十四項第一号に掲げる職員及び同項第八号に掲げる隊員にあつては六十五歳とし、同項第十一号に掲げる職員にあつては内閣官房令で定める年齢とする。」とする。
（検察庁法の一部改正）

第四条 検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「を以てこれに」を「をもつて」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

法務大臣は、検事正の職を占める検事が年齢六十三年に達したときは、年齢が六十三年に達した日の翌日に他の職に補するものとする。

法務大臣は、年齢が六十三年に達した検事を検事正の職に補することができる。

第十条第一項中「を以てこれに」を「をもつて」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

前条第二項及び第三項の規定は、上席検察官について準用する。

第十一条中「第九条第二項」を「第九条第四項」に改める。

第二十条中「外、左の各号の二」を「ほか、次の各号のいずれか」に改め、「これを」を削り、同条に次の一項を加える。

前項の規定により検察官に任命することができない者のほか、年齢が六十三年に達した者は、次長検事又は検事長に任命することができない。

第二十条の次に次の一条を加える。

第二十条の二 検察官については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第六十条の二の規定は、適用しない。

第二十二條中「検事総長」を「検察官」に改め、「その他の検察官は年齢が六十三年に達した時に」を削り、同条に次の二項を加える。

検察官については、国家公務員法第八十一条の七の規定は、適用しない。

法務大臣は、次長検事及び検事長が年齢六十三年に達したときは、年齢が六十三年に達した日の翌日に、検事に任命するものとする。

第二十九条及び第三十条を削る。

第三十一条中「互に」を「互いに」に改め、同条を第二十九条とし、第三十二条を第三十条とする。

第三十二条の二中「この法律」を削り、「乃至第二十条」を「から第二十条の二まで」に、「乃至第二十五条」を「から第二十五条まで並びに附則第三条及び第四条に」、「昭和二十二年法律第二百二十号」附則第十三条を「附則第四条」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条を第三十一条とする。

第三十三条を附則第一条とし、第三十四条及び第三十五条を削り、第三十六条を附則第二条とし、第三十七条から第四十二条までを削る。

附則に次の二条を加える。

第三条 令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における第二十二條第一項の規定の適用については、同項中「検察官は、年齢が六十五年」とあるのは、「検事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官は、年齢が六十四年」とする。

第四条 法務大臣は、当分の間、検察官（検事総長を除く。）が年齢六十三年に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に検察官でなかつた者その他の当該前年度においてこの条の規定による情報の提供及び意思の確認を行うことができない検察官として法務大臣が定める準則で定める検察官にあつては、当該準則で定める期間）において、当該検察官に対し、法務大臣が定める準則に従つて、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）による定年の引上げに伴う当分の間の措置として講じられる検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五条及び第六条第一項の規定によ

る年齢六十三年に達した日の翌日以後の当該
検査官の俸給月額を引き下げる給与に関する
特例措置及び国家公務員退職手当法昭和二
十八年法律第八十二号（附則第十二項から
第十五項までの規定による当該検査官が年齢
六十三年に達した日から定年に達する日の前
日までの間に非違によることなく退職をした
場合における退職手当の基本額を当該検査官
が当該退職をした日に国家公務員法第八十一
条の六第一項の規定により退職をしたものと
仮定した場合における額と同額とする退職手
当に関する特例措置その他の当該検査官が年
齢六十三年に達する日以後に適用される任
用、給与及び退職手当に関する措置の内容そ
の他の必要な情報を提供するものとするこ
もに、同日の翌日以後における勤務の意思を
確認するよう努めるものとする。

（検査官の俸給等に関する法律の一部改正）

第五条 検査官の俸給等に関する法律（昭和二十
三年法律第七十六号）の一部を次のように改正
する。

第一条第一項中「第九条を〔附則第三条〕に改
める。

第五条を附則第一条とし、第六条及び第七条
を削る。

第八条中「の如何なる」を「（昭和二十二年法律
第二百十号）のいかなる」に改め、同条を附則第
二条とし、第九条を附則第三条とし、第十条を
附則第四条とする。

附則に次の二条を加える。

第五条 検事及び副検事の俸給月額は、当分の
間、その者の年齢が六十三年に達した日の翌
日以後、第三条第一項の規定によりその者の
受ける号に応じた俸給月額に百分の七十を乗
じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を
生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百
円未満の端数を生じたときはこれを百円に切
り上げるものとする。）とする。

2 検査庁法第二十二條第三項の規定により検
事に任命された者（第三條第一項に規定する
準則（次項において単に「準則」という。）で定
める者を除く。）には、当分の間、当該任命の
日（以下この項において「任命日」という。）以
後、前項の規定によりその者の受ける俸給月
額のほか、任命日の前日にその者が受けてい
た俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当
該額に、五十円未満の端数を生じたときはこ
れを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を
生じたときはこれを百円に切り上げるものと
する。）と任命日に同項の規定によりその者の
受ける俸給月額との差額に相当する額を俸給
として支給する。

3 前項の準則で定める者であつて、同項の規
定による俸給を支給される者との権衡上必要
があると認められる者には、当分の間、その
者の受ける俸給月額のほか、準則で定めると
ころにより、同項の規定に準じて算出した額
を俸給として支給する。

第六条 前条第一項の規定の適用を受ける検査
官に対する検査庁法第二十五條及び国家公務
員法第八十九條第一項の規定の適用について
は、検査庁法第二十五條中「前三條」とあるの
は「前三條又は検査官の俸給等に関する法律
（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五條第
一項」と、同項中「伴う降給」とあるのは「伴う
降給及び検査官の俸給等に関する法律（昭和
二十三年法律第七十六号）附則第五條第一項
の規定による降給」とする。

2 前項の規定は、国家公務員法附則第四條の
規定により、検査官の職務と責任の特殊性に
基づいて、同法の特例を定めたものとする。
（教育公務員特例法の一部改正）

第六条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第
一号）の一部を次のように改正する。

第三十一條を次のように改める。

第三十一條 文部科学省に置かれる研究施設で

政令で定めるもの（次条及び第三十五條にお
いて「研究施設」という。）の職員のうち専ら研
究又は教育に従事する者（以下この章及び附
則第八條において「研究施設研究教育職員」と

いう。）に対する国家公務員法の適用について
は、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表
の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄
に掲げる字句とする。

第八十一條の二第二 項	年齢六十年とする。ただし、次の 各号に掲げる管理監督職を占める 職員の管理監督職務上限年齢 は、当該各号に で当該	文部科学省令で定めるところによ り任命権者が
第八十一條の五第一 項及び第三項	で当該	で文部科学省令で定めるところに より任命権者が定める期間をもつ て当該
第八十一條の五第二 項及び第四項	で延長された	で文部科学省令で定めるところに より任命権者が定める期間をもつ て延長された
第八十一條の六第一 項	定年に達した日以後における最初 の三月三十一日又は第五十五條第 一項に規定する任命権者若しくは 法律で別に定められた任命権者が あらかじめ指定する日のいずれか 早い日	定年に達した日から起算して一年 を超えない範囲内で文部科学省令 で定めるところにより任命権者が あらかじめ指定する日
第八十一條の六第二 項	年齢六十五年とする。ただし、そ の職務と責任に特殊性があること 又は欠員の補充が困難であること により定年を年齢六十五年とする ことが著しく不適当と認められる 官職を占める医師及び歯科医師そ の他の職員として人事院規則で定 める職員の定年は、六十五年を超 え七十年を超えない範囲内で人事 院規則で定める年齢とする	文部科学省令で定めるところによ り任命権者が定める り任命権者が定める
第八十一條の七第一 項	期限を定め	文部科学省令で定めるところによ り任命権者が定める期限をもつて
第八十一條の七第二 項	範囲内で	範囲内で文部科学省令で定めると ころにより任命権者が定める期間 をもつて

家公務員法等の一部を改正する法律第八号の規定による改正前の自衛隊法第四十四条の二第二項本文の適用を受けていた者であつて附則第十四項第九号に掲げる隊員に該当する隊員を含む。にあつては六十歳とし、附則第十二項各号に掲げる者にあつては当該各号に定める年齢とし、附則第十四項第一号に掲げる職員及び同項第八号に掲げる隊員にあつては六十五歳とし、同項第十一号に掲げる職員にあつては内閣官房令で定める年齢とする。)

(警察法の一部改正)

第七条 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「第八十一条の五第一項」を「第六十条の二第一項」に改める。

第五十六条の三の見出しを削り、同条中「第五十六条の三」を「第五十六条の五」に、「以下単に」を「第三十八条の二第一項及び第六項第六号において単に」に改め、同条を第五十六条の五とする。

第五十六条の二の見出しを削り、同条第一項を次のように改める。

第五十六条第一項の規定にかかわらず、特定地方警務官については、国家公務員法第六十六条の二の規定は、適用しない。

第五十六条の二を第五十六条の三とし、同条の次に次の見出し及び一条を加える。

(特定地方警務官に係る地方公務員法の特例)

第五十六条の四 警視總監又は道府県警察本部長は、国家公務員法第八十一条の二第一項に規定する管理監督職(以下この項において単に「管理監督職」という。)を占める特定地方警

務官でその占める管理監督職に係る同条第二項に規定する管理監督職務上限年齢に達している特定地方警務官について、国家公安委員会の同意を得て、同条第一項本文に規定する異動期間(第五十六条の二第五項において読み替えて準用する同法第八十一条の五第一項から第四項までの規定により延長された期間を含む。以下この項において単に「異動期間」という。)に、当該特定地方警務官としての在職に引き続き、その属する都道府県警察の警視以下に階級にある警察官に任命するものとする。ただし、異動期間に、同法の他の規定により当該特定地方警務官について同法第八十一条の二第一項に規定する他の官職への昇任、降任若しくは転任をされた場合又は同法第八十一条の七第一項の規定により当該特定地方警務官を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとされた場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定による任命を行うに当たつて警視總監又は道府県警察本部長が遵守すべき基準に関する事項その他の当該任命に関し

必要な事項は、条例で定める。
第五十六条の次に次の見出し及び一条を加える。

(地方警務官等に係る国家公務員法の特例)

第五十六条の二 前条第一項の規定にかかわらず、退職時に特定地方警務官(地方警務官のうち、その属する都道府県警察において巡査の階級から順次警視の階級まで昇任し、引き続き地方警務官となつた者及びこれに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める者をいう。以下同じ。)であつた者については、国家公務員法第六十条の二の規定は、適用しない。

2 特定地方警務官は、第五十六条の四第一項の規定により任命されたときは、当該任命の時に一般職の国家公務員を退職する。

3 特定地方警務官に対する国家公務員法第八十一条の二及び第八十一条の七の規定の適用については、同法第八十一条の二第一項ただし書中「異動期間」とあるのは「当該職員が警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官である場合又は異動期間」と、「又は」とあるのは「若しくは」と、同法第八十一条の七第一項ただし書中「ただし」とあるのは「ただし、警察法第五十六条の二第五項において読み替えて準用する」とする。

4 第五十六条の四第一項の規定により任命された者に対する国家公務員法第八十一条の三の規定の適用については、同条中「(他の官職への降任等)」とあるのは「(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命」と、「職員」とあるのは「者」と、「当該他の官職への降任等」とあるのは「当該任命」とする。

5 国家公務員法第八十一条の五の規定は、特定地方警務官について準用する。この場合において、同条第一項中「他の官職への降任等」とあるのは「警視總監又は道府県警察本部長が警察法第五十六条の四第一項の規定による任命(以下この項及び第三項において「特定任命」という。)を」と、同項各号中「他の官職への降任等」とあるのは「特定任命に伴う退職」と、同条第三項中「他の官職への降任等」とあるのは「警視總監又は道府県警察本部長が特定任命を」と、「他の官職への降任等」とあるのは「特定任命に伴う退職」と読み替えるものとする。

附則に次の二項を加える。
(国家公務員法附則第九条の規定の適用の特例)

38 特定地方警務官に対する国家公務員法附則第九条の規定の適用については、同条中「任命権者」とあるのは「警視總監又は道府県警察本部長」と、「対し、人事院規則」とあるのは「対し、条例」とする。

(一般職の職員の給与に関する法律附則第九項の規定の適用の特例)

39 特定地方警務官に対する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)附則第九項(第三号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「国家公務員法」とあるのは「警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の二第五項において読み替えて準用する国家公務員法」と、「同法」とあるのは「警察法第五十六条の二第五項において読み替えて準用する国家公務員法」とする。

(自衛隊法の一部改正)

第八条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条」を「第四十一条の二」に改める。

第三十条の二第二項第二号中「(非常勤の隊員を除く。以下この項、第三十五条第二項第二号及び第三十七条第一項第二号において同じ。)」を削る。

第三十一条の三第一項中「第三十一条の六」の

下に、「第四十一条の二」を加え、「第四十四条の三及び第四十四条の五」を「から第四十四条の七まで及び附則第十四項」に改め、同条第四項中「転任又は降任」を「降任又は転任」に改める。

第三十一条の四第一項中「転任及び降任」を「降任及び転任」に、「並びに」を「(第四十四条の二第一項の規定による降任及び転任を除く。)」並びに「以下この条を」次項及び第三項に改め、同条第四項中「転任、降任」を「降任、転任」に改め、「免職」の下に「第四十四条の二第一項の規定による降任及び転任を除く。」を加える。

第三十四条中「第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項」を「第四十一条の二第一項」に、「同章」を「この章」に改める。

第四十一条の見出しを「(条件付採用)」に改め、同条第一項中「すべて条件付」を「隊員であつた者又はこれに準ずる者のうち、政令で定める者を採用する場合その他政令で定める場合を除き、条件付」に、「その隊員が」「隊員が」に、「を」下らない期間を「の期間(六月の期間とする)」が適当でない」と認められる隊員として防衛省令で定める隊員にあつては、防衛省令で定める期間」に改め、同条第二項中「条件付採用」を「前項に定めるもののほか、条件付採用」に改め、「及び条件付採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについて」を削る。

第五章第二節中第四十一条の次に次の一条を加える。

(定年前再任用短時間勤務隊員の任用)

第四十一条の二 任命権者は、年齢六十年に達した日以後にこの法律の規定により退職(臨時的に任用された隊員その他の法律により任期を定めて任用された隊員及び非常勤の隊員が退職する場合を除く。)をした隊員(以下この条及び第四十六条第二項において「年齢六十一年以上退職者」という。)又は年齢六十年に達した日以後に国家公務員法の規定により退

職(同法第八十一条の六第三項に規定する職員及び警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官が退職する場合を除く。)をした者(以下この項及び第三項において「国家公務員法による年齢六十一年以上退職者」という。)を、政令で定めるところにより、従前の勤務実績その他の政令で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の官職(当該官職を占める隊員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占める隊員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である官職をいう。以下この項及び第三項において同じ。)(防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)以下「防衛省職員給与法」という。)(第四条第一項の規定により一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)別表第十一指定職俸給表の適用を受ける隊員が占める官職(以下「指定職」という。)を除く。以下この項及び第三項において同じ。)に採用することとができる。ただし、年齢六十一年以上退職者又は国家公務員法による年齢六十一年以上退職者がこれらの者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の官職を占める隊員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における第四十四条の六第一項に規定する定年退職日)をいう。次項及び第三項において同じ。)を経過した者であるときは、この限りでない。

2 前項の規定により採用された隊員(次項及び第四項において「定年前再任用短時間勤務隊員」という。)の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとする。

3 任命権者は、年齢六十一年以上退職者又は国家公務員法による年齢六十一年以上退職者のうちこれらの者を採用しようとする短時間勤務

の官職に係る定年退職日相当日を経過していない者以外の者を当該短時間勤務の官職に採用することができず、定年前再任用短時間勤務隊員のうち当該定年前再任用短時間勤務隊員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日を経過していない定年前再任用短時間勤務隊員以外の隊員を当該短時間勤務の官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

4 任命権者は、定年前再任用短時間勤務隊員を、指定職又は指定職以外の常時勤務を要する官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

第四十二条中「及び」を、「第四十四条の二第一項又は第四十四条の五第三項の規定により降任される場合及び」に改める。

第四十四条の四の前の見出し並びに同条及び第四十四条の五を削る。

第四十四条の三第一項中「当該隊員の職務の特殊性又は当該隊員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職が自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる十分な理由がある」と「次に掲げる事由がある」と認めるに、「その職務」を「当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続き」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第四十四条の五第一項から第四項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長した隊員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている隊員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて防衛大臣の定める場合に限るものとし、当該期限は、当該隊員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

一 前条第一項の規定により退職すべきこと

となる隊員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該隊員の退職により自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる事由として政令で定める事由

二 前条第一項の規定により退職すべきこととなる隊員の職務の特殊性を勘案して、当該隊員の退職により、当該隊員が占める官職の欠員の補充が困難となることにより自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる事由として政令で定める事由

第四十四条の三第二項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存すると認められる十分な理由がある」と「あると認める」に改め、「ところにより、」の下に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の下に「(同項ただし書に規定する隊員にあつては、当該隊員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 前二項に定めるもののほか、これらの規定による勤務に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十四条の三を第四十四条の七とする。

第四十四条の二の前の見出しを削り、同条第一項中「次条及び第四十四条の四」を「次条第一項及び第二項ただし書」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の定年は、年齢六十五年とする。ただし、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十五年とすることが著しく不当と認められる官職を占める隊員として政令で定める隊員の定年は、六十五年を超え七十年を超えない範囲内で政令で定める年齢とする。

第四十四条の二を第四十四条の六とし、同条の前に見出しとして「(自衛官以外の隊員の定年及び定年による退職の特例)」を付する。

第四十四条の次に次の四条を加える。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等)

第四十四条の二 任命権者は、管理監督職（防衛省職員給与法第十一条の三第一項に規定する官職及びこれに準ずる官職として政令で定める官職並びに指定職（これらの官職のうち、病院等に勤務する医師及び歯科医師が占める官職その他のその職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることによりこの条の規定を適用することが著しく不適当と認められる官職として政令で定める官職を除く。）をいう。以下同じ。）を占める隊員でその占める管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達している隊員について、異動期間（当該管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下同じ。）（第四十四条の五第一項から第四項までの規定により延長された期間を含む。以下この項において同じ。）に、管理監督職以外の官職又は管理監督職務上限年齢が当該隊員の年齢を超える管理監督職（以下この項及び第三項においてこれらの官職を「他の官職」という。）への降任又は転任（俸給月額の下げを伴う転任に限る。）をするものとする。ただし、異動期間に、この法律の他の規定により当該隊員について他の官職への昇任、降任若しくは転任をした場合又は第四十四条の七第一項の規定により当該隊員を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでない。

上り年齢を年齢六十とすることが著しく不適当と認められる管理監督職として政令で定める管理監督職 六十を超え六十四年を超えない範囲内で政令で定める年齢第一項本文の規定による他の官職への降任又は転任（以下「他の官職」の降任等という。）を行うに当たつて任命権者が遵守すべき基準に関する事項その他の他の官職への降任等に関し必要な事項は、政令で定める。（管理監督職への任用の制限）

により自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる事由として政令で定める事由

3 第一項本文の規定による他の官職への降任又は転任（以下「他の官職」の降任等という。）を行うに当たつて任命権者が遵守すべき基準に関する事項その他の他の官職への降任等に関し必要な事項は、政令で定める。（管理監督職への任用の制限）

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める隊員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、防衛大臣の定めるところにより、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に次条第一項に規定する定年退職日がある隊員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から同項に規定する定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該隊員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えないことができる。

4 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める隊員について前項に規定する事由があるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前第三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める隊員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、防衛大臣の定めるところにより、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

2 前項の管理監督職務上限年齢は、年齢六十とす。ただし、次の各号に掲げる管理監督職を占める隊員の管理監督職務上限年齢は、当該各号に定める年齢とする。

3 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の官職への降任等をするべき特定管理監督職（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職（指定職を除く。以下この項及び次項において同じ。）であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として政令で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める隊員について、当該隊員の他の官職への降任等により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められ

5 前各項に定めるもののほか、これらの規定による異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）の延長及び当該延長に係る隊員の降任又は転任に関し必要な事項は、政令で定める。

一 防衛省の事務次官及びこれに準ずる管理監督職のうち政令で定める管理監督職 年齢六十二年

2 前号に掲げる管理監督職のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより管理監督職務

を「当該隊員に対し」、「に」、「第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項」を「第四十一条の二第一項又は前条第一項」に、「第四十四条の四第一項第一号から第六号までに掲げる者」を「年齢六十以上退職者となつた日若しくは第四十五条第一項の規定により退職した者若しくは同条第三項若しくは第四項の規定により勤務した後退職した者」に、「第

第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項若しくは第四十五条の二第一項を「第四十一条の二第一項若しくは前条第一項」に改める。

第六十五条の二第二項第一号イ中「六十年」を「六十五年」に改め、「自衛官」の下に「(防衛省職員給与法別表第二の陸将、海将及び空将の欄並びに陸将補、海将補及び空将補の(一)欄又は(二)欄の適用を受ける自衛官を除く。を)を加え、同号ハ中「六十年」を「六十五年」に改め、「もの」の下に「(定年に達した日の翌日に防衛省職員給与法別表第二の陸将、海将及び空将の欄並びに陸将補、海将補及び空将補の(一)欄又は(二)欄の適用を受ける自衛官を除く。を)を加える。

第百十六條の二第一項中「防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六

十六号)を「防衛省職員給与法」に改め、同条第二項中「附近」を「付近」に、「前項の」を「同項の規定の」に改める。

附則第六項中「平成三十五年五月十六日」を「令和五年五月十六日」に改める。

附則中第七項から第九項までを削り、第十項を第七項とし、同項の次に次の三項を加える。

8 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第四十四条の六第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年	六十九年

9 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第 号。以下「令和三年国家公務員法等改正法」という。第八條の規定による改正前の第四十四条の二第二項第一号に掲げる隊員に相当する隊員として政令で定める隊員に対する第四十四条の六第二項ただし書の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項ただし書中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十五年を超え七十年を超えない範囲内で政令で定める年齢	年齢六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	七十年	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	七十年	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	七十年	六十九年

10 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における令和三年国家公務員法等改正法第八條の規定による改正前の第四十四条の二第二項第二号に掲げる隊員に相当する隊員として

政令で定める隊員に対する第四十四条の六第二項の規定の適用については、附則第八項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十三年	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十三年	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年	六十九年

附則第十五項を第十九項とし、第十四項を第十八項とする。

附則第十三項中「防衛省の職員の給与等に関する法律」を「防衛省職員給与法」に改め、同項を附則第十七項とし、附則第十二項を附則第十六項とする。

附則第十二項中「なお、を」を「なお」に改め、同項を附則第十五項とし、同項の前に次の四項を加える。

11 令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における令和三年国家公務員法等改正法第八條の規定による改正前の第四十四条の二第二項第三号に掲げる隊員に相当する隊員として政令で定める隊員に対する第四十四条の六第二項の規定の適用については、附

則第八項の規定にかかわらず、同条第二項中「年齢六十五年」とあるのは「六十年を超え六十五年を超えない範囲内で政令で定める年齢」と、同項ただし書中「六十五年を超え七十年を超えない範囲内で政令で定める年齢」とあるのは「年齢六十六年」とする。

12 令和七年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における前項に規定する隊員に対する第四十四条の六第二項の規定の適用については、附則第八項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項中「年齢六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十一歳を超え六十五歳を超えない範囲内で政令で定める年齢	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十二年を超え六十五歳を超えない範囲内で政令で定める年齢	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十三歳を超え六十五歳を超えない範囲内で政令で定める年齢	六十九年

13 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第六十五条の二第二項第一号イ及びハの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同号イ及びハ中「六十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

14 任命権者は、当分の間、隊員(臨時的に任用された隊員その他の法律により任期を定めて任用された隊員及び非常勤の隊員並びに令和三年国家公務員法等改正法第八条の規定による改正前の第四十四条の二第二項第一号に掲げる隊員に相当する隊員として政令で定める隊員及び同項第三号に掲げる隊員に相当する隊員のうち政令で定める隊員その他政令で定める隊員を除く。以下この項において同じ。)が年齢六十一年(同条第二項第二号に掲げる隊員に相当する隊員として政令で定める隊員にあつては同号に定める年齢とし、同項第三号に掲げる隊員に相当する隊員のうち政令で定める隊員にあつては同号に定める年齢とする。以下この項において同じ。)に達する日の属する年度の前年度(当該前年度に隊員でなかつた者その他の当該前年度においてこの項の規定による情報の提供及び意思の確認を行うことができない隊員として政令で定める隊員にあつては、政令で定める期間)において、当該隊員に対し、政令で定めるところにより、令和三年国家公務員法等改正法による定年の引上げに伴う当分の間の措置として講じられる防衛省職員給与法附則第五項から第十一項まで及び第十六項の規定による年齢六十一年に達した日後における最初の四月一日以後の当該隊員の俸給月額を引き下げる給与に関する特例措置及び国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)附則第十二項から第十五項までの規定による当該隊員が年齢六十一年に達した日から定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をし

た場合における退職手当の基本額を当該隊員が当該退職をした日に第四十四条の六第一項の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置その他の当該隊員が年齢六十一年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正)
 第九条 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「並びに自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は」を、「自衛隊法第四十一条の二第一項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。並びに同法に、「(次条を「(次条第二項」に、「以下」を。第九条及び別表第二において「」に改め、同条第二項中「(昭和二十七年法律第二百六十六号)」を削り、同条第四項中「(第八条第二項)」を「第九条に改める。

第八条及び第九条を次のように改める。
 第八条 定年前再任用短時間勤務職員の俸給月額、その者に適用される俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、第四条の二第三項の規定によりその者の属する職務の級に応じた額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務職員及び国家公務員の育児休

業等に関する法律(平成三年法律第九号)第三十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の、一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。

第九条 再任用職員の俸給月額は、別表第二の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する階級に応じた額とする。

第十条第一項ただし書中「又は」を、「又は」に、「自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項若しくは」を「即日定年前再任用短時間勤務職員となつたとき、若しくは自衛隊法」に改め、同条第三項中「掲げる場合(自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により即日職員となつた場合を除く。)」を「掲げる場合」に、「離職した場合(自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は」を「離職した場合(即日定年前再任用短時間勤務職員となつた場合及び自衛隊法に改める。

第十八条の二第二項中「同項」を「同条第三項中」とする」とあるのは「とし、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員に對する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十五」とする」と、同条第五項に、「第十九条の七第二項第一号及び第二号口を「第十九条の七第二項各号中」のうち定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「のうち定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」と、同項第一号口に改め、「規定」の下に「と、同項第二号中「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該職員」と、「百分の四十五」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員にあつては百分の四十五」と、「百分の五十五」とあるのは「百分の五十五」と、同項の規定により

とあるのは「百分の五十五」と、同項の規定により採用された職員にあつては百分の四十五(特定管理職員にあつては百分の五十五、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十二・五)を加える。

第二十二條の二第五項中「自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は」を「定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法」に改める。

第二十七條の二中「(第二十七條の八を「(同条」に、「者(以下」を「者(第二十七條の十一第三項及び第二十七條の十四第一項において」に改め、同条第一号中「第四十四条の二第二項本文」を「第四十四条の六第二項本文」に改め、「以下」の下に「この条及び第二十七條の十四第一項において」を加え、同条第二号に次のように加える。

ハ その者の事情によらないで若年定年に達するまで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるもの

附則中第六項を第十七項とし、第四項を削り、第五項を第四項とし、同項の次に次の十二項を加える。

5 当分の間、事務官等の俸給月額は、その者が六十歳(次の各号に掲げる事務官等にあつては、当該各号に定める年齢)に達した日後における最初の四月一日(附則第七項において「特定日」という。以後、その者に適用される俸給表の俸給月額のうち、第四条の二第三項の規定によりその者の属する職務の級並びに第五条第一項の規定並びに同条第二項において準用する一般職給与法第八条第七項及び第八項の規定によりその者の受ける号俸に応じた額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとす

る。」とする。

一 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）第八条の規定による改正前の自衛隊法（次号及び次項第二号において「令和五年旧自衛隊法」という。）第四十四条の二第二項第二号に掲げる隊員に相当する事務官等として政令で定める事務官等 六十三歳

二 令和五年旧自衛隊法第四十四条の二第二項第三号に掲げる隊員に相当する事務官等のうち、政令で定める事務官等 六十歳を超え六十四歳を超えない範囲内で政令で定める年齢

6 前項の規定は、次に掲げる事務官等には適用しない。

一 自衛隊法第四十四条の六第三項第一号又は第二号に掲げる隊員である事務官等

二 令和五年旧自衛隊法第四十四条の二第二項第一号に掲げる隊員に相当する事務官等として政令で定める事務官等及び同項第三号に掲げる隊員に相当する事務官等のうち政令で定める事務官等

三 自衛隊法第四十四条の五第一項又は第二項の規定により同法第四十四条の二第一項に規定する異動期間（同法第四十四条の五第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第四十四条の二第一項に規定する管理監督職を占める事務官等

四 自衛隊法第四十四条の六第二項ただし書に規定する隊員

五 自衛隊法第四十四条の七第一項又は第二項の規定により勤務している事務官等（同法第四十四条の六第一項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた事務官等を除く。）

7 自衛隊法第四十四条の二第三項に規定する他の官職への降任等をされた事務官等であつて、当該他の官職への降任等をされた日（以

下この項及び附則第九項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける事務官等のうち、特定日に附則第五項の規定によりその者の受ける俸給月額（以下この項において「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日にその者が受けていた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる事務官等（政令で定める事務官等を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第五項の規定によりその者の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

8 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される事務官等の受ける俸給月額との合計額が第四十四条の二第三項の規定によりその者の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第四条の二第三項の規定によりその者の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額とその他の受ける俸給月額」とする。

9 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける事務官等（附則第五項の規定の適用を受ける事務官等に限り、附則第七項に規定する事務官等を除く。）であつて、同項の規定による俸給を支給される事務官等との権衡上必要があると認められる事務官等には、当分の間、その者の受ける俸給月額のほか、政令で定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

10 附則第七項又は前項の規定による俸給を支給される事務官等以外の附則第五項の規定の適用を受ける事務官等であつて、任用の事情

を考慮して当該俸給を支給される事務官等との権衡上必要があると認められる事務官等には、当分の間、その者の受ける俸給月額のほか、政令で定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

11 附則第七項又は前二項の規定による俸給を支給される事務官等に対する第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の五第二項の規定の適用については、同項中「俸給

月額」とあるのは、「俸給月額と防衛省の職員の給与等に関する法律附則第七項、第九項又は第十項の規定による俸給の額との合計額」とする。

12 当分の間、定年が年齢六十年に満たないとされている若年定年退職者に対する第二十七条の二第一号及び第二十七条の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十七条の二第一号 規定する定年（二回に		規定する定年（退職の日において定められているその者に係る定年に達する日が令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間である場合においては、同法附則第八項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる字句とする。
第二十七條の三第一項	第一回目の給付金	退職の日において定められているその者に係る定年に達する日の翌日から年齢六十年に達する日までの期間（以下この項及び次項において「前期算定基礎期間」という。）に係るものを二回に
	第二回目の給付金	前期算定基礎期間に係る第一回目の給付金（以下単に「第一回目の給付金」という。）
支給する		支給し、年齢六十年に達する日の翌日から自衛官以外の職員の定年に達する日までの期間（以下この項及び次項において「後期算定基礎期間」という。）に係るものを二回に分割し、防衛省令で定める月であつてその者の年齢六十年に達する日の翌日の属する月後最初に到来するものに後期算定基礎期間に係る第一回目の給付金（同項及び第三項において「第三回目の給付金」という。）を、その者の年齢六十年に達する日の翌日の属する年の翌々年の防衛省令で定める月に後期算定基礎期間に係る第二回目の給付金（次項及び第三項において「第四回目の給付金」という。）をそれぞれ支給する

第二十七條の三第二項	次条において	以下
	算定基礎期間 (退職の日において定められて いるその者に係 る定年に達する 日の翌日から自 衛官以外の職員 の定年に達する 日までの期間を いう。以下同 じ。)	前期算定基礎期間
第二十七條の三第三項	算定基礎期間の 得た額とする	前期算定基礎期間の 得た額とし、第三回目の給付金及び第四回目の給 付金の額は、退職の日においてその者の受けてい た俸給月額に後期算定基礎期間の年数を乗じて得 た額に第三回目の給付金にあつては一・三八を、 第四回目の給付金にあつては二・〇七をそれぞれ 乗じて得た額に、第三回目の給付金及び第四回目 の給付金の支給される時期並びに後期算定基礎期 間の年数を勘案して一を超えない範囲内でそれぞ れ後期算定基礎期間の年数に応じて政令で定める 率を乗じて得た額とする
	第二回目の給付 金	第二回目の給付金並びに第三回目の給付金及び第 四回目の給付金
13 当分の間、定年が年齢六十一年以上とされている若年定年退職者に対する第二十七條の二第一 号、第二十七條の三第二項及び第二十七條の四第一項の規定の適用については、次の表の上欄に 掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	第二十七條の二第一号	規定する定年(
第二十七條の三第二項	一・七一四 四・二八六	規定する定年(退職の日において定められている その者に係る定年に達する日が令和五年四月一日 から令和十三年三月三十一日までの間である場合 においては、同法附則第八項の表の上欄に掲げる 期間の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる 字句とする。
第二十七條の七第二項	一・三八 二・〇七	規定する定年(退職の日において定められている その者に係る定年に達する日が令和五年四月一日 から令和十三年三月三十一日までの間である場合 においては、同法附則第八項の表の上欄に掲げる 期間の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる 字句とする。

第二十七條の四第一項	六	三・四五
	一・七一四	一・三八
14 附則第十二項の規定により支給されることとなる給付金のうち、同項の規定により読み替えら れた第二十七條の三第一項に規定する前期算定基礎期間に係るものに対する第二十七條の四第一 項及び第三項、第二十七條の六第二項及び第三項並びに第二十七條の七第一項の規定の適用につ いては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる 字句とする。	第二十七條の四第一項	第二回目の給付 金の額は、これ ら
第二十七條の四第三項	第一回目の給付 金	第一回目の給付金(附則第十二項の規定により読 み替えられた前条第一項に規定する第一回目の給 付金をいう。以下同じ。)
第二十七條の六第二項 及び		、第三回目の給付金(附則第十二項の規定により 読み替えられた第二十七條の三第一項に規定する 第三回目の給付金をいう。)、第四回目の給付金 (附則第十二項の規定により読み替えられた同条 第一項に規定する第四回目の給付金をいう。並び に前期算定基礎期間(附則第十二項の規定により 読み替えられた同条第一項に規定する前期算定基 礎期間をいう。次項において同じ。))及び後期算 定基礎期間(附則第十二項の規定により読み替えら れた同条第一項に規定する後期算定基礎期間をい う。次項において同じ。))に係る
第二十七條の六第三項	前条第一項	前期算定基礎期間及び後期算定基礎期間に係る前 条第一項
第二十七條の七第一項	次条第一項 自衛官以外の職 員の定年	前期算定基礎期間及び後期算定基礎期間に係る次 条第一項 年齢六十一年
15 附則第十二項の規定により支給されることとなる給付金のうち、同項の規定により読み替えら れた第二十七條の三第一項に規定する後期算定基礎期間に係るものに対する第二十七條の四から 第二十七條の七まで、第二十七條の九及び第二十七條の十一の規定の適用については、次の表の 上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	第二十七條の三第一項	後期算定基礎期間
第二十七條の三第二項	一・七一四 四・二八六	規定する定年(退職の日において定められている その者に係る定年に達する日が令和五年四月一日 から令和十三年三月三十一日までの間である場合 においては、同法附則第八項の表の上欄に掲げる 期間の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる 字句とする。
第二十七條の三第三項	一・三八 二・〇七	規定する定年(退職の日において定められている その者に係る定年に達する日が令和五年四月一日 から令和十三年三月三十一日までの間である場合 においては、同法附則第八項の表の上欄に掲げる 期間の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる 字句とする。

第二十七條の四第一項	退職した日	年齢六十年に達する日の翌日
	「退職の翌年」	「六十一年歳の年」
六	退職の翌年まで	退職した日の属する年の翌年まで
	一・七四	三・四五
一・三八	第二回目の給付金の額は、これら	第四回目の給付金(附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する第四回目の給付金をいう。以下同じ。)の額は、附則第十二項の規定により読み替えられた同条第二項及び第三項
	第二回目の給付金の額に	第四回目の給付金の額に
第二十七條の四第二項	退職の翌年に	六十一年歳の年に
	退職の翌年	六十一年歳の年
第二十七條の四第三項	第二回目の給付金	第四回目の給付金
	第一回目の給付金の支給	第三回目の給付金(附則第十二項の規定により読み替えられた前条第一項に規定する第三回目の給付金をいう。以下同じ。)の支給
第二十七條の四第四項	退職の翌年	六十一年歳の年
	第一回目の給付金の額	第三回目の給付金の額
第二十七條の五第一項	退職した日	年齢六十年に達する日の翌日
	第一回目の給付金	第三回目の給付金
第二十七條の五第二項	第二回目の給付金	第四回目の給付金
	退職の翌年	六十一年歳の年
第二十七條の五第三項	退職の翌年	六十一年歳の年
	退職した日	年齢六十年に達する日の翌日
第二十七條の六第一項	退職の翌年	六十一年歳の年
	退職した日	年齢六十年に達する日の翌日

第二十七條の六第二項	第一回目の給付金	第三回目の給付金
	第二回目の給付金	第四回目の給付金
第二十七條の七第一項	退職の翌年	六十一年歳の年
	退職の翌年	六十一年歳の年
第二十七條の七第二項	第一回目の給付金	第三回目の給付金
	第二回目の給付金	第四回目の給付金
第二十七條の九第一項及び第五項	第一回目の給付金	第三回目の給付金
	第二回目の給付金	第四回目の給付金
第二十七條の十一第一項	第一回目の給付金	第三回目の給付金
	第二回目の給付金	第四回目の給付金
第二十七條の十一第二項	退職の翌年	六十一年歳の年
	第二回目の給付金	第四回目の給付金
第二十七條の十一第二項第一号	退職した日	年齢六十年に達する日の翌日
	退職の翌年	六十一年歳の年
第二十七條の十一第二項第二号	第二回目の給付金	第四回目の給付金
	第一回目の給付金	第三回目の給付金
第二十七條の十一第四項	第一回目の給付金	第三回目の給付金
	第二回目の給付金	第四回目の給付金
第二十七條の十一第六項	第一回目の給付金	第三回目の給付金
	第二回目の給付金	第四回目の給付金
第二十七條の十一第七項	第一回目の給付金	第三回目の給付金
	第二回目の給付金	第四回目の給付金
第二十七條の十一第八項	第一回目の給付金	第三回目の給付金
	第二回目の給付金	第四回目の給付金

第二十七條の十一第十項			
退職した日	年齢六十年に達する日の翌日	退職の翌年	六十一歳の年
第一回目の給付金	第三回目の給付金	第二回目の給付金	第四回目の給付金

16 附則第五項から前項までに定めるもののほか、附則第五項の規定による俸給月額、附則第七項の規定による俸給その他附則第五項から前項までの規定の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	再任用職員	再任用職員
俸給月額	俸給月額	俸給月額
274,300	274,300	331,100

別表第二中「第八条」を「第九条」に改める。
(会計検査院法の一部改正)

第十条 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「七年」を「五年」に改め、同条第三項中「満六十五才」を「満七十歳」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三条中国国家公務員退職手当法附則第二十五項の改正規定及び第八条中自衛隊法附則第六項の改正規定並びに次条並びに附則第十五条及び第十六条の規定は、公布の日から施行する。

(実施のための準備等)

第二条 第一条の規定による改正後の国家公務員法(以下「新国家公務員法」という。)の規定による職員(国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。)の任用、分限その他の人事行政に關する制度の円滑な実施を

用、給与及び退職手当に關する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする。ことに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

3 特定地方警察官(第七條の規定による改正後の警察法第五十六條の二第一項に規定する特定地方警察官をいう。附則第六條第十一項及び第十一條第九項において同じ。)に対する前項の規定の適用については、同項中「任命権者」とあるのは「警視總監又は道府県警察本部長」と、「対し」とあるのは「対し、第七條の規定による改正後の警察法附則第三十八項の規定により読み替えて適用する」とする。

4 第四条の規定による改正後の検察庁法(次項及び附則第十六條第一項において「新検察庁法」という。)の規定による検察官の任用、分限その他の人事行政に關する制度の円滑な実施を確保するため、法務大臣は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、人事院及び内閣総理大臣は、それぞれの権限に應じ、法務大臣の行う準備に關し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

5 法務大臣は、施行日の前日までの間に、施行日から令和六年三月三十一日までの間に年齢六十三年に達する検察官(検事総長を除く。)に対し、新検察庁法附則第四條の規定の例により、同条に規定する給与に關する特例措置及び退職手当に關する特例措置その他の当該検察官が年齢六十三年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に關する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

6 第八条の規定による改正後の自衛隊法(以下「新自衛隊法」という。)の規定による隊員(自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。以下同じ。)の任用、分限その他の人事行政に關する制度の円滑な実施を確保するため、任命権者(同法第三十一條第一項の規定により隊員の任

免について権限を有する者をいう。以下この項及び次項並びに附則第八条から第十一條までにおいて同じ。)は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、防衛大臣は、任命権者の行う準備に關し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

7 任命権者は、施行日の前日までの間に、施行日から令和六年三月三十一日までの間に年齢六十年に達する隊員(当該隊員が占める官職に係る第八条の規定による改正前の自衛隊法以下「旧自衛隊法」という。)第四十四條の二第二項に規定する定年が年齢六十年である隊員に限る。)に対し、新自衛隊法附則第十四項の規定の例により、同項に規定する給与に關する特例措置及び退職手当に關する特例措置その他の当該隊員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に關する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする。ことに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(国家公務員法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 新国家公務員法第六十條の二の規定は、施行日以後に退職をした同条第一項に規定する年齢六十年以上退職者(次項において「新国家公務員法による年齢六十年以上退職者」という。)及び同条第一項に規定する自衛隊法による年齢六十年以上退職者(次項において「新自衛隊法による年齢六十年以上退職者」という。)について適用する。

2 任命権者は、基準日(令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新国家公務員法定年相当年齢(新国家公務員法第六十條の二第一項に規定する短時間勤務の官職であつて同項に規定する指定職(次条第一項及び附則第六條第三項において「指定職」という。)以外のもの(附則第六條第二項を除き、以下この条及び附則第五條から

第七条までにおいて「短時間勤務の官職」という。を占める職員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における新国家公務員法第八十一条の六第二項に規定する定年をいう。以下この項及び附則第五条第二項において同じ。が基準日の前日における新国家公務員法定年相当年齢を超える短時間勤務の官職（基準日における新国家公務員法定年相当年齢が新国家公務員法第八十一条の六第二項本文に規定する定年である短時間勤務の官職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の官職その他の人事院規則で定める短時間勤務の官職（以下この項において「新国家公務員法原則規定年相当年齢引上げ短時間勤務官職」という。）に、基準日の前日までに新国家公務員法による年齢六十一年以上退職者又は新自衛隊法による年齢六十一年以上退職者となった者（基準日前から新国家公務員法第八十一条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者及び基準日前から新自衛隊法第四十四条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新国家公務員法原則規定年相当年齢引上げ短時間勤務官職に係る新国家公務員法定年相当年齢に達している者（当該人事院規則で定める短時間勤務の官職にあつては、人事院規則で定める者）を、新国家公務員法第六十条の二第一項の規定により採用することができず、新国家公務員法原則規定年相当年齢引上げ短時間勤務官職に、同条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（附則第十二条第一項及び第三項を除き、以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新国家公務員法原則規定年相当年齢引上げ短時間勤務官職に係る新国家公務員法定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事院規則で定める短時間勤務の官職にあつては、

人事院規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができる。

3 平成十一年十月一日前に新国家公務員法第八十二条第二項前段に規定する退職又は先の退職がある定年前再任用短時間勤務職員について、同項後段の規定を適用する場合には、同項後段に規定する引き続く職員としての在職期間に規定する当該退職又は先の退職の前の職員としての在職期間を含まないものとする。

4 暫定再任用職員（次条第一項若しくは第二項又は附則第五条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。附則第六条及び第七条において同じ。）として在職していた期間がある定年前再任用短時間勤務職員に対する新国家公務員法第八十二条第二項後段の規定の適用については、同項後段中「又は」とあるのは、「又は新国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五項第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて同法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員として在職していた期間若しくは」とする。

5 施行日前に旧国家公務員法第八十一条の三第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧国家公務員法勤務延長期限（同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項及び次項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（次項において「旧国家公務員法勤務延長職員」という。）に係る当該旧国家公務員法勤務延長期限までの間における同条第一項又は第二項の規定による勤務については、新国家公務員法第八十一条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 任命権者は、旧国家公務員法勤務延長職員について、旧国家公務員法勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新国家公務員法第八十一条の七第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人

事院の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧国家公務員法勤務延長職員に係る旧国家公務員法第八十一条の二第二項に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

7 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の職員に対する前項の規定の適用については、同項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは、「ときは」とする。

8 新国家公務員法第八十一条の二第一項の規定は、施行日において第五項の規定により同条第一項に規定する管理監督職を占めたまま引き続く勤務している職員には適用しない。

9 任命権者は、基準日（施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新国家公務員法定年（新国家公務員法第八十一条の六第二項に規定する定年をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）が基準日の前日における新国家公務員法定年（基準日）が施行日である場合には、施行日の前日における旧国家公務員法第八十一条の二第二項に規定する定年を超える官職（基準日における新国家公務員法定年が新国家公務員法第八十一条の六第二項本文に規定する定年である官職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された官職その他の人事院規則で定める官職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新国家公務員法第八十一条の七第一項若しくは第二項の規定又は第五項若しくは第六項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該官職に係る新国家公務員法定年（基準日）が施行日である場合には、施行日の前日における旧国家公務員法第八十一条の二第二項に規定する定

年）に達している職員（当該人事院規則で定める官職にあつては、人事院規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができる。

10 第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（附則第七条及び第十二条第四項において「新一般職給与法」という。）附則第八項から第十六項までの規定は、第五項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

11 第五項から前項までに定めるもののほか、第五項又は第六項の規定による勤務に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

12 研究施設研究教育職員（第六条の規定による改正後の教育公務員特例法第三十一条第一項に規定する研究施設研究教育職員をいう。附則第六条第九項及び第十項において同じ。）については、第二項及び第九項の規定は、適用しない。

第四条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日（以下「年齢六十五年度末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する官職（指定職を除く。以下この項及び次項並びに附則第六条第四項において同じ。）に係る旧国家公務員法第八十一条の二第二項に規定する定年（施行日以後に設置された官職その他の人事院規則で定める官職にあつては、人事院規則で定める年齢）に達している者を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する官職に採用することができる。

一 施行日前に旧国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により退職した者
二 旧国家公務員法第八十一条の三第一項若しくは第二項又は前条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した者
三 施行日前に旧国家公務員法の規定により退

職した者(前二号に掲げる者を除く。)のうち、勤続期間その他の事情を考慮して前二号に掲げる者に準ずる者として人事院規則で定める者

四 施行日前に旧自衛隊法の規定により退職した者(旧自衛隊法第四十四条の三第一項又は第二項及び附則第八条第五項又は第六項の規定により勤務した後退職した者を含む。)のうち、前三号に掲げる者に準ずる者として人事院規則で定める者

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する官職に係る新国家公務員法定年に達している者を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する官職に採用することができ

一 施行日以後に新国家公務員法第八十一条の六第一項の規定により退職した者

二 施行日以後に新国家公務員法第八十一条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日以後に新国家公務員法第六十条の二第一項の規定により採用された者のうち、同条第二項に規定する任期が満了したことにより退職した者

四 施行日以後に新国家公務員法の規定により退職した者(前三号に掲げる者を除く。)のうち、勤続期間その他の事情を考慮して前三号に掲げる者に準ずる者として人事院規則で定める者

五 施行日以後に新自衛隊法の規定により退職した者のうち、前各号に掲げる者に準ずる者として人事院規則で定める者

3 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、人事院規則で定めるところによ

り、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢六十五年に到達年度の末日以前でなければならない。

第五条 任命権者は、新国家公務員法第六十条の二第三項の規定にかかわらず、前条第一項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年に到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る旧国家公務員法定年相当年齢(短時間勤務の官職を占める職員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における旧国家公務員法第八十一条の二第二項に規定する定年(施行日以後に設置された官職その他の人事院規則で定める官職にあつては、人事院規則で定める年齢)をいう。)に達している者を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の官職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新国家公務員法第六十条の二第三項の規定にかかわらず、前条第二項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年に到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る新国家公務員法定年相当年齢に達している者(新国家公務員法第六十条の二第二項の規定により当該短時間勤務の官職に採用することができる者を除く。)を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の官職に採用することができる。

3 前二項の規定により採用された職員の任期については、前条第三項の規定を準用する。

第六条 施行日前に旧国家公務員法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定によ

り採用された職員(以下この項及び次項において「旧国家公務員法再任用職員」という。)のうち、この法律の施行の際現に常時勤務を要する官職を占める職員は、施行日に、附則第四条第一項の規定により採用されたものとみなす。この場合において、当該採用されたものとみなされる職員の任期は、同項の規定にかかわらず、施行日における旧国家公務員法再任用職員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 旧国家公務員法再任用職員のうち、この法律の施行の際現に旧国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員は、施行日に、前条第一項の規定により採用されたものとみなす。この場合において、当該採用されたものとみなされる職員の任期は、同項の規定にかかわらず、施行日における旧国家公務員法再任用職員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 任命権者は、暫定再任用職員を指定職に昇任し、又は転任することができない。

4 任命権者は、附則第四条第一項又は前条第一項の規定により採用した職員のうち当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する官職に係る旧国家公務員法第八十一条の二第二項に規定する定年(施行日以後に設置された官職その他の人事院規則で定める官職にあつては、人事院規則で定める年齢)に達した職員以外の職員及び附則第四条第二項又は前条第二項の規定により採用した職員のうち当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する官職に係る新国家公務員法第八十一条の六第二項に規定する定年に達した職員以外の職員を、当該常時勤務を要する官職に昇任し、降任し、又は転任することができる。

5 前二条の規定が適用される場合における新国家公務員法第六十条の二第三項の規定の適用については、同項中「経過していない定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「経過していな

い定年前再任用短時間勤務職員、国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第 号。以下この項において「令和三年国家公務員法等改正法」という。)附則第四条第一項又は第五条第一項の規定により採用した職員のうち当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の官職に係る旧国家公務員法定年相当年齢(短時間勤務の官職を占める職員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における令和三年国家公務員法等改正法の施行の日以後に設置された官職その他の人事院規則で定める年齢)をいう。)に達している職員及び令和三年国家公務員法等改正法附則第四条第二項又は第五条第二項の規定により採用した職員のうち当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の官職に係る新国家公務員法定年相当年齢(短時間勤務の官職を占める職員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における第八十一条の六第二項に規定する定年をいう。)に達している職員とする。

6 任命権者は、基準日(前二条の規定が適用される間における各年の四月一日(施行日を除く。)をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新国家公務員法定年(新国家公務員法第八十一条の六第二項に規定する定年(短時間勤務の官職にあつては、当該短時間勤務の官職を占める職員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における同項に規定する定年)をいう。以下この項において同じ。)が基準日の前日における新国家公務員法定年を超える官職及びこれに相当する基準日以後に設置さ

れた官職その他の人事院規則で定める官職（以下この項において「新国家公務員法定年引上げ官職」という。）に、附則第四条第二項各号に掲げる者のうち基準日の前日において同日における当該新国家公務員法定年引上げ官職に係る新国家公務員法定年に達している者当該人事院規則で定める官職にあつては、人事院規則で定める者）を、同項又は前条第二項の規定により採用しようとする場合には、当該者は当該者を採用しようとする新国家公務員法定年引上げ官職に係る新国家公務員法定年に達しているものとみなして、これらの規定を適用し、新国家公務員法定年引上げ官職に、附則第四条第二項又は前条第二項の規定により採用された職員のうち基準日の前日において同日における当該新国家公務員法定年引上げ官職に係る新国家公務員法定年に達している職員（当該人事院規則で定める官職にあつては、人事院規則で定める官職に就いては、人事院規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任しようとする場合には、当該職員は当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする新国家公務員法定年引上げ官職に係る新国家公務員法定年に達しているものとみなして、第四項の規定及び前項の規定により読み替えて適用する新国家公務員法第六十条の二第三項の規定を適用する。

項の規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間、令和三年国家公務員法等改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五項第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて令和三年国家公務員法等改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員として在職していた期間若しくは」とする。

当の額の同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

8 平成十一年十月一日前に新国家公務員法第八十二条第二項前段に規定する退職又は先の退職がある暫定再任用職員について、前項の規定により定年前再任用短時間勤務職員とみなして同条第二項後段の規定を適用する場合には、同項後段に規定する引き続き職員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の職員としての在職期間を含まないものとする。

2 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第九項及び附則第十二条において「育児休業法」というのは、第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条第一項ただし書の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

7 附則第二十四条の規定による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）附則第十二条第五項において「新寒冷地手当」というのは、規定並びに一般職の職員の給与に関する法律第八條第四項、第七項及び第九項から第十一項まで、第十條の四、第十一條、第十一條の二、第十一條の五から第十一條の七まで、第十一條の九、第十一條の十、第十三條の二並びに第十四條並びに新一般職給与法第八條第五項、第六項及び第八項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

9 研究施設研究教育職員への採用についての前二条の規定の適用については、附則第四条第一項及び第二項並びに前条第一項及び第二項中「任期を定め」とあるのは「文部科学省令で定めるところにより任命権者が定める任期をもって」と、附則第四条第三項（前条第三項において「範囲内」で文部科学省令で定めるところにより任命権者が定める期間をもって」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の俸給月額、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する法律第六條第二項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同法第八條第三項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条第二項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

8 暫定再任用職員に対する第三条の規定による改正後の国家公務員退職手当法（附則第十二條第六項において「新退職手当法」という。）第二條第一項の規定の適用については、同項中「又は自衛隊法」とあるのは、「自衛隊法」と、「第四十五條の二第一項」とあるのは「第四十五條の二第一項又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五條第一項若しくは第二項」とする。

7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新国家公務員法第八十二条第二項後段の規定を適用する。この場合において、同項後段中「年齢六十一年以上退職者」とあるのは「国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）以下この項において「令和三年国家公務員法等改正法」という。附則第四条第一項第一号から第三号まで若しくは第二項第一号、第二号若しくは第四号に掲げる者となつた日若しくは同項第三号に掲げる者に該当する場合における年齢六十一年以上退職者」と、「又は」とあるのは「又は令和三年国家公務員法等改正法第一条の規定による改正前の第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新一般職給与法第十二條第二項、第十六條第二項及び第二十二條第一項の規定を適用する。

9 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、附則第十九條の規定による改正後の育児休業法附則第十二條において「新育児休業法」という。第二十六條第一項並びに附則第二十条の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第五條第二項、第六條第一項ただし書及び第二項ただし書、第七條第二項、第十一條、第十七條

11 検察官及び退職時に特定地方警務官であつた者については、前二条の規定は、適用しない。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新一般職給与法第十九條の四第三項の規定を適用する。

6 新一般職給与法第十九條の七第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手

する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同法第八條第三項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

第一項並びに第二十三条の規定を適用する。

10 前三条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(自衛隊法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 新自衛隊法第四十一条の規定は、施行日以後に退職をした同条第一項に規定する年齢六十一年以上退職者(次項において「新自衛隊法による年齢六十一年以上退職者」という。)及び同条第一項に規定する国家公務員法による年齢六十一年以上退職者(次項において「新国家公務員法による年齢六十一年以上退職者」という。)について適用する。

2 任命権者は、附則第三条第二項に規定する基準日(以下この項において「基準日」という。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新自衛隊法定年相当年齢(新自衛隊法第四十一条の二第一項に規定する短時間勤務の官職であつて同項に規定する指定職(次条第一項及び附則第十一条第三項において「指定職」という。))以外のもの(附則第十一条第二項を除き、以下「短時間勤務の官職」という。)を占める隊員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における新自衛隊法第四十四条の六第二項に規定する定年をいう。以下この項及び附則第十条第二項において同じ。が基準日の前日における新自衛隊法定年相当年齢を超える短時間勤務の官職(基準日における新自衛隊法定年相当年齢が新自衛隊法第四十四条の六第二項本文に規定する定年である短時間勤務の官職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の官職その他の政令で定める短時間勤務の官職(以下この項において「新自衛隊法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職」という。)に、基準日の前日までに新自衛隊法による年齢六十一年以上退職者又は新国家公務員法による年齢六十一年以上退職者となつた者(基準日前から新自衛隊法第四十四条の七第一

項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者及び基準日前から新国家公務員法第八十一条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新自衛隊法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職に係る新自衛隊法定年相当年齢に達している者(当該政令で定める短時間勤務の官職にあつては、政令で定める者)を、新自衛隊法第四十一条の二第一項の規定により採用することができず、新自衛隊法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職に、同条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務隊員(以下「定年前再任用短時間勤務隊員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新自衛隊法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職に係る新自衛隊法定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務隊員(当該政令で定める短時間勤務の官職にあつては、政令で定める定年前再任用短時間勤務隊員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 平成十一年十月一日前に新自衛隊法第四十六条第二項前段に規定する退職又は先の退職がある定年前再任用短時間勤務隊員について、同項後段の規定を適用する場合には、同項後段に規定する引き続く隊員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の隊員としての在職期間を含まないものとする。

4 暫定再任用隊員(次条第一項若しくは第二項又は附則第十条第一項若しくは第二項の規定により採用された隊員をいう。附則第十一条及び第十二条において同じ。)として在職していた期間がある定年前再任用短時間勤務隊員に対する新自衛隊法第四十六条第二項後段の規定の適用については、同項後段中「又は」とあるのは、「又は国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第 号)附則第九条第一項若しくは第二項若しくは第十条第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて同法附則第

八条第四項に規定する暫定再任用隊員として在職していた期間若しくは」とする。

5 施行日前に旧自衛隊法第四十四条の三第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧自衛隊法勤務延長期限(同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項及び次項において同じ。)が施行日以後に到来する隊員(次項において「旧自衛隊法勤務延長隊員」という。)に係る当該旧自衛隊法勤務延長期限までの間における同条第一項又は第二項の規定による勤務については、新自衛隊法第四十四条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 任命権者は、旧自衛隊法勤務延長隊員について、旧自衛隊法勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新自衛隊法第四十四条の七第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、防衛大臣の定めるところにより、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧自衛隊法勤務延長隊員に係る旧自衛隊法第四十四条の二第一項に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

7 新自衛隊法第四十四条の二第一項の規定は、施行日において第五項の規定により同条第一項に規定する管理監督職を占めたまま引き続き勤務している隊員には適用しない。

8 任命権者は、附則第三条第九項に規定する基準日(以下この項において「基準日」という。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新自衛隊法定年(新自衛隊法第四十四条の六第二項に規定する定年をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。)が基準日の前日における新自衛隊法定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年)を超える官職(基準日における新自衛隊法定年が新自衛隊法第四十四条の六第二項本文に規定す

る定年である官職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された官職その他の政令で定める官職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新自衛隊法第四十四条の七第一項若しくは第二項の規定又は第五項若しくは第六項の規定により勤務している隊員のうち、基準日の前日において同日における当該官職に係る新自衛隊法定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年)に達している隊員(当該政令で定める官職にあつては、政令で定める隊員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

9 第九条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律(附則第十二条第五項及び第十三条において「新防衛省職員給与法」という。)附則第五項から第十一項まで及び第十六項の規定は、第五項又は第六項の規定により勤務している隊員には適用しない。

10 第五項から前項までに定めるもののほか、第五項又は第六項の規定による勤務に関し必要な事項は、政令で定める。

第九条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する官職(指定職を除く。以下この項及び次項並びに附則第十一条第四項において同じ。)に係る旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年(施行日以後に設置された官職その他の政令で定める官職にあつては、政令で定める年齢)に達している者を、政令で定めるところにより、従前の勤務実績その他の政令で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する官職に採用することができる。

一 施行日前に旧自衛隊法第四十四条の二第一項の規定により退職した者

二 旧自衛隊法第四十四条の三第一項若しくは第二項又は前条第五項若しくは第六項の規定

令和三年四月二十一日

める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の官職に採用することができる。

3 前二項の規定により採用された隊員の任期については、前条第三項の規定を準用する。

第十一条 施行日前に旧自衛隊法第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用された隊員（以下この項及び次項において「旧自衛隊法再任用隊員」という。）のうち、この法律の施行の際現に常時勤務を要する官職を占める隊員は、施行日に、附則第九条第一項の規定により採用されたものとみなす。この場合において、当該採用されたものとみなされる隊員の任期は、同項の規定にかかわらず、施行日における旧自衛隊法再任用隊員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 旧自衛隊法再任用隊員のうち、この法律の施行の際現に旧自衛隊法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員は、施行日に、前条第一項の規定により採用されたものとみなす。この場合において、当該採用されたものとみなされる隊員の任期は、同項の規定にかかわらず、施行日における旧自衛隊法再任用隊員としての任期の残任期間と同一の期間と

隊員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の官職に係る新自衛隊法定年相当年齢(短時間勤務の官職を占める隊員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における第四十四条の六第二項に規定する定年をいう。)に達している隊員とする。

6 任命権者は、附則第六条第六項に規定する基準日(以下この項において「基準日」という。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新自衛隊法定年(新自衛隊法第四十四条の六第二項に規定する定年(短時間勤務の官職にあつては、当該短時間勤務の官職を占める隊員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における同項に規定する定年)をいう。以下この項において同じ。)が基準日の前日における新自衛隊法定年を超える官職及びこれに相当する基準日以後に設置された官職その他の政令で定める官職(以下この項において「新自衛隊法定年引上げ官職」という。)に、附則第九條第二項各号に掲げる者のうち基準日の前日において同日における当該新自衛隊法定年引上げ官職に係る新自衛隊法定年に達している者(当該政令で定める官職にあつては、政令で定める者を、同項又は前条第二項の規定により採用しようとする場合には、当該者は当該者を採用しようとする新自衛隊法定年引上げ官職に係る新自衛隊法定年に達しているものとみなして、これらの規定を適用し、新自衛隊法定年引上げ官職に、附則第九條第二項又は前条第二項の規定により採用された隊員のうち基準日の前日において同日における当該新自衛隊法定年引上げ官職に係る新自衛隊法定年に達している隊員(当該政令で定める官職にあつては、政令で定める隊員)を、昇任し、降任し、又は転任しようとする場合には、当該隊員は当該隊員を昇任し、降任し、又は転任しようとする新自衛隊法定年引上げ官職に係る新自衛隊法定年に達しているものとみなして、第四項の規定及び前項の規定により読み替えて適用する新自衛隊法第四十一条の二第三項の規定を適用する。

7 暫定再任用隊員は、定年前再任用短時間勤務隊員とみなして、新自衛隊法第四十六条第二項後段の規定を適用する。この場合において、同項後段中「年齢六十一年以上退職者」とあるのは「国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第 号。以下この項において「令和三年国家公務員法等改正法」という。)附則第九條第一項第一号から第三号まで若しくは第五号から第七号まで若しくは第二項第一号、第二号、第四号若しくは第六号から第八号までに掲げる者となつた日若しくは同項第三号に掲げる者に該当する場合における年齢六十一年以上退職者」と、「又は」とあるのは「又は令和三年国家公務員法等改正法第八條の規定による改正前の第四十四条の四第一項若しくは第四十四条の五第一項の規定によりかつて採用されて隊員として在職していた期間、令和三年国家公務員法等改正法附則第九條第一項若しくは第二項若しくは第十條第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて令和三年国家公務員法等改正法附則第八條第四項に規定する暫定再任用隊員として在職していた期間若しくは」とする。

達しているものとみなして、第四項の規定及び前項の規定により読み替えて適用する新自衛隊法第四十一条の二第三項の規定を適用する。

7 暫定再任用隊員は、定年前再任用短時間勤務隊員とみなして、新自衛隊法第四十六条第二項後段の規定を適用する。この場合において、同項後段中「年齢六十一年以上退職者」とあるのは「国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第 号。以下この項において「令和三年国家公務員法等改正法」という。)附則第九條第一項第一号から第三号まで若しくは第五号から第七号まで若しくは第二項第一号、第二号、第四号若しくは第六号から第八号までに掲げる者となつた日若しくは同項第三号に掲げる者に該当する場合における年齢六十一年以上退職者」と、「又は」とあるのは「又は令和三年国家公務員法等改正法第八條の規定による改正前の第四十四条の四第一項若しくは第四十四条の五第一項の規定によりかつて採用されて隊員として在職していた期間、令和三年国家公務員法等改正法附則第九條第一項若しくは第二項若しくは第十條第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて令和三年国家公務員法等改正法附則第八條第四項に規定する暫定再任用隊員として在職していた期間若しくは」とする。

8 平成十一年十月一日前に新自衛隊法第四十六条第二項前段に規定する退職又は先の退職がある暫定再任用隊員について、前項の規定により定年前再任用短時間勤務隊員とみなして同条第二項後段の規定を適用する場合には、同項後段に規定する引き続く隊員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の隊員としての在職期間を含まないものとする。

9 退職時に特定地方公務員官であつた者については、前二条の規定は、適用しない。

第十二条 暫定再任用隊員(短時間勤務の官職を占める暫定再任用隊員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務隊員」という。)を除く。以下この項及び次項において同じ。)の俸給月額

は、当該暫定再任用隊員が定年前再任用短時間勤務隊員であるものとした場合に適用される防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同法第四条の二第三項の規定により当該暫定再任用隊員の属する職務の級に応じた額とする。

2 新育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用隊員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、当該暫定再任用隊員の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務隊員及び新育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の隊員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務隊員は、定年前再任用短時間勤務隊員とみなして、防衛省の職員の給与等に関する法律第十四条第二項において準用する新一般職給与法第十二条第二項及び第十六条第二項の規定を適用する。

は、当該暫定再任用隊員が定年前再任用短時間勤務隊員であるものとした場合に適用される防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同法第四条の二第三項の規定により当該暫定再任用隊員の属する職務の級に応じた額とする。

2 新育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用隊員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、当該暫定再任用隊員の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務隊員及び新育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の隊員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務隊員は、定年前再任用短時間勤務隊員とみなして、防衛省の職員の給与等に関する法律第十四条第二項において準用する新一般職給与法第十二条第二項及び第十六条第二項の規定を適用する。

は、当該暫定再任用隊員が定年前再任用短時間勤務隊員であるものとした場合に適用される防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同法第四条の二第三項の規定により当該暫定再任用隊員の属する職務の級に応じた額とする。

2 新育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用隊員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、当該暫定再任用隊員の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務隊員及び新育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の隊員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務隊員は、定年前再任用短時間勤務隊員とみなして、防衛省の職員の給与等に関する法律第十四条第二項において準用する新一般職給与法第十二条第二項及び第十六条第二項の規定を適用する。

は、当該暫定再任用隊員が定年前再任用短時間勤務隊員であるものとした場合に適用される防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同法第四条の二第三項の規定により当該暫定再任用隊員の属する職務の級に応じた額とする。

2 新育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用隊員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、当該暫定再任用隊員の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務隊員及び新育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の隊員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務隊員は、定年前再任用短時間勤務隊員とみなして、防衛省の職員の給与等に関する法律第十四条第二項において準用する新一般職給与法第十二条第二項及び第十六条第二項の規定を適用する。

は、当該暫定再任用隊員が定年前再任用短時間勤務隊員であるものとした場合に適用される防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同法第四条の二第三項の規定により当該暫定再任用隊員の属する職務の級に応じた額とする。

2 新育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用隊員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、当該暫定再任用隊員の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務隊員及び新育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の隊員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務隊員は、定年前再任用短時間勤務隊員とみなして、防衛省の職員の給与等に関する法律第十四条第二項において準用する新一般職給与法第十二条第二項及び第十六条第二項の規定を適用する。

は、当該暫定再任用隊員が定年前再任用短時間勤務隊員であるものとした場合に適用される防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同法第四条の二第三項の規定により当該暫定再任用隊員の属する職務の級に応じた額とする。

2 新育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用隊員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、当該暫定再任用隊員の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務隊員及び新育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の隊員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務隊員は、定年前再任用短時間勤務隊員とみなして、防衛省の職員の給与等に関する法律第十四条第二項において準用する新一般職給与法第十二条第二項及び第十六条第二項の規定を適用する。

令和三年四月二十一日

び第二項ただし書に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十六条第一項中の「の定める」を「で定める」

に、「第八十一条の四第二項又は第八十一条の

五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの」を「第六十条の二第二項に規定する定年前三任用短時間勤務職員」に改める。

第二十七条第一項の表第二十三条第一項の項

中「第八十一条の五第三項」を「第六十条の二第二項」に、「第四十四条の五第三項」を「第四十一条の二第三項」に改め、同表前条第一項の項中「第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第

一項」を「第六十条の二第二項に規定する定年前

再任用短時間勤務職員」に、「第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項」を「第四十一条の二第一項の規定により採用された職員」に改め、同条第二項中「第四十四条の五第一項に規

定する短時間勤務の官職を占める」を「第四十

条の第二項の規定により採用されたに改め、同条第三項中「第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める」を「第四十一条の第二項の規定により採用された」に、「自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は」を「定年前三任用短時間勤務職員及び自衛隊法」に改める。

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「〔施行期日〕」を付し、附則に次の三条を加える。

（給与法附則第八項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

第二條 育児短時間勤務職員に對する給与法附則第八項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「」に、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九九号)第十七條の規定により読み替えられた勤務時間法第五條第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定

定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

2 第二十二條の規定による勤務をしている職員が給与法附則第八項の規定の適用を受ける場合における同条の規定の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び附則第二條第一項」とする。

（検察官の俸給等に関する法律附則第五條第一項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

第三條 育児短時間勤務職員に対する検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六號）附則第五條第一項の規定の適用については、同項中「とあるのは、」に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九十九號）第十七條の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三號）第五條第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

2 第二十二條の規定による勤務をしている職員が検察官の俸給等に関する法律附則第五條第一項の規定の適用を受ける場合における第二十二條の規定の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び附則第三條第一項」とする。

（防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

第四條 第二十七條第一項において準用する第十三條第一項に規定する育児短時間勤務職員に対する防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項の規定の適用については、同項中「とあるのは、」に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九十九號）第二十七

條第一項において準用する同法第十三條第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

2 第二十七條第一項において準用する第二十二條の規定による勤務をしている職員が防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項の規定の適用を受ける場合における第二十七條第一項の規定の適用については、同項の表第二十二條の項中「及び第二十七條第二項」とあるのは、「第二十七條第二項及び附則第四條第一項」とする。

（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正）

第二十條 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「第八十一條の四第一項又は第八十一條の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの」を「第六十條の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員に、再任用短時間勤務職員を」定年前再任用短時間勤務職員に改める。

第六條第一項ただし書及び第二項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第三項及び第四項中「の定める」を「で定める」に改める。

第七條第二項中「の定める」を「で定める」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十一條、第十七條第一項第一号及び第二十三條中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
（国家公務員法の一部を改正する法律の一部改正）
第二十一條 国家公務員法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第二百一十二號）の一部を次のように改正する。

附則第五條中「附則第十六條を」附則第六條に、「規定施行前になした」を「規定の施行前にした」に、「掲げる」を「規定する」に、「関する」を「対する」に改める。

（行政執行法人の労働関係に関する法律の一部改正）

第二十二條 行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七號）の一部を次のように改正する。

第三十七條第一項第一号中「附則第十六條を」附則第六條に改め、同条第二項中「附則第十三條を」附則第四條に改める。

（国家公務員宿舎法等の一部改正）

第二十三條 次に掲げる法律の規定中「第八十一條の五第一項を」第六十條の二第一項に改める。

一 国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第一百七十七號）第二條第一号イ

二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六號）第六十一條第三項、第五項ただし書、第六項、第七項、第十二項、第十七項及び第二十九項

三 国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百十九號）第二條第一項

（国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正）

第二十四條 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を次のように改正する。

第一條中「限り、同法第八十一條の四第一項又は第八十一條の五第一項の規定により採用された職員を除く」を「限る」に改める。

第五條の表第一條の項中「同法第八十一條の四第一項又は第八十一條の五第一項を」限るに、「自衛隊法」を「限り、自衛隊法」に改め、「第四十四條の四第一項、第四十四條の五第一項又はを削り、第四十五條の二第一項の下に」の規定により採用された職員を除くを加える。

（国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十五條 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十號）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第五條まで」の下に「又は附則第十二項若しくは第十三項を、第五條の三までの下に」及び附則第十二項から第十六項までを加える。

附則第六項中「第五條の二」の下に「及び附則第十五項を加える。

附則第七項中「第五條」の下に「又は附則第十三項」を加える。

（自衛隊員倫理法の一部改正）

第二十六條 自衛隊員倫理法（平成十一年法律第二百三十號）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「第四十四條の五第一項を」第四十一條の二第一項に改める。

（国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十七條 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十二號）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「附則第二十一項を」附則第六項に改める。

（国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十八條 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第一百五十五號）の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項中「附則第二十一項から第二十三項まで及び第二十六項を」附則第六項から第八項まで及び第十一項に改める。
附則第六條第一項中「附則第二十六項を」附則第十一項に改める。
（検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）
第二十九條 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十八號）の

一部を次のように改正する。

附則第三条第一号中「第九条を」附則第三条に改める。

(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律及び国家戦略特別区域法の一部改正)

第三十条 次に掲げる法律の規定中「附則第二十一項から第二十三項まで及び第二十六項を」附則第六項から第八項まで及び第十一項に改める。

一 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)第三十一条第三項第一号

二 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第一百七号)第十九条の二第四項第一号

(国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正)

第三十一条 国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成十八年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「第八十一条の二第二項を」第八十一条の六第一項に、「第八十一条の三第一項を」第八十一条の七第一項に改める。

第十条の表第四条第二号の項中「第八十一条の二第二項を」削る。

第十一条の表第四条第二号の項中「第八十一条の二第二項を」第八十一条の六第一項に、「第四十四条の二第二項を」第四十四条の六第一項に、「第八十一条の三第一項を」第八十一条の七第一項に、「第四十四条の三第一項を」第四十四条の七第一項に改める。

(検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十二条 検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第五号)の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書中「附則第六条を」附則第四条に改める。

附則第二条中「(次条及び附則第四条において「特例期間」という。)を削り、「第十条第一項

を」附則第四条第一項に改める。

附則第三条及び第四条を削る。

附則第五条中「前三条を」前条に改め、同条を附則第三条とする。

附則第六条中「附則第二条から前条まで」を「前二条」に改め、同条を附則第四条とする。

(国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第三十三条 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三十条中「前条の規定による改正後の」を削り、「附則第二十四項を」附則第九項に改める。

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十四条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三十五条第四項中「係る」の下に「国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第 号)第一条の規定による改正前の」を、「昭和二十二年法律第二百十号」の下に「以下この項において旧国家公務員法」という。

を加え、「国家公務員法」を、「旧国家公務員法」に、「(国家公務員法)を」(旧国家公務員法)に、「及び国家公務員法」を「及び旧国家公務員法」に改める。

(特定秘密の保護に関する法律の一部改正)

第三十五条 特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項ただし書中「の定める」を「で定める」に、「第二十条各号」を「第二十条第一項

各号」に改める。

(雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十六条 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項中「前条の規定による改正後の」及び「(以下この条において「新退職手当法」という。)を削り、「新退職手当法附則第二十五項を」同法附則第十項に、「退職した国家公務員退職手当法」を「退職した同法」に、「あつて国家公務員退職手当法」を「あつて同法」に改め、同条第二項中「新退職手当法」を「国家公務員退職手当法」に、「国家公務員退職手当法第十

条第十一項」を「同条第十一項」に改める。

理由

人事院の国会及び内閣に対する平成三十年八月十日付けの意見の申出に鑑み、国家公務員の定年を段階的に年齢六十五年に引き上げるとともに、管理監督職務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度を設けるほか、年齢六十を超えたる職員に係る給与及び退職手当に関する特例を設ける等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

令和三年六月九日印刷

令和三年六月十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C